ＪＡふかや

ＪＡバンク
ふかや農業協同組合

# ＝JAふかやをもっと知っていただくために＝

2026
ディスクロージャー誌

# プロフィール

（令和８年3月31日現在）

## ふかや農業協同組合　（ＪＡふかや（愛称））

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 設立日 | 平成13年４月１日 | | | | | |
| 本店所在地 | 埼玉県深谷市内ケ島７２８番地１ | | | | | |
| 出資金 | １５億７,８６３万円 | | | | | |
| 店舗等の状況 | 本支店 | ４ | プラザ | １３ | | |
| | 営農経済ｾﾝﾀｰ | ３ | 直売所 | ５ | 給油所 | ３ |
| | ｶﾝﾄﾘｰｴﾚﾍﾞｰﾀｰ | １ | ﾗｲｽｾﾝﾀｰ | １ | | |
| | 農機ｾﾝﾀｰ | １ | 葬祭ｾﾝﾀｰ | １ | 選果ｾﾝﾀｰ | １ |
| 職員数 | ２１８名 | | | | | |

| | |
|---|---|
| ・総資産 | 1,918億5,625万円 |
| ・貸出金 | 279億3,879万円 |
| ・貯金＊1・譲渡性預金 | 1,795億6,985万円 |
| ・純資産 | 101億3,104万円 |
| ・経常利益 | 3億8,274万円 |
| ・当期剰余金＊2 | 2億6,136万円 |
| ・自己資本比率 | 19.95% |

＊1　貯金とは、銀行等の預金に相当するものです。組合では利用者側に立った「貯える」という考えで使用しています。

＊2　当期剰余金とは、銀行等の当期純利益に相当するものです。

## 株式会社　ふかやアグリサービス

| | |
|---|---|
| 設立日 | 平成29年10月2日 |
| 本店所在地 | 埼玉県深谷市櫛引66番地 |
| 出資金 | 4,000万円 |
| 店舗等の状況 | 本社　1 |
| 組合が所有する株式等の割合 | 100%（なお、組合の他の子会社等が有する株式等はございません。） |
| 従業員数 | ６名 |

| | |
|---|---|
| ・総資産 | 8,427万円 |
| ・純資産 | 8,308万円 |
| ・経常利益 | 1,197万円 |
| ・当期純利益 | 1,026万円 |

※　本誌に掲載してある計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

※　本誌は、農業協同組合法第54条の３に基づき作成したディスクロージャー資料です。

# 目　次


| | ページ |
|---|---|
| ごあいさつ | ２ |
| ＪＡ綱領 | ５ |
| 経営方針 | ６ |
| ＪＡふかやと地域社会 | ７ |
| 農業振興活動 | ８ |
| 地域貢献活動 | ８ |
| 経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針 | ９ |
| トピックス | １０ |
| リスク管理の状況 | １２ |
| 自己資本の状況 | １６ |
| 【資料編】 | １７ |
| 店舗等一覧<br>（株式会社ふかやアグリサービスの営業店舗を含む。） | １１２ |
| 開示項目一覧 | １１３ |

# ごあいさつ

組合員の皆さまおよび地域の皆さまには、平素より私どもＪＡふかやグループをお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

このたび、ＪＡふかやは第２５期の決算を迎えました。

本ディスクロージャー誌では、令和７年度のＪＡふかやグループの業績、経営課題への取組みや経営方針などをご紹介いたします。

本誌をつうじて皆さまの私どもＪＡふかやに対するご理解を一層深めていただけましたら幸いです。

## ＝令和７年度の業績等について＝

令和７年度の日本経済は、物価の上昇に伴う消費意欲の減退が懸念されるとともに、少子高齢化による労働人口の減少などを背景に企業の人材確保が困難な状況が継続しており、人材不足はさらに深刻化することが見込まれています。

農業生産の現場においては農畜産物生産の持続性が懸念されており、生産資材価格の高止まりや労働力不足などの課題に加え、高温や渇水などの異常気象が重なり、夏場の平均気温は過去最高を記録しました。

国は、令和７年４月に策定した「食料・農業・農村基本計画」の中で、国内農業の構造転換による生産の増大や農畜産物の輸出を拡大する方針を示し、農業予算の拡充を検討しています。６月には「食料システム法」が制定され、合理的な費用を考慮した価格形成の実現と食品産業の持続的な発展への指針が示されたところであり、国の施策に呼応した営農継続を考慮した日常的な取引きを推進する必要があります。

また、「令和の米騒動」は米価高騰と品薄で不安を招く一方、米の価値を再認識する契機となりました。米の流通構造や米生産に対する農業とＪＡグループが持つ役割・機能に対する社会の理解を深めて、対外的な情報発信を十分に行うことが必要不可欠です。

今年度は「2025国際協同組合年」が幕開けとなり、令和７年11月21日に埼玉県内の協同組合・協同組織47団体が集まり、「2025国際協同組合年埼玉実行委員会発足式」が開催されました。協同組合に対する理解を促進し、認知度を高めること等を目的にしており、協同組合の重要性と価値を広く周知する機会となりました。

令和７年度のＪＡふかや事業概況につきましては、中期３か年計画（令和７年度～令和９年度）の初年度にあたり、信用事業では預金・貸出金等の金利の上昇にともない業績が好調であったこと、更に事業管理費等の削減に努めた結果、事業利益は２億4,411万円となり、前年実績ならびに事業計画を大幅に上回りました。

令和６年12月９日に開催された「ＪＡ埼玉県大会」で決議した「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力」に向けて、地域性や経営環境等を踏まえた中期計画アクションプランを策定し、全役職員の参画により、重点施策に取組んでいます。

生産現場においては、農薬や生産資材の値上げ、肥料価格の高止まり等により生産コストに多大な影響がありました。生産物に関しては、野菜類全般について年間をとおし高温障害の影響や病害虫などの発生・干ばつにより品質・収量には相当なマイナス要因となりましたが、価格は比較的好調に推移しました。米の状況については、３年続けての高温の影響で、白未熟粒等により品質低下となりましたが、収量については、生育期間を通じ天候に恵まれ登熟が良好となり、不稔の一因となるイネカメムシについても、広域一斉防除を実施したことから前年産より増収しました。

営農指導事業では、ＴＡＣ（営農経済渉外担当者）を中心に、農作物の高温障害や干ばつ対策、主要品目における病害虫防除への相談対応、技術情報の提供に努めました。また、令和７年度より麦赤かび病・イネカメムシ防除において、ドローンによる空中散布により広域一斉防除を実施しました。

担い手農業者・新規就農者支援では、各連合会による県域応援企画事業を活用し、低コスト化技術の導入費用の助成や、新規就農者における農機具等購入支援を行いました。また、土壌診断に基づく施肥指導に重点を置き、新規就農者支援に努めました。

水田関係では、米の不足感から米価が高騰し、政府による備蓄米の放出、増産方針や需給見通しを受け、飼料用米から主食用米への作付回帰が進み、米の需給環境は大きく変動しました。

畜産酪農事業では、乳用牛における長命連産性の向上や暑熱対策等飼養環境の整備、飼料価格高騰に対する支援事業に継続して対応しました。

地域農業を振興していくうえで、担い手が不足する地域や高齢化・離農などで手放された農地、耕作放棄地が年々

増加傾向にあり、大きな課題となっています。

株式会社ふかやアグリサービスは、農業者の高齢化等に伴い地域農業の担い手が減少し不足する状況下において、その役割を補完し、農地の遊休化・荒廃防止に貢献することで、農業振興と持続的農業発展に資する事業活動を展開しました。

本年度10月から新たに「ニプログランドロータリー」、「ミキシングソワー（肥料散布機）」を導入し、受託作業および農業経営の効率化を図りました。

組合員からの依頼による農作業受託件数は545件、草刈、保全耕耘、田植、稲刈、小麦刈、ドローンによる農薬散布等合わせて約158.4haの作業を実施しました。

また、借受けた遊休・休耕農地において、水稲5.4haの農業経営を実践しました。

生活指導事業では、学校ファームの食農教育として田植え・バケツ稲指導を行いました。また、子ども食堂農業体験として、ジャガイモ播種・収穫作業に13世帯37名の親子が参加し農業への関心と大切さについて学んでいただきました。

信用事業では、個人貯金獲得に向け６月・７月・８月に「サマーキャンペーン」、11月・12月に「ウインターキャンペーン」、3月に「春の特別定期貯金キャンペーン」を展開し、多くの組合員・利用者にご利用いただきました。

年金友の会活動では、日帰り旅行、グラウンド・ゴルフ大会等の「年金友の会イベント」を開催し、大変多くの年金友の会会員にご参加いただきました。６月・10月に各支店・プラザの16会場で年金相談会を開催し、多くの方にご利用いただき、併せて年金受給手続き等の支援も行いました。また、新たな取組みとして組合員・利用者の資産形成・資産運用などの総合的な金融ニーズへの対応力強化に取組み、最適な資産運用商品やサービスを提供しました。貸出金では、住宅ローン・マイカーローン等の特別優遇金利を引続き設定し、大変多くの組合員にご利用いただきました。また、６月・12月に農業資金相談会を開催し、農業者の資金需要に対応するとともに、9月・10月の休日に住宅ローン相談会を開催し平日来店できない利用者のニーズに応え、ローンの伸長に取組み、貸出金残高は期首より26億円増加し、279億円となりました。

共済事業では、組合員・利用者へ３Ｑ活動を展開し、「ひと・いえ・くるま」の万全な保障充足に取組みました。また、地域貢献活動としてＪＡ共済アンパンマン交通安全キャラバンを開催し、755名の参加をいただきました。

共済友の会活動では、健康福祉を目的とした生活習慣病検診、女性の集い（日帰り旅行）、チャリティーゴルフ大会を開催しました。また、交通安全・交通事故防止の一環として児童用雨傘を深谷市へ、横断旗を寄居町へ寄贈しました。

販売事業では、販売促進活動として東京青果（株）・（株）浦和中央青果・長印船橋青果（株）へのトップセールスを実施、また農産物販売促進イベントにおいて生産物流コスト高騰に対する適正な価格形成実現に向け、消費者理解を求めるため、地場産野菜および花植木を「ＪＡふかやキャンペーン大使」によりＰＲ活動を実施しました。春野菜では、３月は寒暖の差があり生育状況は全体的に順調でしたが、４月以降は低温の影響により、野菜全般の出荷量は昨年を下回り、販売状況は野菜を中心に苦戦し、全般的に単価安となり計画を下回りました。７月には猛暑による生育不良が見られましたが、大きな被害も無く順調な出荷となりました。秋きゅうりでは、８月の高温・猛暑により定植時期の活着不良など肥培管理に影響を受けましたが、他産地の出荷量も少なく堅調な販売となりました。10月以降も病害虫の多発・天候不順もあり出荷量は減少し、関東産が主力の中で、全体量が少なく高値基調にて推移しました。秋冬野菜では、露地野菜のブロッコリーなど主要作物は定植時からの高温や、少雨による生育の遅れのため、安定した出荷量とならず計画を下回りました。

花き類は、９月の高温により小菊等生育不良による出荷遅れもあり、需要期の対応に大きな影響がありました。ユリは、盛夏期の作付を減らすなど、高温による影響を回避し出荷量が減少したものの、昨年を上回る単価高もあり堅調な販売で推移しました。チューリップは、他産地の生育の遅れもあり堅調な販売となりました。

鉢物類は、気候対策による作付状況の変化や出荷時期のずれ込みなど生産体制が不安定となり、更に個人消費の低迷が続き厳しい販売状況となりましたが、花物・観葉植物類・花木類は健闘し、堅調な単価で推移しました。

直売所は、イベント開催時には人の流れが活発となり消費者の安定した需要はあったものの、昨年同様に猛暑の影響により多くの作物に生育不良が見られ、年間をとおし出荷量が減少し、前年度実績を下回る結果となりました。

購買事業の生産部門のうち、肥料は世界需給バランスが安定して推移したことで安定供給となりましたが、供給数量は施設野菜の作付面積減少・天候不順があり前年数量と比べおよそ5%減少し、為替レートの影響を受けた生産コ

ストの上昇もあり供給金額も計画を下回りました。

農薬は原料の価格高騰により多くの品目で値上げとなりましたが、５品目を追加した共同購入では、28品目が平均7.6%の価格抑制につながりました。また、定期的に農薬相談展示即売会を実施し、抵抗性雑草の防除対策や体系散布の案内と大型規格の案内に努め、供給金額は計画を上回りました。

飼料は為替レートの影響により高止まりが続いており、資材は農産物の高温障害や干ばつの影響を受け出荷段ボールや出荷用包装資材の減少により前年の供給数量から16.5%減少し、生産部門全体では厳しい結果となりました。

生活部門では、新茶をはじめ、夏期に需要の高い飲料水や価値ある暮らしを創造するものとして宝飾品の案内をしました。また、大切な財産を守るべく床下点検と白蟻防除点検を強化し、普及拡大に努めました。食品では、安全・安心で健康な食生活の実現をめざし、新鮮な食材の宅配による提供に努めました。葬祭事業は、「アグリホール」を多くの方にご利用いただきましたが施行件数が401件と昨年と比べ22件減少し、供給金額は前年度を下回りました。

組合員総合支援室では組合員・利用者への情報発信として、中期３か年計画に掲げた「広報戦略」のひとつである広報誌「みどりの風」について、令和７年７月号からオールカラーに刷新しました。また、日本農業新聞への記事投稿・公式ホームページの更新を軸とした広報活動を展開するとともに、ＬＩＮＥ公式アカウントを活用して迅速に旬のイベント案内や営農情報等を配信しました。相続支援サービスでは、司法書士・税理士等の専門家と連携し、公正証書遺言の作成・財産診断等に関する事前相談（新規受付34件）や、相続発生後の所有権移転登記・税務申告等の様々な相談（新規受付126件）を受け、前年度からの継続分を含めると計244件に対応しました。

令和７年度事業は、上記のとおりとなりました。これも偏に組合員の皆さま・地域の皆さまのご理解・ご支援の賜物であり、心より御礼申し上げます。今後におきましても、多様化する組合員ニーズを把握し、引続き地域農業・地域社会に貢献するＪＡふかやをめざしてまいります。

## ＝経営目標について＝

令和６年12月開催の「ＪＡ埼玉県大会」では、“ＪＡグループさいたまの存在意義の発揮” に向けた４つの戦略、①食料・農業戦略、②組織基盤強化・地域活性化戦略、③経営基盤強化戦略、④広報戦略が提起され、大会決議案とともに採択されました。ＪＡふかやは、令和７年度から令和９年度における「中期３か年計画」・「自己改革工程表」のアクションプランに基づき、今年度は「中期３か年計画」の２年目として上記４つの戦略とともに、不断の自己改革【３つの基本目標】①農業者の所得増大、②農業生産の拡大、③地域の活性化に引続き取組んでまいります。

## ＝経営方針等について＝

支店再編から５年が経過する中で、令和７年４月１日より抜本的にプラザの運営体制を変更し、業務の効率化を図り、持続可能な経営基盤の強化に努めてまいります。

さらに自己改革の実績、取組状況等については比較および分析を含め、組合員に丁寧に説明するとともに、組合員の評価と意向を踏まえ、事業計画等への反映や方針等の修正等を行い、「自己改革実践サイクル」に関するプロセスを毎年継続して実施しています。さらに経営基盤の確立・強化やガバナンス・内部統制の確立・強化をつうじて、経営の持続性を確保してまいります。

## ＝おわりに＝

農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けて、市場でのトップセールスを実施し、キャンペーン大使などによる販促活動により、生産コスト高騰に対する適正な価格形成実現に向け、理解醸成を求めるとともに野菜および花のＰＲに努めています。ＪＡふかやは、役職員一丸となって地域の生活と営農に密着した信用事業・共済事業から営農経済事業まで幅広く、かつ、質の高いサービスを提供できるＪＡとしてあり続けます。

今後とも、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和８年７月

代表理事組合長　原　　浩

# ＪＡ綱領

## １．　Ｊ Ａ 綱 領

ＪＡ綱領とは、ＪＡグループが活動を展開するにあたり、ＪＡグループの価値観であり、基本的姿勢を示したものです。私どもＪＡふかやグループは、次に記す「ＪＡ綱領」を最も根本となる理念と位置づけ、遵守しております。

ＪＡ綱領　　－わたしたちＪＡのめざすもの－

わたしたちＪＡの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新を図ります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織として社会的役割を誠実に果たします。

**わたしたちは**

**１．地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。**

**１．環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。**

**１．ＪＡへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。**

**１．自主・自立と民主的運営の基本に立ち、ＪＡを健全に経営し信頼を高めよう。**

**１．協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。**

## ２．　Ｊ Ａ 綱 領 の 解 説

ＪＡ綱領は、ＪＡの組合員、役職員が次の５つの対象に対して社会的役割・使命を果たすことを宣言したものです。１番目が消費者に対して、２番目が地域住民に対して、３番目が事業の利用者に対して、４番目が出資者に対して、５番目が協同活動の担い手に対して、となっています。

① 農業協同組合として農業を振興して、新鮮で安全な食糧（「食」）を安定供給する機能と自然環境（「緑と水」）が有する公益的な機能を守り、「消費者」と国民の期待に応えていくこと。

② 緑豊かな地域循環型の環境づくり、地域の伝統文化や食文化の堅持とともに新しい地域文化の創造、農とのふれあい等を通じて、「地域住民」の生活を支援していくこと。

③ ＪＡの「事業・活動への参加者（利用者）」の結集（「連帯」）と、他のＪＡ、連合会や協同組合との「連帯」を力にして、適正な価格による質の高い商品とサービス（「協同の成果」）を実現し、人のふれあいを添えて「事業・活動への参加者（利用者）」に提供していくこと。

④ 「出資者」が管理する「自主・自立」の組織として、自己責任経営のもとで「出資者」やその代表により的確に管理監督できる「民主主義」が有効に機能する情報開示（信用の確保）、安定した財務構造の確立、企業家精神を鼓舞した積極的な挑戦（「健全な経営」）を実践することで、役職員・経営方針・施策などの「信頼」を高めていくこと。

⑤ ①から④までに掲げた価値観（「協同の理念」）に賛同（堅持）する組合員、役職員、地域住民の仲間と共に、広く情報を収集し、共に学び、ＪＡの活動に積極的に参加することを通じて、一人ひとりの自己実現の欲求を充足し、「生きがい」や働きがいを将来に向かって追及すること。

# 経営方針

## １．経営理念

「地域と共に食と農の未来へ歩むＪＡふかや」を経営理念（ビジョン）と掲げ、農業の振興をつうじて「食」と「農」と「環境」を守り、農業・地域の発展に貢献する事業活動を展開します。

## ２．経営方針

**信用事業方針**

組合員･利用者のニーズに即した事業を展開し、地域金融機関として農業・くらし・地域を継続的に支え、総合事業体の強みを活かした金融仲介機能を発揮しJAブランドの向上・利用され続ける金融機関として、業務効率化を図り将来にわたる健全性と持続可能な収益の確保を目指します。

さらに組合員･利用者の総合的な金融ニーズへの対応力強化に取組み、利用者のライフプランをサポートします。

**（貯金）**

JAバンクアプリ等の非対面チャネルの普及・拡大に取組み利用者の利便性の向上および事務負担軽減に努めます。また、社会保険労務士による年金相談会開催により、年金受給に関するさまざまな相談に応え年金受給口座の増加を目指し「集まる貯金」へのシフトを進め、顧客メイン化に向け取組みます。

**（融資）**

農業者のメインバンクとして、資金ニーズにしっかりとお応えできるよう対応力強化を図るとともに住宅・マイカー・教育等の各種ローンの生活資金ニーズに迅速に応え、優遇金利を引続き設定し組合員・利用者の生活支援に取組みます。

**共済事業方針**

契約者、組合員、次世代層への活発な３Q活動を展開し、「ひと・いえ・くるま」の組合員・利用者本位の保障充足活動をつうじ、組合員・利用者の期待と負託に応える万全な保障提供を目指します。またデジタル技術等を活用した万全な契約者対応と、組合員・利用者との利便性の高い接点構築に取組みます。

**経済事業方針**

担い手支援と生産販売戦略の実践強化を図り、営農経済センターおよび本支店・プラザが連携し、営農情報の提供をはじめ各種営農相談、低コスト資材の提案を行います。

**（指導事業）**

営農経済渉外、販売担当を一体とした総合的指導体制により営農指導の強化を図り、農業経営の見直し・向上および生産現場の変化とニーズに対応するため、さらなる営農支援活動に努めます。

**（購買事業）**

生活物資では組合員・地域住民のニーズに応じた安心・安全な商品の提供を図ります。生産資材においては、生産コスト抑制資材の普及に取組み、「農業生産の拡大」・「農業者の所得拡大」を図ります。

**（販売事業）**

各協議会、部会等を中心に販売力強化を進めます。また、信頼される産地形成と農業所得向上に資するため、新規作物への取組みおよび新生産技術を導入、さらに新たな販路の拡大に取組み、販促活動を通じて産地強化・産地ＰＲに努めます。

**（資産管理事業）**

組合員の資産管理・相続対策などへの不安や疑問にお答えするとともに、税務や法律に関する専門家による相談機能の強化に努めます。

**（農作業受委託事業）**

地域農業の維持・発展、耕作放棄地の防止・解消のために、㈱ふかやアグリサービスとともに保全耕耘、刈取り等の農作業受託を行います。

## ３．経営管理体制

◇経営執行体制

当組合は農業者により組織された協同組織であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性部から理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

# ＪＡふかやと地域社会

ＪＡふかやは、深谷市、寄居町を区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合では、皆さまからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉として、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

当組合は、組合員の皆さまや地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせて頂いています。

**組合員の皆さま・地域のお客さま**

うち組合員数:14,176人

※ＪＡにおける「組合員」とは？
地区内にお住まいや勤務の方は組合員になる資格があります。また、組合員以外のお客さまへも一定の範囲内でＪＡのサービスをご利用頂けますので、お気軽にお声掛けください。

## 地域からの資金調達の状況

当組合では、お客さまの多様なニーズにお応えするため、退職金や相続資金を対象とした定期貯金、ならびに組合員向けの金利上乗せ定期貯金など、さまざまな商品を取り揃えています。今後も、お客さまのニーズに応じた新商品の開発と、より一層のサービス充実に努めてまいります。

| 貯金・積金残高 |
|---|
| 179,569百万円 |

| | 百万円 |
|---|---|
| 出　資　金 | 1,578 |
| 貯金・積金 | 179,569 |

## ＪＡふかや

| | |
|---|---|
| 常勤役職員 | 223名 |
| 店舗数 | 4店 |
| プラザ | 13店 |
| ATM設置台数 | 19台 |
| 営農経済センター | 3店 |
| 直売所 | 5店 |
| ガソリンスタンド | 3店　等 |

## 地域への資金供給の状況（貸出金に関する事項）

お客さまからお預かりした大切な貯金積金を、資金を必要とされている組合員、地域にお住まいの方や事業者の方々へ資金を適正に供給し、農業や地域経済の活性化に寄与しています。

| 貸出金残高 |
|---|
| 27,938百万円 |

（単位:百万円）

| | |
|---|---|
| 組　合　員 | 19,007 |
| 地 公 体 等 | 7,826 |
| そ　の　他 | 1,104 |

＊制度融資の実績
農業近代化資金　289
＊農業支援融資商品
農機ハウスローン/ 農業生産特認資金
＊個人向けローン、事業者向け融資についても各種ご用意しています。

## 文化的･社会的貢献に関する事項（地域との繋がり）

(1)「地域との共生」を基本理念に小さな活動からを合言葉に、福祉、スポーツや地域活動等の活動をつうじて文化的･社会的貢献活動を展開しています。
※詳細は、「**トピックス・地域社会貢献活動**」に掲載していますのでご覧ください。
(2)利用者ネットワークとして、各種友の会や部会を設置し、さまざまな活動を展開しています。
※詳細は、「**トピックス・地域社会貢献活動**」に掲載していますのでご覧ください。
(3) JA広報誌「みどりの風」や公式ホームページ、公式ＬＩＮＥアカウントを通じて情報提供やご意見を承っていますのでご利用ください。

貸出金　支援サービス　営農支援

## 貸出金以外の運用に関する事項

安全性と流動性を重視した安定収益のためＪＡ県信連預金や国債等の有価証券で運用しています。

| | |
|---|---|
| JA県信連等預金残高 | 126,080百万円 |
| 有 価 証 券 残 高 | 21,591百万円 |

**組合員の皆さま・地域のお客さま**

※計数は、令和８年3月末現在です。なお、記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
※記載内容、商品についてご質問がございましたら、お気軽にお声掛けください。

# 農業振興活動

## 農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けた取組み

ＪＡふかやは、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、組合員、地域の利用者とともに歩み、対話をつうじて、不断の自己改革に取組み、「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向けて、引続き「不断の自己改革」として「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」の達成に向け、販売事業については、市場から信頼される産地維持のため、生産の現況把握と価格折衝に努めるとともに、加工・業務用需要に対応できる契約取引品目の提案など、販売先・販売方法の改善に取組み、令和8年度の販売品取扱高は76.5億円を計画し、主に野菜・花き類の販売強化に努めます。

主要作物であるブロッコリーを行政との連携によるPRで、指定野菜登録効果の所得確保および産地の維持拡大のため、更なるブランド化をめざします。

購買事業については、農家手取りの最大化を目指した中で、国内資源を利用した肥料の提案、土壌診断による適正施肥、農薬の大型規格品の取組みでのコスト低減等、トータル生産コストの低減を柱として、生産資材の価格引き下げ・抑制に努めます。

併せて、近隣JAと購買事業業務提携によりスケールメリットによる仕入強化の実践を推し進めます。

## 農業の担い手育成に向けた取組み

ＪＡふかやは、令和７年４月に策定した「食料・農業・農村基本計画」の中で、国内農業の構造転換による生産の増大や農畜産物の輸出を拡大する方針を踏まえ、将来の農業の持続発展に向けて「担い手サポートセンター」や行政機関と連携し、担い手育成に積極的に取組んでいます。

そのような中、出向く営農指導の強化を図り、新規就農・若手後継者の育成指導に努め、地域農業の活性化および営農意欲の向上を目指した営農指導・営農支援活動に取組みます。

さらに、担い手支援と生産販売戦略の実践強化を図り、営農経済センターおよび本支店・プラザが連携し、営農情報の提供をはじめ各種営農相談、低コスト資材の提案を行います。

併せて、金融面から農業の担い手を支援するため、「担い手金融リーダー」の設置など、担い手金融機能強化に努めます。

# 地域貢献活動

## 社会的責任や社会的貢献に対する考え方

ＪＡふかやは、貯金や融資等の信用事業から共済事業、購買事業、販売事業、指導事業など、各種事業の展開をつうじて、組合員の皆さまへの奉仕はもとより、地域の皆さまに様々な事業機能やサービスを提供することにより、農業や地域経済社会の健全な発展に寄与することで社会的・公共的使命を果たしてまいります。

また、当組合は、地域社会の一員としての責任を自覚し地域社会に貢献する活動として、交通安全運動、自治体との防災協定締結をはじめ、くらしの活動関係として、子ども110番等の防犯活動への取組みなど地域社会に対する貢献活動や無料法律・税務相談活動、年金友の会、女性部の活動など、地域の各種行事や催事等への参画やＪＡの社会・文化的活動をとおして、少しでも地域社会の発展や活性化のお役に立ちたいと思っています。

地域の福祉・支援対策として「子ども食堂」への農産物提供を行っており、新たに食材提供のみでなく、「農業・食」への関心を高めるための取組みとして、親子でのジャガイモ播種・収穫体験を実施し、「農業・食」の大切さについての「子ども食堂農業体験」も行っています。

今後とも協同組合運動の理念である「一人は万人のために、万人は一人のために」を念頭におき、より良き地域社会人として、組合員の皆さまをはじめ地域社会の皆さまと一緒に歩んで行きたいと思っています。

## 経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針

当組合では、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。本ガイドラインおよび当組合の「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」を融資慣行として以下のとおり浸透、定着に努めてまいります。

１．経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、財務基盤等を総合的に判断し、経営者保証を求めない対応が可能か、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

２．経営者保証の契約時の対応について

（１）農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

（２）保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産および収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者および保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

３．既存の保証契約の適切な見直しについて

（１）農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

（２）事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者および後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

４．経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証人の保証履行時の資産状況等を勘案し、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、履行請求の範囲を決定します。

※「経営者保証に関するガイドライン」の詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

一般社団法人 全国銀行協会　https://www.zenginkyo.or.jp/

日本商工会議所　https://www.jcci.or.jp/

# トピックス

☆　「令和７年度事業計画説明会」の実施

令和７年4月１２日、全職員を対象に事業計画の周知・意思統一を行いました。

☆　「令和７年度防犯全体会議」の実施

令和７年4月１２日、所属長を対象に防犯全体会議を実施しました。

☆　「麦赤かび病空中散布防除」の実施

令和７年４月２５日～28日、ドローンによる空中散布を実施しました。

☆　「農業資金相談会」の開催

令和7年6月6日、南部営農経済センターにて開催しました。

☆　「第２４回通常総代会」の開催

令和７年６月１７日、深谷市民文化会館大ホールにて開催し、第２４期事業報告等７議案について審議され、原案通り可決承認をいただきました。

☆　「年金相談会」の開催

令和7年6月21日、櫛挽プラザ・武川プラザ・城南プラザにて開催しました。

令和7年6月28日、明戸プラザ・深谷プラザ・豊里プラザ・用土プラザにて開催しました。

☆　「トウモロコシ販促活動」の実施

令和７年6月２２日、深谷テラスパークにてキャンペーン大使、販売課職員による販促活動を実施しました。

☆　「住宅ローン相談会」の開催

令和7年6月28日、深谷北支店にて開催しました。

☆　「農機大展示会」および「北部営農経済センター謝恩セール」の開催

令和7年7月19日、北部営農経済センターにて開催しました。

☆　「南部営農経済センター謝恩セール」の開催

令和7年７月26日、南部営農経済センターにて開催しました。

☆　「イネカメムシ広域一斉防除」の実施

令和７年8月8日～9月２日、ドローンによる空中散布を実施しました。

☆　「令和７年度理事研修会」の実施

令和7年８月26日、理事を対象に研修会を実施しました。

☆　年金友の会「会員の集い」日帰り旅行の開催

令和7年9月26日、「鎌倉大仏と鶴岡八幡宮・小町通りの旅」を日帰りにて開催しました。

☆　「住宅ローン相談会」の開催

令和7年9月27日、深谷南支店にて開催しました。

☆　「ＪＡ共済アンパンマン交通安全キャラバン」の開催

令和7年9月27日、深谷市花園文化会館アドニス大ホールにて開催しました。

☆　「令和７年度役員コンプライアンス研修会」の実施

令和7年9月29日、役員を対象としてコンプライアンス研修会を実施しました。

☆　年金友の会・共済友の会「チャリティーゴルフ大会」の開催

令和7年10月10日、岡部チサンカントリークラブにて年金友の会、共済友の会合同で開催しました。

☆　「年金相談会」の開催

令和7年10月18日、深谷北支店・寄居中央支店・本郷プラザ・川本プラザ・男衾プラザにて開催しました。

令和7年10月25日、深谷南支店・幡羅プラザ・八基プラザ・榛沢プラザにて開催しました。

☆　年金友の会「グラウンド・ゴルフ大会」の開催

令和7年10月27日、熊谷スポーツ文化公園（ドーム多目的運動場）にて開催しました。

☆　「女性部連絡協議会 グラウンド・ゴルフ大会」の開催

令和7年10月29日、仙元山公園多目的広場（北）にて開催しました。

☆　「令和7年度下期職員コンプライアンス研修会」および「信用事業コンプライアンス研修会」の開催

令和7年11月10日、17日、20日、26日、全職員を対象にコンプライアンス研修会を実施しました。

☆　「ふれあいジュエリー展2025」の開催

令和7年11月13日～14日、埼玉グランドホテル深谷にて開催しました。

☆　「マネロン・テロ資金供与対策およびインサイダー取引にかかる役員研修会」の実施

令和7年11月25日、マネロン・テロ資金供与対策およびインサイダー取引にかかる役員研修会を実施しました。

☆　年金友の会「会員の集い」１泊２日旅行の開催

令和7年11月27日～28日、「焼津黒潮温泉アンビア松風閣と日本平夢テラスの旅」を１泊２日にて開催しました。

☆　「住宅ローン相談会」の開催

令和7年11月29日、寄居中央支店にて開催しました。

☆　「農業資金相談会」の開催

令和7年12月5日、北部営農経済センターにて開催しました。

☆　「直売所歳末謝恩施セール」の実施

令和7年12月6日、管内５農産物直売所にて実施しました。

☆　「女性部連絡協議会文化発表会と歌声サロン」の開催

令和7年12月10日、深谷市花園文化会館アドニス大ホールにて開催しました。

☆　「常勤役員と女性部役員との意見交換会」の実施

令和8年1月13日、南部営農経済センターにて実施しました。

☆　年金友の会「いきいきツアー」の開催

令和8年1月28日、「松村和子・歌謡ショーとイチゴ狩り」をむさしの村にて開催しました。

☆　共済友の会「女性の集い」の開催

令和8年2月12日、「アクアワールド茨城県大洗水族館と那珂湊おさかな市場お買い物」を日帰りにて開催しました。

☆　「ＪＡふかや女性向け農業機械安全講習会」の開催

令和８年2月17日、㈱ふかやアグリサービス圃場にて開催しました。

☆　「東京青果㈱トップセールス」の実施

令和８年３月６日、東京青果㈱にて組合長・深谷市長・ふかや園芸協会会長による春野菜販促活動を実施しました。

☆　「アグリホール寄居・家族ホールふれあい内覧会」の開催

令和8年3月8日、「アグリホール寄居」・「家族ホールふれあい」にて開催しました。

# リスク管理の状況

## １．リスク管理の基本的な考え方

経済・金融の各種商品やシステムの複雑化と高度化が一段と進展し、ＩＴ技術の進歩が社会に大きな変革をもたらすようになった今日、ＪＡを取り巻く経営環境は急速に変化しています。また、規制緩和の進展により、業態を超えた提携や異業種からの金融業務参入など、競争がますます厳しさを増しています。そのため、ＪＡが抱えるリスクはかつてないほど大きく幅広いものとなっています。

ＪＡが抱えるリスクには、信用リスクや市場リスクのように経営環境によるリスクと、事務リスクや情報資産リスクなどのように業務活動に伴い必然的に発生するリスクとがあります。ＪＡは、とるべきリスクと回避すべきリスクとを的確に見極めて、安定的な経営を確保する必要があります。

当組合では、ＪＡバンクの基本方針に基づく「モニタリング」の実施や「各種のガイドライン」等を定めて内部統制を強化しており、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当組合ではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

また、これらのリスクを総合的に管理、コントロールすべく、経営層をメンバーにした各種の委員会・会議等で組織横断的な協議ができるリスク管理体制としています。

このように、当組合をご利用する皆さまが安心してお付き合いいただけるＪＡをめざして日々リスク管理態勢の向上に努めております。

### リスク管理体制

当組合では、各種委員会・会議等でリスクの状況を検証するとともに、リスク管理・運営に関する方針を審議し、理事会で決定しています。

また、信用リスク管理の充実を図るための審査課、人事・コンプライアンス課を設置するとともに、ALM（Asset Liability Management：金融上のリスク管理手法の一つ）委員会、情報セキュリティ委員会を定期的に開催しています。また、企画管理課を中心にオペレーショナルリスクへの対応強化を図っております。

一方、ＪＡふかやグループ全体のリスク管理の基本的な方針は、当組合が決定し、子会社はその基本方針に則り、それぞれの管理体制を整備してリスク管理を行っています。

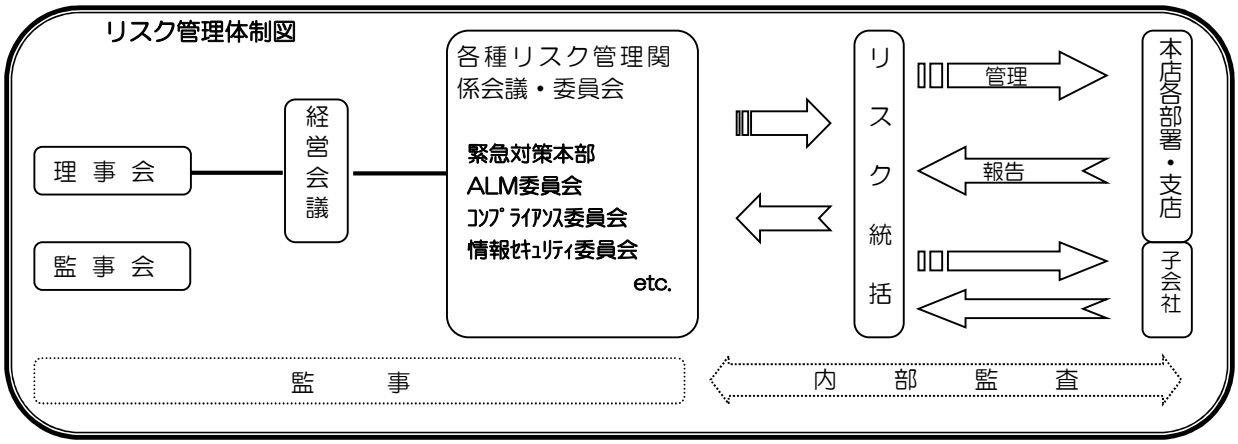

● 信用リスク管理（信用リスク：与信取引先の財務状況悪化等により損失を被るリスク）

当組合では、資産の健全性を維持・向上させ、組合員・地域の皆さま方に積極的な事業運営をしていくことを最重要課題としています。規程に基づく自己査定制度を根幹に、融資（推進）と審査とを分離した個別案件の審査・与信管理により牽制が働く体制としています。また、貸出資産全体からのポートフォリオ管理を行い、信用リスクが集中しないよう適切な管理を行っています。

この審査体制を支える人材の育成については、融資・審査業務の専門家の育成とともに、各役職務に応じた実践的な教育研修プログラムを実施し、体制の強化に努めています。

● 市場リスク管理（市場リスク：金利、株価等の変動により損失を被るリスク）

当組合では、このリスクに対しては、運用方針と資金バランスの適切な把握が最も重要であると考えています。よって、運用は、安全性と流動性を重視し、金利変動のヘッジおよび安定収益を確保するための資金ポートフォリオの構築という基本方針や取引極度を経営陣により決定し、定期的報告を実施するとともに、経営陣を含めたＡＬＭ委員会や運用会議等では、運用・調達構造の点検をして財務内容の安定に努めています。

また、運用においては、取引執行部門と事務・オペレーション部門とを分離し、牽制が効果的に働く体制を構築しています。

● オペレーショナルリスク管理

（オペレーショナルリスク：内部管理上の問題や外部要因により損失が発生するリスク）

ＪＡふかやでは、オペレーショナルリスクを、流動性リスク、事務リスク、情報資産リスク、人事労務・不正に係るリスク、法務・コンプライアンスリスクに係るリスク、災害に伴うリスク、評判リスクなどを含む幅広いリスクであるとともに、このリスク管理がお取引いただく皆さまとの日々の信頼関係を築く上で最も基本となるものと考えております。

ＪＡふかやでは、このリスクを適切に認識・コントロールする体制の整備・充実に積極的に取組んでおります。

○ 流動性リスク管理：流動性リスクとは、財務内容の悪化などにより資金繰りがつかなくなるリスクです。当組合では、資金調達の構成や資金の流動性をＡＬＭ委員会で点検し、適正な資金流動性を確保しています。また、系統ＪＡグループ全体で対応する体制も整えています。

○ 事務リスク管理：事務リスクとは、役職員の誤った事務処理や不正などにより損失を被るリスクです。当組合では、貯金、為替、貸出などの金融業務に加え、共済業務や経済業務まで多種多様な業務について、手続・権限の厳格化、機械化による手作業事務処理の削減、現金・現物の管理体制の強化、事務事故のデータベース化、内部監査、事務指導の充実を図り事務リスクの削減に努めています。

発生した事務事故などは、ＪＡふかやの全業務部署で共有し、再発防止を図っています。

○ 情報資産リスク管理：情報資産リスクとは、システム障害や情報漏洩などにより損失を被るリスクです。当組合では、系統ＪＡグループの全国システムへの移行を検討するとともに、重要なシステム導入に当たっては経営陣を含む特別委員会を設置するなどしてテスト経過などを慎重に検討しています。万一システム障害が発生した場合の影響を極小化するため、インフラの２重化や障害時対応訓練等の実施など必要な対策を講じています。

取引先の情報や個人情報については、情報保護のため、システムへの不正侵入の防止策を講じるとともに、情報の機密性に応じた管理を行っています。

発生したシステム障害や情報漏洩などは、ＪＡふかやグループの全業務部署で共有し、再発防止を図っています。

## ２．コンプライアンス（法令等遵守）態勢

「コンプライアンス」とは、一般的に「法令等遵守」と解釈され、ＪＡが日常業務を遂行する上で関わってくる数多くの法令・規則等を遵守することはもちろんのこと社会的規範を全うし正しく行動することです。

地域金融機関であり、農業者・組合員の相互扶助組織であるJAは、農業、地域経済・社会の健全な発展に寄与する使命を持っていることから、より高い公共性と社会的責任が求められています。

当組合では、代表理事組合長以下役職員全員が日々の業務活動の中で「コンプライアンス」を着実に実践していくことが、組合員や地域社会から「信頼」される基本であると考え、経営の最重要課題と位置付け取組んでいます。

### コンプライアンス体制と運営

当組合では、コンプライアンス統括部署を企画管理部として、経営陣を含むコンプライアンス委員会を設置するとともに、すべての部室課、支店等にコンプライアンス担当責任者を設置し、コンプライアンスの啓発活動や遵守状況のモニタリングや自店検査等を行っています。

年度ごとにコンプライアンス委員会で策定した「コンプライアンス・プログラム」を理事会で決定し、コンプライアンスの実践に取組んでいます。また、コンプライアンスの組織風土を役職員一人ひとりに浸透させることが重要であることから、コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全職員にこれを（配付し）周知させるよう各種会議や研修会等の機会を利用して指導しています。

さらに、経営者自らも率先垂範してこの実践と指導に当たっています。

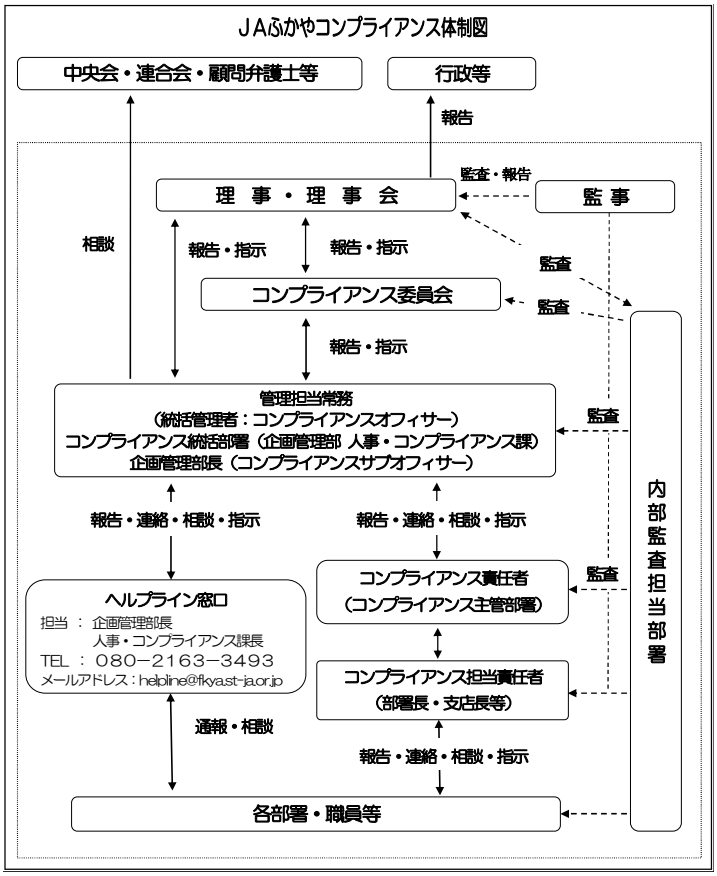


## ３．金融ＡＤＲ制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ

適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口（金融部）

（電話：048-574-1157（月～金　午前９時～午後３時　金融機関の休業日除く）

② 紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（電話：048-710-5666）

①の窓口またはＪＡバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所内

電話：０３－６８３７－１３５９）にお申し出ください。

※電話での問合せが難しい場合の問合せ方法は、ＪＡバンクホームページ内の当相談所のページ　https://www.jabank.org/support/soudan/　をご確認ください。

・共済事業

一般社団法人　日本共済協会　共済相談所（電話：03-5368-5757）

https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

一般財団法人　自賠責保険･共済紛争処理機構

https://www.jibai-adr.or.jp/

公益財団法人　日弁連交通事故相談センター

https://n-tacc.or.jp/

公益財団法人　交通事故紛争処理センター

https://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ

https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

## ４．内部監査

内部監査は、経営目的を達成するための内部管理体制の適切性や有効性を、業務部門から独立した部門が検証し、必要に応じて問題点の改善・是正に関する提言を行うプロセスです。

当組合では、法令等を遵守し、適切なリスク管理体制を整備するうえで、内部監査機能の整備が必要不可欠との認識のもと、監査室を設置し、リスクの種類・程度に応じた監査計画に基づき、効率的かつ実効性のある内部監査の実現に努めています。

また、ＪＡふかやグループでは、同監査室により子会社についても計画的に内部監査を実施し、グループ全体の健全性確保に向けた取組みを行っています。

# 自己資本の状況

## 自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取組んだ結果、令和８年３月末における自己資本比率は、19.95%となりました。

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

（注）以下で使用している用語については、78ページの「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照下さい。

## 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○　資本調達手段の種類　　普通出資

コア資本に係る基礎項目に算入した額　1,578百万円（前年度1,610百万円）

（令和８年3月31日　現在）

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適切なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

# 【資料編】


| | ページ |
|---|---|
| **組合に関する状況** | **18** |
| 組織図 | 18 |
| 地区・役員・会計監査人の名称 | 19 |
| 組合員数・職員の状況・組合員組織等 | 20 |
| **主な事業の内容** | **21** |
| ＪＡふかやの事業・業務のご案内 | 21 |
| 株式会社ふかやアグリサービスの事業・業務のご案内 | 30 |
| **業績・財務関係の状況（単体）** | **31** |
| 業績の概要 | 31 |
| **主要な経営指標等の推移** | **32** |
| **財務諸表** | **33** |
| 貸借対照表 | 33 |
| 損益計算書 | 34 |
| 注記表等 | 35 |
| 剰余金処分計算書 | 42 |
| **各種事業の状況** | **43** |
| 信用事業の状況 | 43 |
| 農協法に基づく開示債権の状況および<br>金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 | 48 |
| 共済事業の状況 | 53 |
| 購買事業の状況 | 55 |
| 販売事業の状況 | 55 |
| その他事業の状況 | 56 |
| **経営諸指標** | **57** |
| **自己資本の充実の状況** | **58** |
| | |
| **業績・財務関係の状況（連結）** | **79** |
| 連結子会社の概況 | 79 |
| 組織図・役員 | 79 |
| 業績の概要および連結決算の収支状況 | 79 |
| **主要な経営指標等の推移** | **80** |
| **連結財務諸表** | **81** |
| 連結貸借対照表 | 81 |
| 連結損益計算書 | 82 |
| 連結注記表等 | 83 |
| 連結剰余金計算書 | 91 |
| 農協法に基づく開示債権 | 91 |
| 事業別経常収益等 | 91 |
| 連結自己資本比率 | 92 |
| 確認書 | 111 |

# 組合に関する状況

## 組織図 （令和８年７月１日現在）

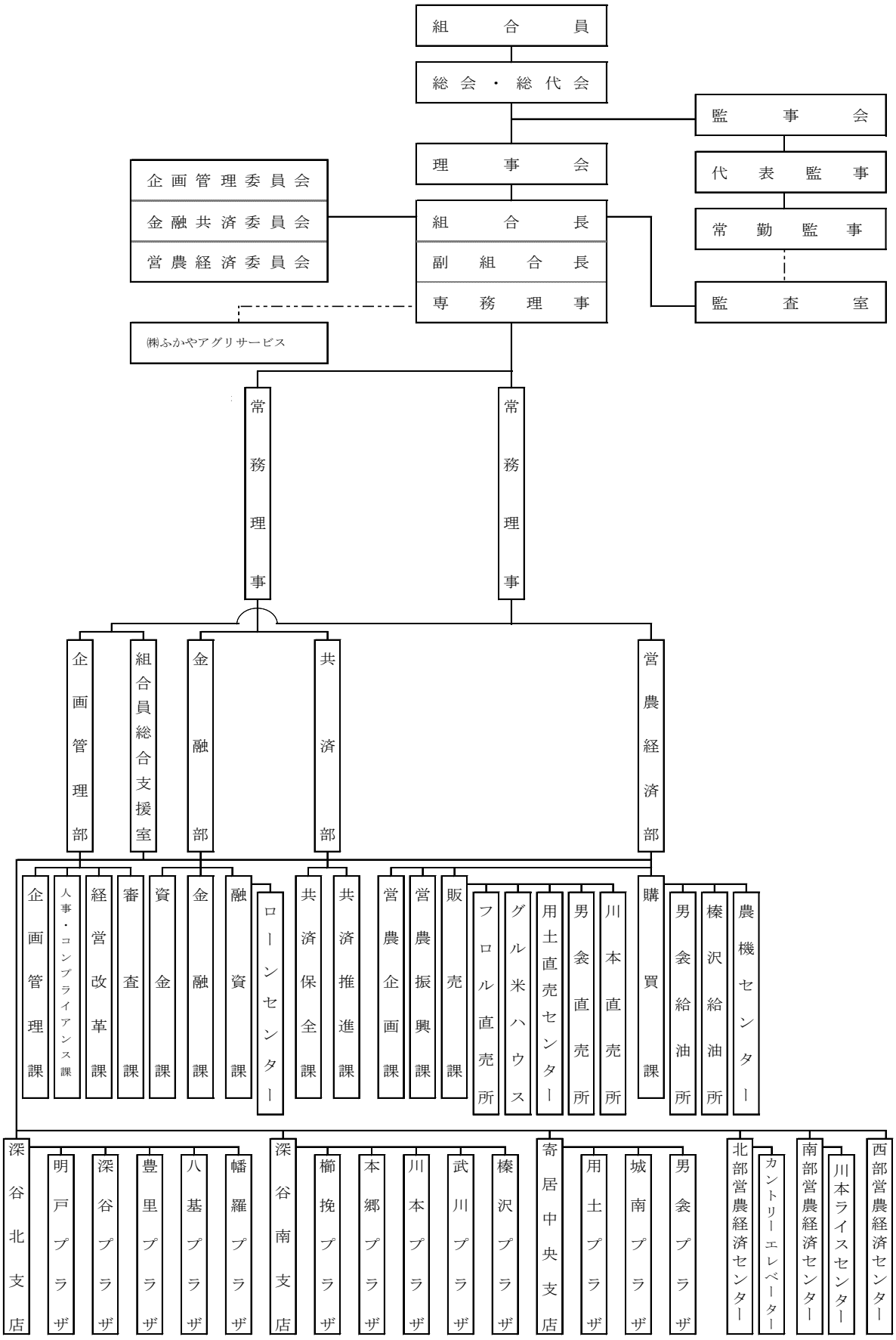

## 地　　区

当組合の営業地区は、深谷市、寄居町です。

## 役　　員（令和８年７月１日現在）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 代表理事組合長 | 原　　浩 | | |
| 代表理事専務 | 小久保　栄一 | | |
| 常務理事（企画管理・営農経済担当） | 西田　和行 | | |
| 常務理事（信用・共済担当） | 小和瀬　雄一 | | |
| 筆頭理事 | 須賀　正光 | | |
| 理　　事 | 澤野　義夫 | 理　　事 | 久保田　輝雄 |
| 〃 | 髙木　博 | 〃 | 新井　一弘 |
| 〃 | 加藤　清 | 〃 | 清水　克樹 |
| 〃 | 馬塲　克巳 | 〃 | 内田　律雄 |
| 〃 | 粂原　健治 | 〃 | 吉田　一行 |
| 〃 | 中島　実 | 〃 | 吉田　浩美 |
| 〃 | 中野　弘 | 〃 | 篠﨑　勝 |
| 〃 | 河田　安雄 | 〃 | 大谷　一美 |
| 〃 | 松村　晃 | 〃 | 大須賀　節子 |
| 〃 | 吉橋　和敏 | | |
| 代表監事 | 本田　　壽 | | |
| 常勤監事 | 髙田　啓嗣 | | |
| 監　　事 | 大野　栄一 | 監　　事 | 内田　義昭 |
| 員外監事 | 髙荷　秀行 | | |

※　当組合では、農協法第30条の２による「経営管理委員」制度は採用していません。

## 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和８年7月１日現在）　所在地　東京都港区芝５-２９-１１

## 組合員数

| 区　分 | 令和7年3月期 | 令和8年3月期 |
|---|---|---|
| 正組合員 | 6,691 | 6,524 |
| うち個人 | 6,631 | 6,461 |
| うち法人 | 60 | 63 |
| 准組合員 | 7,519 | 7,652 |
| うち個人 | 7,482 | 7,616 |
| うち法人 | 37 | 36 |
| 合　計 | 14,210 | 14,176 |

## 職員の状況

| 区　分 | 令和7年3月31日 | | | 令和8年3月31日 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 男子 | 女子 | 計 | 男子 | 女子 | 計 |
| 一　般　職　員 | 146 | 80 | 226 | 136 | 78 | 214 |
| 地域営農マネージャー | － | 1 | 1 | － | 1 | 1 |
| 営 農 指 導 員 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 |
| 生 活 指 導 員 | － | 1 | 1 | － | 1 | 1 |
| 合　　計 | 147 | 83 | 230 | 137 | 81 | 218 |

## 組合員組織等

| 組織の名称 | 主な活動内容 | 構成人員 |
|---|---|---|
| ふかや北部野菜協議会 | 野菜市場販売 | 264名 |
| ふかや南部野菜協議会 | 野菜市場販売 | 189名 |
| ふかや西部野菜協議会 | 野菜市場販売 | 63名 |
| ふかや農協鉢物研究会 | 鉢物市場販売 | 19名 |
| ＪＡふかや和牛繁殖部会 | 和牛繁殖・子牛販売 | 8名 |
| ＪＡふかや農産物直売所連絡協議会 | 地場野菜直売 | 10名 |
| フロル直売所生産者部会 | 切花・鉢物直売 | 17名 |
| グル米ハウス農直部会 | 地場野菜直売 | 129名 |
| 用土農産物直売センター利用部会 | 地場野菜・花植木直売 | 167名 |
| 男衾農産物直売所生産部会 | 地場野菜直売 | 100名 |
| 川本農産物直売所部会 | 地場野菜直売 | 151名 |
| ＪＡふかやチューリップ部会 | 花卉市場販売 | 6名 |
| ＪＡふかや深谷ゆり部会 | 花卉市場販売 | 18名 |
| ＪＡふかや深谷南支店ユリ部会 | 花卉市場販売 | 3名 |
| ふかや農協新会花卉組合 | 花卉市場販売 | 8名 |
| 櫛挽肥育部会 | 肉牛市場販売 | 5名 |
| 櫛挽酪農部 | 生乳販売 | 4名 |
| 幡羅酪農部会 | 生乳販売 | 2名 |
| ふかや農協寄居酪農生産組合 | 生乳販売 | 3名 |
| 寄居町花植木出荷部会 | 花植木生産販売 | 23名 |
| 寄居町福寿草部会 | 福寿草生産販売 | 3名 |
| 寄居町梅生産組合 | 梅生産販売 | 4名 |
| 風布みかん組合 | みかん生産販売 | 12名 |
| 小林みかん組合 | みかん生産販売 | 8名 |
| 男衾しいたけ生産組合 | しいたけ生産販売 | 11名 |
| ＪＡふかや川本花卉部会 | 花卉市場販売 | 20名 |
| 重忠米部会 | ブランド米生産販売 | 6名 |
| ＪＡふかや女性部連絡協議会 | | 356名 |
| 年金友の会 | | 9,928名 |
| 共済友の会 | | 1,250名 |
| ＪＡふかや農業青色申告会 | | 553名 |

当組合の令和８年３月31日現在の組合員組織を記載しています。

# 主な事業の内容

JAふかやは、組合員の皆さまをはじめ地域社会の皆さまが、「**気軽に、ご利用できる**」をモットーに、暮らしに役立つさまざまな事業を展開しております。当組合が行う主な事業について、ご案内いたします。

## 《ＪＡふかやの事業・業務のご案内》

### 信　用　事　業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる業務を行っております。

私どもは、組合員皆さまと地域の皆さまに信頼されるサービスのご提供と、期待や信頼にお応えする地域金融機関を目指し、「**ＪＡバンク**」と称しております。

このＪＡバンクは、ＪＡ・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、ＪＡバンクグループとして大きな力を発揮しています。

さらに、平成14年1月に策定された「**ＪＡバンク基本方針**」により、破綻未然防止についても磐石な態勢が整っています。また、ＪＡバンクグループは、独自の「**破綻未然防止システム**」と公的制度である「**貯金保険制度**」により「**ＪＡバンク、セーフティーネット**」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けしています。

### 貯　金　業　務

組合員の皆さま、地域の皆さまや事業主の皆さまのライフスタイルに合わせた財産形成や生活設計の資産づくりをお手伝いしております。

当座貯金、普通貯金、総合口座、貯蓄貯金、通知貯金、定期貯金、定期積金、納税準備貯金などの各種貯金を目的・期間・金額に合わせてご利用いただいております。

【貯金商品一覧】（令和８年７月１日現在）

| 種類 | | 特色 | 期間 | お預入金額 |
|---|---|---|---|---|
| 当座貯金 | | 日常の商取引に手形・小切手をご使用いただく貯金です。効率的な資金管理に最適です。この貯金は、令和7年4月1日より新規口座開設の取扱いを停止しています。 | 出し入れ自由 | 1円以上 |
| 納税準備貯金 | | 税金納付資金専用の貯金です。日頃から準備をしておくと納税時にあわてないで済みます。利息は非課税です。 | 引き出しは納税時<br>入金は随時 | 1円以上 |
| 普通貯金 | | いつでもお出し入れのできる、いわば毎日のお財布や家計簿がわりにご利用いただけます。また、貯金保険制度により全額保護される普通貯金無利息型（決済用）も取扱っております。 | 出し入れ自由 | 1円以上 |
| 貯蓄貯金 | | 普通貯金と同じように出し入れができるうえ、お預入残高に応じて、適用金利が段階的に高くなります。（金利情勢などにより、各段階の金利が同じになる場合もございます。）お使いみちの決まっていない資金の運用に最適です。 | 出し入れ自由 | 1円以上 |
| 総合口座 | 普通 | 普通貯金と定期貯金を一冊にしたものです。預ける、貯める、支払う、受取る、借りるがこの一冊の通帳でＯＫです。 | 出し入れ自由 | 1円以上 |
| | 定期 | いざという時、自動融資（定期貯金の90%、最高200万円）が受けられます。（スーパー/大口/変動金利/期日指定定期の受入れ可） | 自動継続扱い<br>（1ヶ月～5年） | （ス/変/期）<br>１円以上<br>（大）１千万円以上 |
| 定期貯金 | 通知貯金 | まとまったお金を短期間預けるのに有利な貯金です。お引き出しは２日前までにご連絡をいただくことになっています。 | 7日間以上 | 5万円以上 |
| | 期日指定定期貯金 | 利息の計算は１年複利で、大変お得です。３年にわたり預け入れができ、長期の運用が可能です。 | 最長3年 | 1円以上<br>3百万円未満 |
| | スーパー定期貯金 | 一番身近な自由金利（お預入れ時の金融情勢で金利が決まる）商品です。3年･4年･5年もののお利息は、単利もしくは半年複利です。（半年複利は個人のみ） | 1ヶ月～5年 | 1円以上 |
| | 変動金利定期貯金 | 6ヶ月ごとのサイクルで利率が見直しされる変動金利商品です。3年もののお利息は、半年複利です。（半年複利は個人のみ） | 1年･2年･3年 | 1円以上 |

| 種類 | | 特色 | 期間 | お預入金額 |
|---|---|---|---|---|
| | 大口定期貯金 | まとまった資金の運用に最適です。金利は、お預入れ時の金融情勢に応じて決まります。 | 1ヶ月～5年 | 1千万円以上 |
| 財形貯金 | 一般財形貯金 | 毎月のお給料や賞与から積立ご希望額を天引き貯金で、知らず知らずのうちに大きく貯まる貯金です。 | 3年以上 | 1円以上 |
| | 財形年金貯金 | 豊かな老後の生活設計にご活用いただける年金タイプの財形貯金です。（財形住宅貯金と合わせ、550万円まで非課税です。） | 5年以上 | 1円以上 |
| | 財形住宅貯金 | マイホーム取得・増改築を目的とした財形貯金です。マイホームプランに合わせ積立額、期間が決められます。（財形年金貯金と合わせ、550万円まで非課税です。） | 5年以上 | 1円以上 |
| 定期積金 | | みなさまの計画に合わせて、毎月決まった日に一定の掛金で無理のないペースで積立てられます。 | 6ヶ月～5年 | 1,000円以上 |
| 積立式定期貯金 | | エンドレス型、満期型、年金型の３種類があります。 | 種類によって分かれます | 1円以上 |
| 譲渡性貯金 | | 大口の余裕資金を有利に運用できる自由金利商品で、満期日前に第三者に譲渡することができます。 | 7日～5年 | １千万以上<br>１円単位 |
| ＪＡ教育資金贈与専用口座 | | 教育資金非課税措置の適用を受けるための普通貯金専用口座です。教育資金を受贈した30歳未満の個人の方が対象になります。 | 貯金者が30歳に達した日等、一定の要件に該当した日まで（口座開設・新規預入は令和8年3月31日まで） | 1円以上<br>1,500万円以下 |
| JA結婚・子育て資金贈与専用口座 | | 結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための普通貯金専用口座です。結婚・子育て資金を受贈した１８歳以上５０歳未満の個人の方が対象になります。 | 貯金者が50歳に達した日等、一定の要件に該当した日まで（口座開設・新規預入は令和9年3月31日まで） | １円以上<br>1,000万円以下 |

【ご契約にあたって】
※　貯金の種類により、金利は異なります。金利は、窓口に掲示してありますのでご確認ください。
※　新規の口座を開設する場合、200万円を超える現金取引、10万円を超える振込みを行う場合など、犯罪収益移転防止法により取引時確認をさせていただきますので、運転免許証等本人確認書類の提示が必要となります。

●〈便利さ〉を生かした通帳……総合口座・普通貯金
●有利に大きくふやす……定期貯金・積立定期貯金
●くらしの夢を育てる……定期積金
●明日への財産づくりに……財形貯金

## 融　資　業　務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

【ローン商品一覧】（令和８年７月１日現在）

| ローン名 | ご利用いただける方 | 使いみち | ご融資額 | ご融資期間 | ご返済方法 | 担保・保証 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ＪＡ<br>住宅ローン<br>（JAリフォームローン） | 一定かつ安定した収入のある満18歳以上満66歳未満の方（完済時満80歳未満） | 住宅の新築、購入、増改築、宅地の購入、住宅資金の借換<br>（リフォームローンは、住宅の増改築資金） | 2億円以内<br>（リフォームローンは、1,500万円以内）<br>（1万円単位） | 3年～50年<br>（リフォームローンは、1年～20年） | ・元金均等毎月返済（住宅ローン）<br>・元金均等毎月返済ボーナス併用（住宅ローン）<br>・元利均等毎月返済<br>・元利均等毎月返済ボーナス併用 | ・抵当権の設定（リフォームローンは原則、抵当権の設定は不要）<br>・基金協会保証<br>・協同住宅ローン保証<br>・団信付保（リフォームローンは借入期間が１０年を超える場合、団信付保） |
| ＪＡ<br>小口ローン | 一定かつ安定した収入のある満18歳以上満75歳未満の方<br>（完済時満80歳未満） | 生活に必要な資金で使いみちは自由<br>（負債整理資金・事業資金は除きます） | 10万円以上<br>500万円以内<br>（1万円単位） | 6か月～１０年 | ・元利均等毎月返済<br>・元利均等毎月返済ボーナス併用 | ・基金協会保証（希望により団信付保可） |
| ＪＡ<br>教育ローン | 一定かつ安定した収入のある満18歳以上の方<br>（完済時満80歳未満） | 高校、各種学校、短大、大学の入学金、授業料など一切の教育資金 | 10万円以上<br>1,000万円以内<br>（1万円単位） | 6か月～<br>15年以内 | ・元利均等毎月返済<br>・元利均等毎月返済ボーナス併用 | ・基金協会保証（希望により団信付保可）<br>・三菱UFJニコス保証 |
| JA<br>教育ローン<br>（カード型） | 一定かつ安定した収入のある満18歳以上65歳未満の方 | 就学されるご子弟またはご本人の教育に関するすべてのご資金 | 10万円以上<br>700万円以内<br>（10万円単位） | 1年（自動更新）<br>（満65歳の誕生日以降は更新は行わない） | ・定額式約定返済<br>・任意返済 | ・三菱UFJニコス保証 |
| ＪＡ<br>マイカーローン | 一定かつ安定した収入のある満18歳以上満75歳未満（完済時満80歳未満） | 自動車･バイクの購入、点検、修理、車検、免許の取得、カー用品購入、車庫建設および増改築、自動車ローン借換に必要な資金 | 10万円以上<br>1,000万円以内<br>（1万円単位） | 6か月～15年<br>借入期間10年超は新車購入のみに対応 | ・元利均等毎月返済<br>・元利均等毎月返済ボーナス併用 | ・基金協会保証<br>・三菱UFJニコス保証<br>（希望により団信付保可） |
| ＪＡ<br>ワイドカードローン<br>（50万円以下） | 一定かつ安定した収入のある満20歳以上満70歳未満の方 | 生活に必要な資金 | 極度額<br>50万円以内<br>（10万円単位） | 1年（自動更新）<br>（満70歳の誕生日以降は契約の更新は行わない） | ・定率式約定返済<br>・任意返済 | ・基金協会保証 |
| ＪＡ<br>ワイドカードローン<br>（50万円超） | 一定かつ安定した収入のある満20歳以上満65歳未満の方 | | 極度額<br>500万円以内<br>（10万円単位）<br>（農業経営者以外の方は極度額300万円以内） | 1年（自動更新）<br>（満65歳の誕生日以降は契約の更新は行わない） | | |
| カードローン<br>（ニコス保証） | 一定かつ安定した収入のある満20歳以上満70歳未満の方 | 生活に必要な資金 | 極度額<br>500万円以内<br>（10万円単位） | 1年（自動更新）<br>（満70歳の誕生日以降は更新は行わない） | ・定率式約定返済<br>・任意返済 | ・三菱UFJニコス保証 |

| ローン名 | ご利用いただける方 | 使いみち | ご融資額 | ご融資期間 | ご返済方法 | 担保・保証 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ＪＡ<br>農機ハウスローン | 【個人】一定かつ安定した収入のある満18歳以上の方（完済時満80歳未満）<br>【法人等】直近決算で繰越欠損のない法人･任意団体 | 農機具の購入、修理等の資金およびパイプハウス資材、建設費並びに他金融機関の農機具ローン借換資金 | 10万円以上<br>3,600万円以内<br>（所用資金の範囲内）<br>（1万円単位） | 1年～15年<br>（他金融機関の農機具ローン借換資金の場合は残存期間以内） | ・元金均等毎月返済<br>・元金均等年１回・年２回返済<br>・元金均等毎月返済ボーナス併用<br>・元利均等毎月返済<br>・元利均等年１回・年２回返済<br>・元利均等毎月返済ボーナス併用 | ・基金協会保証<br>（希望により団信付保可） |
| ＪＡ<br>営農ローン | 一定かつ安定した収入のある満20歳以上満79歳未満の方 | 農業生産に必要な営農資金 | 極度額<br>300万円以内<br>（100万円単位） | 1年（自動更新）<br>（満79歳の誕生日以降は契約の更新は行わない） | 入金された資金を自動的に貸越金に充てます。 | ・基金協会保証 |
| 担い手<br>応援ローン | 【個人】一定かつ安定した収入のある満20歳以上満79歳未満の方<br>【法人】<br>直近決算で繰越欠損のない法人 | 【個人】農業生産に直結する運転資金<br>【法人】<br>農業経営に必要な運転資金 | 極度額<br>1,000万円以内<br>（100万円単位） | 1年（自動更新）<br>（満79歳の誕生日以降は契約の更新は行わない） | 入金された資金を自動的に貸越金に充てます。 | ・基金協会保証（借入額500万円超は根抵当権を設定） |
| アグリ<br>スーパー資金 | 【個人】一定かつ安定した収入のある満20歳以上満79歳未満の方<br>【法人等】<br>直近決算で繰越欠損のない法人･任意団体 | 【個人】農業生産に直結する運転資金<br>【法人等】<br>農業経営に必要な運転資金 | 過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額および販売代金相当額のうち、口座入金される金額の範囲内<br>（10万円単位） | 1年以内 | 入金された資金を自動的に貸越金に充てます。 | ・基金協会保証 |
| アグリ<br>マイティー資金 | 【個人】一定かつ安定した収入のある満18歳以上の方（完済時満80歳未満）<br>【法人等】<br>直近決算で繰越欠損のない法人･任意団体 | ・農業生産、あるいは農産物の加工等に必要な設備資金・運転資金<br>・再生可能エネルギー利用の取組に必要な設備取得等資金 | 10万円以上<br>3,600万円以内<br>（1万円単位）<br>＊法人等の場合は10万円以上7,200万円以内<br>＊再生可能エネルギー利用にかかる資金の場合は10,000万円以内 | ２０年以内 | ・元金均等毎月返済<br>・元金均等年１回・年２回返済<br>・元金均等毎月返済ボーナス併用<br>・元利均等毎月返済<br>・元利均等年１回・年２回返済<br>・元利均等毎月返済ボーナス併用 | ・基金協会保証<br>＊必要に応じ担保を設定 |
| ＪＡ<br>事業者ローン | 一定かつ安定した収入のある満20歳以上の方<br>（完済時満71歳未満） | 組合員の事業に必要な設備資金・運転資金 | 10万円以上<br>1,000万円以内<br>(運転資金は、500万円以内)<br>（10万円単位） | 1年～10年<br>(運転資金は、1年～5年) | ・元金均等毎月返済<br>・元利均等毎月返済 | ・基金協会保証<br>（原則、抵当権の設定は不要） |
| ＪＡ<br>賃貸住宅ローン | 一定かつ安定した収入のある満20歳以上の方<br>（完済時満71歳未満） | 賃貸住宅の建設、増改築、補修に必要な資金 | 100万円以上<br>4億円以内<br>（10万円単位） | 1年～30年 | ・元金均等毎月返済<br>・元利均等毎月返済 | ・抵当権の設定<br>・基金協会保証 |

※　各商品ごとに利率、保証料、ご利用限度額などが異なりますのでローンのご利用にあたっては、ご相談ください。

■ つぎの資金についても、ご相談ください。

| 代理貸付商品名 | 内容 |
|---|---|
| ㈱日本政策金融公庫 | 農業者等への長期設備資金、長期運転資金 |
| | 高校・短大・大学等へ進学するために必要な資金 |

※　上記のローンや代理貸付以外の一般融資も行っていますので、事業資金（運転資金、設備投資資金など）がご必要の時はご相談ください。

**ローンの上手な利用方法**

豊かな生活を送るためには、ローンを上手に利用することも必要です。それには、計画的に無理なく返済できる範囲内でローンをご利用いただくことが肝要です。返済計画は、生活を極端に切り詰めることなく、また病気など不慮の事故も考慮して、余裕のある計画を立てるようにしてください。

## 内国為替業務

全国のＪＡ・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網を結び、当組合から全国の金融機関に対して送金・振込や手形・小切手等の取立てを安全、確実、迅速に処理するサービスを行っております。

## その他の業務及びサービス一覧

オンラインシステムを利用した各種の自動支払・自動受取や、事業主の皆さまのための給与振込サービス、振替サービスなどの取り扱いをしております。

また、全国全てのＪＡバンクでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫およびゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどでの現金引き出し（ゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行ＡＴＭでは預入れも可）ができるキャッシュカードサービスなどさまざまなサービスを行っております。

| 種　類 | 内　容 |
|---|---|
| 国債窓口販売業務 | 国債の募集を取り扱っています。 |
| 投資信託窓口販売業務 | 各種の投資信託の募集を取り扱っています。 |
| キャッシュサービス | カード1枚で、貯金の入出金･残高照会などが、当組合の本支店をはじめ、全国の提携金融機関やゆうちょ銀行のATMでご利用できるほか、コンビニエンスストア等に設置のＡＴＭ（セブン銀行、イーネット、ローソン銀行ＡＴＭ）でもご利用できます。 |
| デビットカードサービス | 現在お手持ちのキャッシュカードを利用して、加盟店でのお買い物やサービス料金などのお支払・現金のお引出しに利用できるサービスです。 |
| ＡＴＭ | キャッシュカードや通帳でのお預入れ、お引出し、通帳記入、残高照会のほか、暗証番号の変更、定期貯金のお預入れ、税金・公共料金等の払込など様々な機能をご利用いただけます。 |
| 自動支払・自動受取 | 毎月の5大公共料金(電気･ガス・水道・電話・NHK)、税金、共済掛金、学費、クレジットカードなどのお支払や、給与、年金などのお受取りを自動的に行う便利で安心なサービスです。 |
| 振替サービス | 住宅家賃、会費など各種の集金代金を当組合本支店のご指定口座から自動的に収納するサービスです。 |
| 給与振込サービス | 給与・ボーナスを従業員の皆さまがご指定される貯金口座に自動的にお振込みいたします。 |
| ＪＡバンクアプリ | キャッシュカードをお持ちのお客さまを対象に、スマートフォンから、貯金残高・投資信託残高・入出金明細照会・税金各種料金の払込などをアプリでご利用できるサービスです。 |
| JAバンクアプリプラス | キャッシュカードをお持ちのお客さまを対象に、スマートフォンから、休日や夜間でも振込・振替や残高照会、入出金明細照会などの各種サービスをご利用いただけます。<br>また、定期貯金の預入、住宅ローン等の一部繰上返済やPay－ｅａｓｙ（ペイジー）による各種料金のお支払い、住所・電話番号変更も来店不要でご利用いただけます。 |
| ＪＡネットバンク（個人向け） | インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォンから、休日や夜間でも振込・振替や残高照会、入出金明細照会などの各種サービスをご利用いただけます。<br>また、定期貯金の預入、住宅ローン等の一部繰上返済やPay－ｅａｓｙ（ペイジー）による各種料金のお支払いもご利用いただけます。 |
| ＪＡネットバンク（法人向け） | インターネットに接続されているオフィスのパソコンから貯金の残高や入出金明細の照会、振込・振替・税金等の払込のほか、口座振替、総合振込、給与・賞与振込等の複数データを１回の操作でまとめて送信できる、データ伝送サービスもご利用いただけます。 |
| JAデータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式） | お客様のパソコンやホストシステムから、総合振込、給与・賞与振込、口座振替などのサービスをご利用いただけます。 |
| 定時自動送金サービス | 住宅家賃･仕送りなど毎月一定額の振込みをご指定日にお客さまの口座から当組合本支店・他金融機関のご指定口座へ送金いたします。 |
| ＪＡカード | 「Mastercard®」・「VISA」ブランドのクレジットカードに、ＪＡ独自のサービスを付加したＪＡカードの発行や加盟店へのご加入のお取次ぎをいたします。 |
| 年金相談 | 年金に関するあらゆるご相談を無料で承っております。 |
| 遺言信託代理業務 | 農中信託銀行の遺言信託代理店として、次世代への財産継承のご相談に対応するため、遺言信託業務、遺産整理業務を取り扱っております。 |

## ＪＡふかやの金融商品の勧誘方針

**当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。**

１．組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
２．組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
３．不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
４．電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
５．組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
６．販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## 各 種 手 数 料（令和８年７月１日現在）

【為替手数料】

| 種類 | | | 利用区分 | 当組合の同一店宛 | 当組合の他店宛 | 県内系統組合宛 | 県外の系統組合宛 | 他金融機関宛 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 振込 | 窓口 | 電信（各1件につき） | 3万円未満 | 無料 | 220円 | 440円 | 440円 | 660円 |
| | | | 3万円以上 | 220円 | 440円 | 660円 | 660円 | 880円 |
| | | 文書（各1件につき） | 3万円未満 | 無料 | 220円 | 440円 | 440円 | 660円 |
| | | | 3万円以上 | 220円 | 440円 | 660円 | 660円 | 770円 |
| | 定時自動送金 | 電信（各1件につき） | 3万円未満 | 無料 | 110円 | 220円 | 330円 | 440円 |
| | | | 3万円以上 | 無料 | 330円 | 440円 | 550円 | 660円 |
| | | 文書（各1件につき） | 3万円未満 | 無料 | 110円 | 220円 | 330円 | 440円 |
| | | | 3万円以上 | 無料 | 330円 | 440円 | 550円 | 550円 |
| | 現金自動化機器（ATM）（各1件につき） | | 1万円未満 | 無料 | 110円 | 220円 | 220円 | 330円 |
| | | | 1万円以上3万円未満 | 無料 | 110円 | 220円 | 220円 | 440円 |
| | | | 3万円以上 | 無料 | 220円 | 440円 | 440円 | 660円 |
| | インターネット/JAデータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）（各1件につき） | | 3万円未満 | 無料 | 110円 | 110円 | 110円 | 220円 |
| | | | 3万円以上 | 無料 | 220円 | 220円 | 220円 | 330円 |

【手形・小切手取立手数料その他】

| 種類 | | | 手数料 |
|---|---|---|---|
| 代金取立 | 普通扱い | 1通につき | 660円 |
| | 至急扱い | 1通につき | 880円 |
| その他 | 振込の組戻料 | 1件につき | 660円 |
| | 取立手形の組戻料 | 1通につき | 660円 |
| | 不渡手形の返却料 | 1通につき | 660円 |
| | 取立手形店頭呈示料 | 1通につき | 660円 |
| | （660円を超える経費を要する場合は、その実費） | | |

【円貨取扱手数料（窓口）】

| | 希望金額の合計枚数 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 100枚まで | 101枚～1,000枚まで | 1,001～2,000枚まで | 以降1,000枚毎に加算 |
| 手数料 | 無料 | 550円 | 1,100円 | 550円 |

※　記念硬貨への両替、汚損した現金の交換は、無料

【融資関係手数料】

| 種類 | 手数料 |
|---|---|
| 融資証明書発行　1通あたり | 1,100円 |
| 住宅ローン（統一ローン） | |
| 新規実行 | 33,000円 |
| 条件変更（金利条件含む） | 33,000円 |
| （上記以外のもの） | 3,300円 |
| 全部繰上返済　実行後10年未満 | 33,000円 |
| 一部繰上返済 | 2,200円 |
| 特約期間設定　新規設定時 | 無料 |
| 継続時 | 11,000円 |
| 固定金利選択型への変更 | 11,000円 |
| 統一ローン　新規実行 | 3,300円 |
| ローンカード再発行 | 1,100円 |
| 貯金・共済担保貸出 | 3,300円 |
| 上記以外の貸出 | 新規実行額の0.5% |
| 信用調査および担保の調査、保管に係る費用 | 実費 |

【その他の手数料】

| 種類 | 手数料 |
|---|---|
| 残高証明書発行（貯金・貸出）1通あたり | 440円 |
| 取引履歴明細表（貯金・貸出）1通あたり | |
| 過去3年分まで | 2,200円 |
| 過去3年を超える期間　（1か月毎） | 550円 |
| 相続貯金仮払履歴証明書　1通あたり | 440円 |
| 自己宛小切手発行　1通あたり | 550円 |
| 通帳・証書再発行　1件あたり | 1,100円 |
| ＩＣキャッシュカード発行・更新 | 無料 |
| ＩＣキャッシュカード再発行 | 1,100円 |
| JAカード（一体型）発行・更新 | 無料 |
| JAカード（一体型）再発行 | 1,100円 |
| JAﾈｯﾄﾊﾞﾝｸ　利用手数料　（1か月） | 無料 |
| 法人ＪＡﾈｯﾄﾊﾞﾝｸ利用手数料（1か月） | |
| 基本ｻｰﾋﾞｽ（照会・振込ｻｰﾋﾞｽ） | 1,100円 |
| 基本ｻｰﾋﾞｽ＋ﾃﾞｰﾀ伝送ｻｰﾋﾞｽ | 2,200円 |
| JAﾃﾞｰﾀ伝送ｻｰﾋﾞｽ（AnserDATAPORT方式）月額利用料（1か月） | 3,300円 |
| 成年後見支援貯金　口座開設手数料 | 5,500円 |
| 未利用口座管理手数料 | 1,320円 |

※ここに掲載しました手数料のほか、個々の取引内容等により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。

## 共　　済　　事　　業

ＪＡ共済は、組合員・利用者の皆さまが安心して暮らせるように、生活全般に潜むリスクに対して「ひと・いえ・くるま」の総合保障を提供しています。

「ひと」の保障では、日常生活に潜む病気やケガ、長寿社会に備える老後保障、そして万一に備える死亡保障で万全を備えております。

「いえ」の保障では、火災をはじめ近年頻発する地震や台風など予期せぬ不慮の大規模災害に対しても安心できる充実保障となっております。さらに、優れた保障提供とサービスの向上を目指して、JAグループとして共栄火災との連携強化を図ってまいります。

「くるま」の保障では、社会環境から事故態様も変化しており、万全保障が求められる時代へと移り変わっております。

ＪＡ共済では、これからも組合員・利用者のライフプランに応じた充実保障を提供し、皆さまの身近なパートナーとして「安心」をお届けします。併せて、共済金ご請求時の支払迅速化にて「安心の充実」をより一層すすめてまいります。

【主な共済商品の一覧】（令和８年７月１日現在）

### 長期共済（共済期間が5年以上の契約）

| 種　　類 | 内　　容 |
|---|---|
| 終身共済 | 万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。 |
| 引受緩和型<br>終身共済 | 通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みいただけます。<br>一生涯にわたって、万一のときの保障が確保できます。 |
| 一時払終身共済 | 満期共済金や退職金等の一時金を活用した長期資金確保・相続対策ニーズに応えることができるプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みいただけます。 |
| 定期生命共済 | 万一のときをお手頃な共済掛金で保障するプランです。農業の新たな担い手などの経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズにこたえるプランもあります。 |
| 養老生命共済 | 万一のときの保障と将来の資金づくりを両立させたプランです。 |
| 一時払養老生命<br>共済 | 一時金を活用した万一の保障と資産形成のニーズに対応したプランです。 |
| こども共済 | お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親族）が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。 |
| がん共済 | 上皮内がんを含む「がん」や脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障します。 |
| 医療共済 | 日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。ニーズにあわせて、「共済期間」、「手術・放射線治療保障」、「治療共済金受取回数」などを選択できるほか、先進医療の保障を加えたり、特則により健康を維持した場合に健康祝金を受取れるプランもあります。 |
| 引受緩和型<br>医療共済 | 通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みいただけます。<br>日帰り入院から、手術、放射線治療を一生涯保障します。 |
| 介護共済 | 一生涯にわたって、介護の不安に備えることができるプランです。公的介護保険制度に定める要介護２～５に認定されたとき、または所定の重度要介護状態になったときに介護共済金が受け取れます。 |
| 一時払介護共済 | 満期共済金や退職金等の一時金を活用して、一生涯にわたって介護の不安に備えることができるプランです。介護共済金の受け取りがなく、お亡くなりになられたときは死亡給付金が受け取れます。 |
| 生活障害共済 | 病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。<br>身体障害者福祉法に定める1～4級の障害を保障します。 |
| 認知症共済 | 認知症にかかる介護費用や治療費用など様々な費用に補填することができる共済金は一時金でお受取りいただけるため、まとまった資金を確保することができるプランです。 |
| 特定重度疾病<br>共済 | 三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、更には「その他の生活習慣病」まで幅広く保障できるプランです。 |

| 種　　類 | 内　　容 |
|---|---|
| 予定利率変動型年金共済 | 老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みいただけます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。 |
| 建物更生共済 | 火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。 |

※　この資料は概要を説明したものです。各種共済の仕組み内容につきましては、「重要事項説明書（契約概要）」をご覧ください。詳しくは窓口までお問合せください。

### 短期共済（共済期間が5年未満の契約）

| 種　類 | 内　容 | 種　類 | 内　容 |
|---|---|---|---|
| 自動車共済 | 相手方への対人・対物賠償をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。 | 傷害共済 | 日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。 |
| 自賠責共済 | 法律ですべての自動車に加入が義務付けられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。 | 賠償責任共済 | 日常生活に生じた損害賠償責任などを保障します。 |
| 火災共済 | 住まいの火災損害を保障します。 | 農業者賠償責任共済 | 農業に関する幅広い賠償責任を保障します。 |

※　この資料は概要を説明したものです。各種共済の仕組み内容につきましては、「重要事項説明書（契約概要）」をご覧ください。詳しくは窓口までお問合せください。

## 購　買　事　業

営農経済センター（生産資材店舗）では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。店舗に営農指導員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

## 販　売　事　業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、新規販売先や契約取引を提案しています。

また、「地産地消」の取組みとして、5直売所で定期的にイベントを開催し、広く消費者に直接販売をしています。

さらに、季節限定の直売ネットで深谷産とうもろこし・ねぎ・大和芋を受付し、全国の消費者の方にご利用いただいています。

## 資　産　管　理　事　業

地域環境に即した「農と住の調和したまちづくり」をめざし、組合員の皆さまの土地資産等に関することについての総合相談業務や各種の不動産媒介業務等を行っています。

また、賃貸施設の建設や施主代行方式・リフォームに関する斡旋や紹介も行っております。

## 営農・生活・相談事業

組合員の皆さまと共に歩む営農指導（地域農業振興活動の支援・農業経営支援などの農業・農家のための活動）や組合員の皆さまや地域の皆さまと共に歩む生活指導（共同購入・地産地消などの生活文化活動）はもとより、外部の専門家を活用した法律・税務相談の窓口開設や、土地の有効利用などの資産管理相談、健康相談などの総合的な相談機能により、暮らしの全般にわたったサポートをしております。

## 農作業受委託事業

担い手の高齢化、後継者不足が進む中、平成29年10月2日に設立した（株）ふかやアグリサービスとともに農作業受託等の拡大による農地保全機能の発揮に努め、地域農業の維持や、耕作放棄地の防止・解消に取組みます。

# 《株式会社ふかやアグリサービスの事業・業務のご案内》

ＪＡふかやグループの子会社（株）ふかやアグリサービスは、ＪＡと連携しながら組合員と地域の皆さまに役立つサービスを提供しております。その内容は、次のとおりです。

**事業系統図**（令和８年７月１日現在）

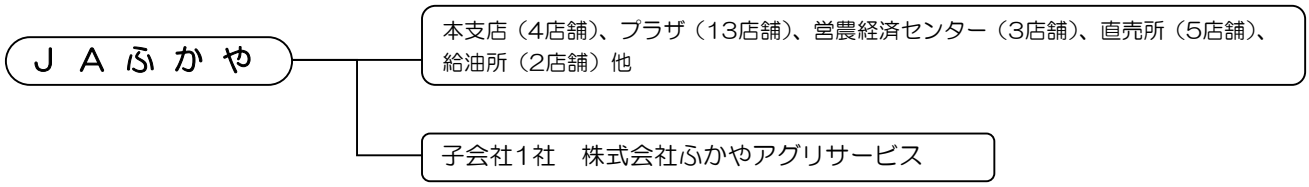


## 農作業受託事業

耕作放棄地の防止・解消のため、田畑の耕耘、代かき、田植え、麦刈り、稲刈り、草刈作業等を行います。

## 農産物の生産及び販売

水稲生産し、出荷・販売を行います。

## 農業の経営

経営規模は、水稲5.9haの農業の生産を行います。

# 業績・財務関係の状況（単体）

## 《業績の概要》

### 信用事業

**貯金**

地域に密着した金融機関として、ＪＡ利用者に対する取引・サービス提供に努め、貯金残高は1,795億6,985万円となりました。

**貸出金**

組合員の営農資金をはじめ住宅やマイカー等への資金需要に積極的な対応を行い、貸出残高は279億3,879万円となりました。

**その他の業務**

内国為替業務の年間取扱量が、仕向為替26千件、252億9,626万円で被仕向為替193千件、497億1,802万円となりました。

国債窓口販売業務では、新窓販国債、個人向け国債の年間取扱残高は3億7,061万円でした。

### 共済事業

組合員、地域の皆さまの家族一人ひとりの生涯保障の確立をめざし、事業推進活動を積極的に展開した結果、長期共済新契約高は162億2,314万円を挙績し、保有契約高は3,451億2,091万円となりました。

また、年金共済新契約高においても4,217万円、自動車共済新契約21,278件ご加入いただきました。

### 購買事業

営農指導事業と連携し、効果的な資材を適正価格で安定供給を図るため、購買課を中心に取扱体制の確立に努めた結果、45億8,093万円の取扱い実績となりました。

### 販売事業

秋冬野菜では、露地野菜のブロッコリー・ネギなど主要作物は定植時からの高温や、降雨も少なく干ばつの影響などから出荷量が安定せず、取扱金額は計画を下回りました。

ユリは、盛夏期の出荷量を減らすなど高温による影響を回避し、出荷量が減少したものの前年を上回る単価高もあり堅調な販売で推移しました。

また、職員から選ばれたキャンペーン大使による農畜産物の販売促進・イベントなどPR事業も積極的に実施し、直売所においても活発的にイベントを開催するなど集客の向上を図り、全体の取扱高は73億6,117万円の取扱い実績となりました。

### 収支状況

収支は、中期３か年計画（Ｒ７～Ｒ９）の初年度にあたり、信用事業、共済事業、販売事業の業績が好調であったこと、さらに事業管理費等の削減に努めた結果、事業総利益および事業利益は前年実績ならびに事業計画を大幅に上回りました。

最終的に経常利益を3億8,274万円確保することができ、法人税等を控除した当期余剰金につきましても2億6,136万円を計上することができました。

また、自己資本比率については、前年度と比較して1.05%増加し、19.95%となりました。

# 主要な経営指標等の推移

| | 令和４年３月期 | 令和５年３月期 | 令和６年３月期 | 令和７年３月期 | 令和８年３月期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 出資金(百万円) | 1,693 | 1,668 | 1,644 | 1,610 | 1,578 |
| （出資口数） | 16,938,889 | 16,687,900 | 16,444,167 | 16,104,939 | 15,786,370 |
| 単体自己資本比率（%） | 18.13% | 18.42% | 18.38% | 18.90% | 19.95% |
| 職員数（人） | 249人 | 242人 | 238人 | 230人 | 218人 |

（単位：百万円）

| | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 | 令和6年3月期 | 令和7年3月期 | 令和8年3月期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総資産額 | 195,554 | 196,160 | 195,196 | 193,923 | 191,856 |
| 貸出金 | 19,778 | 22,046 | 24,134 | 25,316 | 27,938 |
| 有価証券 | 21,368 | 24,645 | 25,671 | 24,214 | 21,591 |
| 貯金 | 179,401 | 180,511 | 180,595 | 180,591 | 179,569 |
| 純資産額 | 13,986 | 13,455 | 12,421 | 11,244 | 10,131 |
| 経常収益 | 5,291 | 5,317 | 5,264 | 5,542 | 5,958 |
| 信用事業収益 | 1,136 | 1,146 | 1,185 | 1,296 | 1,624 |
| 共済事業収益 | 780 | 740 | 723 | 722 | 735 |
| 農業関連事業収益 | 1,648 | 1,785 | 1,513 | 1,588 | 1,621 |
| その他の事業収益 | 1,725 | 1,644 | 1,840 | 1,934 | 1,976 |
| 経常利益 | 178 | 237 | 209 | 283 | 382 |
| 当期剰余金（注） | 107 | 169 | △425 | 139 | 261 |
| 剰余金配当の金額 | 25 | 24 | 24 | 23 | 23 |
| 出資配当額 | 25 | 24 | 24 | 23 | 23 |
| 事業利用分量配当額 | － | － | － | － | － |

注：当期剰余金は、銀行等の当期純利益に相当するものです。
注：総資産および貸出金については、貸付留保金を控除した数値としています。

# 財務諸表

## ■ 貸 借 対 照 表

(単位:千円)

| | 令和7年3月期 (令和7年3月31日) | 令和8年3月期 (令和8年3月31日) | | 令和7年3月期 (令和7年3月31日) | 令和8年3月期 (令和8年3月31日) |
|---|---|---|---|---|---|
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 1 信用事業資産 | 179,190,937 | 177,198,604 | 1 信用事業負債 | 180,703,277 | 179,753,062 |
| (1) 現金 | 888,584 | 1,017,844 | (1) 貯金 | 180,591,056 | 179,569,859 |
| (2) 預金 | 128,353,606 | 126,080,029 | (2) 借入金 | 55,688 | 41,915 |
| 系統預金 | 126,336,500 | 123,071,319 | (3) その他の信用事業負債 | 56,532 | 141,287 |
| 系統外預金 | 2,017,106 | 3,008,709 | 未払費用 | 24,395 | 111,589 |
| (3) 有価証券 | 24,214,043 | 21,591,903 | その他の負債 | 32,137 | 29,697 |
| 国債 | 4,951,600 | 4,387,820 | 2 共済事業負債 | 767,935 | 876,391 |
| 地方債 | 3,941,860 | 3,449,990 | (1) 共済資金 | 346,485 | 442,524 |
| 政府保証債 | 79,880 | 69,620 | (2) 未経過共済付加収入 | 418,197 | 430,477 |
| 社債 | 15,146,673 | 13,590,773 | (3) その他の共済事業負債 | 3,251 | 3,389 |
| 受益証券 | 94,030 | 93,700 | 3 経済事業負債 | 425,380 | 295,134 |
| (4) 貸出金 | 25,316,552 | 27,938,793 | (1) 経済事業未払金 | 271,300 | 229,638 |
| (5) その他の信用事業資産 | 452,867 | 601,630 | (2) 経済受託債務 | 154,079 | 65,493 |
| 未収収益 | 165,835 | 396,953 | (3) その他の経済事業負債 | − | 1 |
| その他の資産 | 287,031 | 204,677 | 4 雑負債 | 177,072 | 217,988 |
| (6) 貸倒引当金 | △34,717 | △31,596 | (1) 未払法人税等 | 32,012 | 75,524 |
| 2 共済事業資産 | 1,697 | 1,820 | (2) リース債務 | 2,740 | 2,055 |
| (1) その他の共済事業資産 | 1,697 | 1,820 | (3) 資産除去債務 | 18,489 | 18,548 |
| 3 経済事業資産 | 975,550 | 972,573 | (4) その他の負債 | 123,830 | 121,860 |
| (1) 経済事業未収金 | 571,766 | 546,481 | 5 諸引当金 | 605,414 | 582,631 |
| (2) 経済受託債権 | 56,502 | 74,116 | (1) 賞与引当金 | 82,692 | 80,180 |
| (3) 棚卸資産 | 342,227 | 359,914 | (2) 退職給付引当金 | 488,982 | 462,246 |
| 購買品 | 340,187 | 357,949 | (3) 役員退職慰労引当金 | 33,739 | 40,205 |
| その他の棚卸資産 | 2,039 | 1,965 | 負債の部合計 | 182,679,079 | 181,725,209 |
| (4) その他の経済事業資産 | 15,963 | 12,659 | (純資産の部) | | |
| (5) 貸倒引当金 | △10,910 | △20,599 | 1 組合員資本 | 13,926,297 | 14,127,785 |
| 4 雑資産 | 372,488 | 350,972 | (1) 出資金 | 1,610,493 | 1,578,637 |
| (1) 雑資産 | 372,544 | 351,026 | (2) 資本準備金 | 456,347 | 456,347 |
| (2) 貸倒引当金 | △55 | △53 | (3) 利益剰余金 | 11,876,731 | 12,114,223 |
| 5 固定資産 | 2,339,334 | 2,291,164 | 利益準備金 | 3,542,348 | 3,542,348 |
| (1) 有形固定資産 | 2,333,875 | 2,284,389 | その他利益剰余金 | 8,334,383 | 8,571,875 |
| 建物 | 3,357,048 | 3,354,616 | 肥料協同購入積立金 | 4,219 | 4,219 |
| 機械装置 | 1,476,266 | 1,503,857 | 経営基盤強化目的積立金 | 59,149 | 59,149 |
| 土地 | 1,269,136 | 1,269,136 | 電算整備等目的積立金 | 100,000 | 100,000 |
| リース資産 | 3,114 | 3,114 | 個人情報セキュリティ対策関連設備等整備拡充目的積立金 | 10,000 | 10,000 |
| その他の有形固定資産 | 1,874,680 | 1,850,452 | 税効果会計積立金 | 189,893 | 185,514 |
| 減価償却累計額 | △5,646,370 | △5,696,787 | カントリーエレベーター・ライスセンター施設更新・整備等目的積立金 | 85,600 | 109,500 |
| (2) 無形固定資産 | 5,459 | 6,775 | 財務基盤強化目的積立金 | 1,135,000 | 1,235,000 |
| その他の無形固定資産 | 5,459 | 6,775 | 農業生産資材価格変動目的積立金 | 250,000 | 250,000 |
| 6 外部出資 | 10,861,567 | 10,861,567 | くらしの活動推進目的積立金 | 50,000 | 50,000 |
| (1) 外部出資 | 10,861,567 | 10,861,567 | 再生可能エネルギー利用促進取組目的積立金 | 74,500 | 74,500 |
| 系統出資 | 10,483,879 | 10,483,879 | 地域農業振興目的積立金 | 50,000 | 50,000 |
| 系統外出資 | 337,688 | 337,688 | 組織基盤強化目的積立金 | 30,000 | 30,000 |
| 子会社等出資 | 40,000 | 40,000 | 農協施設整備拡充目的積立金 | 535,000 | 535,000 |
| 7 繰延税金資産 | 181,994 | 179,554 | 野菜・花き予冷施設更新等整備目的積立金 | 132,000 | 132,000 |
| | | | 南部営農経済センター拠点再整備目的積立金 | 190,910 | 190,910 |
| | | | 北部営農経済センター拠点再整備目的積立金 | 300,000 | 300,000 |
| | | | 新生産技術導入支援目的積立金 | 200,000 | 200,000 |
| | | | 6次化産業施設整備目的積立金 | 400,000 | 400,000 |
| | | | 農産物直売所施設整備目的積立金 | 383,000 | 383,000 |
| | | | 給油所施設整備等目的積立金 | 300,000 | 300,000 |
| | | | 葬祭事業関連施設整備目的積立金 | 11,000 | 11,000 |
| | | | 特別積立金 | 3,001,600 | 3,001,600 |
| | | | 当期未処分剰余金 | 842,510 | 960,481 |
| | | | (うち当期剰余金) | (139,634) | (261,366) |
| | | | (4) 処分未済持分 | △17,275 | △21,422 |
| | | | 2 評価・換算差額等 | △2,681,807 | △3,996,737 |
| | | | (1) その他有価証券評価差額金 | △2,681,807 | △3,996,737 |
| | | | 純資産の部合計 | 11,244,489 | 10,131,048 |
| 資産の部合計 | 193,923,569 | 191,856,257 | 負債及び純資産の部合計 | 193,923,569 | 191,856,257 |

## ■ 損 益 計 算 書

（単位:千円）

| | 令和7年3月期<br>令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで | 令和8年3月期<br>令和7年4月1日から<br>令和8年3月31日まで |
|---|---|---|
| 1　事業総利益 | 2,235,431 | 2,315,626 |
| 事業収益 | 5,542,073 | 5,958,020 |
| 事業費用 | 3,306,641 | 3,642,393 |
| (1) 信用事業収益 | 1,296,443 | 1,624,944 |
| 資金運用収益 | 1,176,187 | 1,515,703 |
| (うち預金利息) | (711,878) | (987,939) |
| (うち有価証券利息) | (218,940) | (221,385) |
| (うち貸出金利息) | (204,634) | (262,063) |
| (うちその他受入利息) | (40,734) | (44,315) |
| 役務取引等収益 | 47,186 | 50,138 |
| その他事業直接収益 | 172 | 1,797 |
| その他経常収益 | 72,897 | 57,305 |
| (2) 信用事業費用 | 269,021 | 495,020 |
| 資金調達費用 | 46,863 | 241,765 |
| (うち貯金利息) | (45,797) | (240,600) |
| (うち給付補てん備金繰入) | (51) | (385) |
| (うち借入金利息) | (1,014) | (778) |
| (うちその他支払利息) | (0) | (0) |
| 役務取引等費用 | 11,087 | 11,244 |
| その他事業直接費用 | － | 6,215 |
| その他経常費用 | 211,070 | 235,796 |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (△4,478) | (△3,121) |
| 信用事業総利益 | 1,027,422 | 1,129,923 |
| (3) 共済事業収益 | 722,899 | 735,793 |
| 共済付加収入 | 670,740 | 661,876 |
| その他の収益 | 52,159 | 73,917 |
| (4) 共済事業費用 | 56,129 | 58,130 |
| 共済推進費 | 37,300 | 38,944 |
| 共済保全費 | 5,689 | 5,727 |
| その他の費用 | 13,140 | 13,458 |
| 共済事業総利益 | 666,769 | 677,662 |
| (5) 購買事業収益 | 3,151,022 | 3,234,915 |
| 購買品供給高 | 3,010,328 | 3,103,833 |
| 購買手数料 | 113,433 | 106,477 |
| その他の収益 | 27,260 | 24,604 |
| (6) 購買事業費用 | 2,862,748 | 2,970,670 |
| 購買品供給原価 | 2,650,220 | 2,726,449 |
| 購買品供給費 | 7,962 | 7,283 |
| その他の費用 | 204,565 | 236,937 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (3,425) | (9,689) |
| 購買事業総利益 | 288,274 | 264,245 |
| (7) 販売事業収益 | 233,514 | 198,561 |
| 販売手数料 | 198,222 | 178,616 |
| その他の収益 | 35,292 | 19,944 |
| (8) 販売事業費用 | 26,461 | 13,575 |
| その他の費用 | 26,461 | 13,575 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (△13) | (0) |
| 販売事業総利益 | 207,052 | 184,985 |
| (9) 保管事業収益 | 7,944 | 8,666 |
| (10)保管事業費用 | 334 | 621 |
| 保管事業総利益 | 7,609 | 8,045 |

| | 令和7年3月期<br>令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで | 令和8年3月期<br>令和7年4月1日から<br>令和8年3月31日まで |
|---|---|---|
| (11)加工事業収益 | 0 | 0 |
| (12)加工事業費用 | － | － |
| 加工事業総利益 | 0 | 0 |
| (13)利用事業収益 | 94,819 | 118,728 |
| (14)利用事業費用 | 35,252 | 45,364 |
| 利用事業総利益 | 59,566 | 73,363 |
| (15)宅地等供給事業収益 | 2,676 | 2,707 |
| (16)宅地等供給事業費用 | 2,260 | 2,286 |
| 宅地等供給事業総利益 | 415 | 421 |
| (17)農作業受委託事業収益 | 15,204 | 16,149 |
| (18)農作業受委託事業費用 | 14,414 | 15,999 |
| 農作業受委託事業総利益 | 789 | 149 |
| (19)郵便会計事業収益 | 1,340 | 1,338 |
| (20)郵便会計事業費用 | 454 | 436 |
| 郵便会計事業総利益 | 885 | 901 |
| (21)指導事業収入 | 16,207 | 16,215 |
| (22)指導事業支出 | 39,562 | 40,288 |
| 指導事業収支差額 | △23,355 | △24,072 |
| 2　事業管理費 | 2,099,585 | 2,071,515 |
| (1) 人件費 | 1,627,315 | 1,591,769 |
| (2) 業務費 | 164,405 | 174,672 |
| (3) 諸税負担金 | 55,106 | 51,697 |
| (4) 施設費 | 251,369 | 252,853 |
| (5) その他事業管理費 | 1,389 | 522 |
| 事　業　利　益 | 135,846 | 244,110 |
| 3　事業外収益 | 213,617 | 206,617 |
| (1) 受取雑利息 | 2,516 | 2,242 |
| (2) 受取出資配当金 | 120,190 | 120,181 |
| (3) 賃貸料 | 23,098 | 23,050 |
| (4) 太陽光発電システム売電収入 | 48,467 | 49,529 |
| (5) 貸倒引当金戻入益 | 304 | 1 |
| (6) 雑収入 | 19,039 | 11,612 |
| 4　事業外費用 | 66,116 | 67,982 |
| (1) 賃貸費用 | 18,079 | 18,110 |
| (2) 太陽光発電システム管理費用 | 18,740 | 18,238 |
| (3) 寄付金 | 342 | 353 |
| (4) 雑損失 | 28,953 | 31,279 |
| 経　常　利　益 | 283,347 | 382,746 |
| 5　特別利益 | 9,440 | 2,225 |
| (1) 固定資産処分益 | 8,025 | － |
| (2) 深谷南支店団火共済金 | 1,425 | － |
| (3) 団火共済金 | － | 2,225 |
| 6　特別損失 | 52,945 | 19,161 |
| (1) 固定資産処分損 | 537 | 1,520 |
| (2) 固定資産圧縮損 | 1,005 | 1,612 |
| (3) 減損損失 | 51,402 | 16,028 |
| 税金等調整前当期利益 | 239,841 | 365,810 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 56,555 | 100,065 |
| 過年度法人税、住民税及び事業税追徴税額 | 23,196 | － |
| 法人税等調整額 | 20,455 | 4,378 |
| 法人税等合計 | 100,207 | 104,444 |
| 当期剰余金 | 139,634 | 261,366 |
| 当期首繰越剰余金 | 669,015 | 668,636 |
| 税効果会計積立金取崩額 | 20,260 | 4,378 |
| カントリーエレベーター・ライスセンター施設更新・整備等目的積立金取崩額 | 2,600 | 26,100 |
| 農産物直売所施設整備目的積立金取崩額 | 11,000 | － |
| 当期未処分剰余金 | 842,510 | 960,481 |

（注）農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

## ■ 注 記 表 等

| 令和7年3月期<br>（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで） | 令和8年3月期<br>（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで） |
|---|---|
| 1．重要な会計方針に係る事項に関する注記<br>（1）次に掲げる資産の評価基準および評価方法<br>① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）<br>ア．満期保有目的の債券　　：償却原価法（定額法）<br>イ．子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法<br>ウ．その他有価証券<br>a．時 価 の あ る も の：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）<br>b．市場価格のない株式等：移動平均法による原価法<br><br>② 棚卸資産<br>ア．購買品<br>主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）<br>イ．その他の棚卸資産<br>最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）<br><br>（2）固定資産の減価償却の方法<br>① 有形固定資産（リース資産を除く）<br>定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。<br><br>② 無形固定資産<br>定額法を採用しています。<br>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。<br><br>③ リース資産<br>所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。<br><br>（3）引当金の計上基準<br>① 貸倒引当金<br>貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領および資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。<br>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額を計上しています。<br>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。<br>上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。<br>すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。<br><br>② 賞与引当金<br>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。<br><br>③ 退職給付引当金<br>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しています。<br>なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。<br><br>④ 役員退職慰労引当金<br>役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。<br><br>（4）収益および費用の計上基準<br>① 収益認識関連<br>当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。<br><br>ア 購買事業<br>農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。<br><br>イ 販売事業<br>組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。<br><br>ウ 保管事業<br>組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 | 1．重要な会計方針に係る事項に関する注記<br>（1）次に掲げる資産の評価基準および評価方法<br>① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）<br>ア．満期保有目的の債券　　：償却原価法（定額法）<br>イ．子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法<br>ウ．その他有価証券<br>a．時 価 の あ る も の：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）<br>b．市場価格のない株式等：移動平均法による原価法<br><br>② 棚卸資産<br>ア．購買品<br>主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）<br>イ．その他の棚卸資産<br>最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）<br><br>（2）固定資産の減価償却の方法<br>① 有形固定資産（リース資産を除く）<br>定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。<br><br>② 無形固定資産<br>定額法を採用しています。<br>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。<br><br>③ リース資産<br>所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。<br><br>（3）引当金の計上基準<br>① 貸倒引当金<br>貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領および資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。<br>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額を計上しています。<br>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。<br>上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。<br>すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。<br><br>② 賞与引当金<br>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。<br><br>③ 退職給付引当金<br>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しています。<br>なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。<br><br>④ 役員退職慰労引当金<br>役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。<br><br>（4）収益および費用の計上基準<br>① 収益認識関連<br>当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。<br><br>ア 購買事業<br>農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。<br><br>イ 販売事業<br>組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。<br><br>ウ 保管事業<br>組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 |

エ 利用事業
カントリーエレベーター・ライスセンター・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

オ 宅地等供給事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

カ 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（5）消費税および地方消費税の会計処理の方法
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

（6）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

（7）その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法を当組合は事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米麦共同計算
当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。
販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会埼玉県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。
共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する仮渡金を計上しています。
また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。
共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権および経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。
(追加情報)
法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度から適用しています。

2. 会計上の見積りに関する注記
（1）固定資産の減損
①当該事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失　　51,402千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産または資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産または資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、当該資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成させるものとして識別される個々の拠点の単一のグループを最小単位としています。
固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、当該資産または資産グループの管理会計上の直近実績2期分に当期の見込みの事業利益を加えた3期平均を基礎とし、将来3年度については中期3か年計画における該当する事業毎の推移を反映した数値とし、それ以降は10年シミュレーションの推移を反映した中でキャッシュ・フローを見積もっており、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

エ 利用事業
カントリーエレベーター・ライスセンター・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

オ 宅地等供給事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

カ 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（5）消費税および地方消費税の会計処理の方法
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

（6）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

（7）その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法を当組合は事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米麦共同計算
当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。
販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会埼玉県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。
共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する仮渡金を計上しています。
また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。
共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権および経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記
（1）固定資産の減損
①当該事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失　　16,028千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産または資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産または資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、当該資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成させるものとして識別される個々の拠点の単一のグループを最小単位としています。
固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、当該資産または資産グループの管理会計上の直近実績2期分に当期の見込みの事業利益を加えた3期平均を基礎とし、将来3年度については中期3か年計画における該当する事業毎の推移を反映した数値とし、それ以降は収支シミュレーションの推移を反映した中でキャッシュ・フローを見積もっており、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（2）貸倒引当金に関する会計上の見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　　45,683千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記（3）引当金の計上基準①貸倒引当金」に記載しています。

イ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

（1）資産に係る圧縮記帳額

固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 建物 | 237,229千円 |
| 機械装置 | 416,493千円 |
| 土地 | 42,465千円 |
| リース資産 | 1,202千円 |
| その他の有形固定資産 | 365,479千円 |
| 無形固定資産 | 697千円 |
| 計 | 1,063,565千円 |

（2）担保に供している資産

以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

| 種　類 | 金　額 | 目　的 |
|---|---|---|
| 系統預金 | 3,100,000千円 | 為替決済に関する保証金 |

（3）子会社等に対する金銭債権または金銭債務

| | |
|---|---|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 668千円 |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 70,927千円 |

（4）役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

| | |
|---|---|
| 理事および監事に対する金銭債権の総額 | ― 千円 |
| 理事および監事に対する金銭債務の総額 | ― 千円 |

（5）債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第1項第1号ホ（2）（ⅰ）から（ⅳ）までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は21,659千円、危険債権額は72,751千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額の合計額は94,411千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

（1）子会社との取引高の総額

| | |
|---|---|
| ① 子会社との取引による収益総額 | 6,775千円 |
| うち事業取引高 | 4,864千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 1,911千円 |
| ② 子会社との取引による費用総額 | 11,759千円 |
| うち事業取引高 | 11,759千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | ―千円 |

（2）減損損失に関する注記

① 共用資産として位置づけた資産および資産をグループ化した方法の概要

投資の意思決定を行う単位として固定資産のグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店および事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

なお、本店、農機センター、カントリーエレベーター、ライスセンター、営農経済センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから共用資産と認識しています。

（2）貸倒引当金に関する会計上の見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　　52,249千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記（3）引当金の計上基準①貸倒引当金」に記載しています。

イ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

（1）資産に係る圧縮記帳額

固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 建物 | 237,456千円 |
| 機械装置 | 417,317千円 |
| 土地 | 42,465千円 |
| リース資産 | 1,202千円 |
| その他の有形固定資産 | 366,038千円 |
| 無形固定資産 | 697千円 |
| 計 | 1,065,175千円 |

（2）担保に供している資産

以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

| 種　類 | 金　額 | 目　的 |
|---|---|---|
| 系統預金 | 3,100,000千円 | 為替決済に関する保証金 |

（3）子会社等に対する金銭債権または金銭債務

| | |
|---|---|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 88千円 |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 79,072千円 |

（4）役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

| | |
|---|---|
| 理事および監事に対する金銭債権の総額 | ― 千円 |
| 理事および監事に対する金銭債務の総額 | ― 千円 |

（5）債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第1項第1号ホ（2）（ⅰ）から（ⅳ）までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は38,581千円、危険債権額は177,330千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額の合計額は215,911千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

（1）子会社との取引高の総額

| | |
|---|---|
| ① 子会社との取引による収益総額 | 8,244千円 |
| うち事業取引高 | 6,094千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 2,150千円 |
| ② 子会社との取引による費用総額 | 12,544千円 |
| うち事業取引高 | 12,544千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | ―千円 |

（2）減損損失に関する注記

① 共用資産として位置づけた資産および資産をグループ化した方法の概要

投資の意思決定を行う単位として固定資産のグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店および事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

なお、本店、農機センター、カントリーエレベーター、ライスセンター、営農経済センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから共用資産と認識しています。

② 当該資産または資産グループの概要ならびに減損損失の金額およびその内訳
当期に減損損失を特別損失に計上した固定資産は、次のとおりです。

| グループ名 | 用　途 | 種　類 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| 明戸プラザ | 事務所 | 建物 | 1,466千円 |
| 豊里プラザ | 事務所 | 建物 | 626千円 |
| 幡羅プラザ | 事務所 | 器具・備品 | 259千円 |
| 櫛挽プラザ | 事務所 | 土地 | 8,011千円 |
| 本郷プラザ | 事務所 | 器具・備品 | 199千円 |
| 城南プラザ | 事務所 | 建物 | 313千円 |
| 榛沢プラザ | 事務所 | 建物 | 3,396千円 |
| 榛沢給油所 | 店舗 | 機械装置 | 2,180千円 |
| グル米ハウス | 店舗 | 建物等 | 34,948千円 |

③ 減損損失を認識するに至った経緯
支店再編後の利用状況を鑑みると各プラザの稼働状況が、固定資産減損会計上では遊休状態との判断から正味売却額と帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。
グル米ハウス、榛沢給油所については、キャッシュ・フローが見込めないため、正味売却額と帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は正味売却価額を採用しており、土地の時価は固定資産税評価額に基づき算定し、償却資産は備忘価額としています。

5. 金融商品に関する注記
（1）金融商品の状況に関する事項
① 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債、政府保証債、社債、受益証券の債券等による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制
ア．信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

イ．市場リスクの管理
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
（市場リスクに係る定量的情報）
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金および貯金です。
当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0. 3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が295,751千円減少

② 当該資産または資産グループの概要ならびに減損損失の金額およびその内訳
当期に減損損失を特別損失に計上した固定資産は、次のとおりです。

| グループ名 | 用　途 | 種　類 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| 深谷プラザ | 事務所 | 建物 | 343千円 |
| 本郷プラザ | 事務所 | 建物等 | 729千円 |
| 川本プラザ | 事務所 | 建物 | 1,454千円 |
| 城南プラザ | 事務所 | 建物 | 988千円 |
| 男衾プラザ | 事務所 | 建物 | 176千円 |
| フロル直売所 | 店舗 | 無形固定資産 | 244千円 |
| グル米ハウス | 店舗 | 建物等 | 1,281千円 |
| 用土農産物直売センター | 店舗 | 器具・備品等 | 1,783千円 |
| 男衾給油所 | 店舗 | 機械装置等 | 2,276千円 |
| 川本給油所 | 店舗 | 器具・備品 | 81千円 |
| 榛沢給油所 | 店舗 | 建物等 | 5,667千円 |
| 用土ライスセンター | 遊休資産 | 建物 | 999千円 |

③ 減損損失を認識するに至った経緯
支店再編後の利用状況を鑑みると各プラザの稼働状況が、固定資産減損会計上では遊休状態との判断から正味売却額と帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。
フロル直売所、グル米ハウス、用土農産物直売センター、男衾給油所、川本給油所、榛沢給油所については、キャッシュ・フローが見込めないため、正味売却額と帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。
用土ライスセンターについては、遊休資産であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は正味売却価額を採用しており、土地の時価は固定資産税評価額に基づき算定し、償却資産は備忘価額としています。

5. 金融商品に関する注記
（1）金融商品の状況に関する事項
① 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債、政府保証債、社債、受益証券の債券等による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制
ア．信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

イ．市場リスクの管理
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
（市場リスクに係る定量的情報）
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金および貯金です。
当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0. 3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が223,267千円減少

するものと把握しています。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ．資金調達にかかる流動性リスクの管理
当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項
①　金融商品の貸借対照表計上額および時価等
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 預　　金 | 128,353,606 | 128,214,782 | △138,824 |
| 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 11,025,203 | 9,919,320 | △1,105,883 |
| その他有価証券 | 13,188,840 | 13,188,840 | － |
| 貸出金(*1) | 25,611,144 | | |
| 貸倒引当金(*2) | △34,717 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 25,576,427 | 25,261,318 | △315,108 |
| 経済事業未収金 | 571,766 | | |
| 貸倒引当金(*3) | △10,910 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 560,856 | 560,856 | － |
| 資　産　計 | 178,704,934 | 177,145,117 | △1,559,816 |
| 貯　　金 | 180,591,056 | 180,306,605 | △284,451 |
| 負　債　計 | 180,591,056 | 180,306,605 | △284,451 |

(*1)　貸出金には、貸付留保金を控除していません。
(*2)　貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。
(*3)　経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

②　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明
【資産】
ア．預金
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券
債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。
投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっています。
有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。
地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ．貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ．経済事業未収金
経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】
ア．貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。
また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

するものと把握しています。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ．資金調達にかかる流動性リスクの管理
当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項
①　金融商品の貸借対照表計上額および時価等
当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 預　　金 | 126,080,029 | 125,657,341 | △422,687 |
| 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 9,719,223 | 8,176,550 | △1,542,673 |
| その他有価証券 | 11,872,680 | 11,872,680 | － |
| 貸出金(*1) | 28,449,564 | | |
| 貸倒引当金(*2) | △31,596 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 28,417,968 | 27,722,847 | △695,120 |
| 経済事業未収金 | 546,481 | | |
| 貸倒引当金(*3) | △20,599 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 525,882 | 525,882 | － |
| 資　産　計 | 176,615,783 | 173,955,301 | △2,660,481 |
| 貯　　金 | 179,569,859 | 179,145,262 | △424,596 |
| 負　債　計 | 179,569,859 | 179,145,262 | △424,596 |

(*1)　貸出金には、貸付留保金を控除していません。
(*2)　貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。
(*3)　経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

②　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明
【資産】
ア．預金
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券
有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。
地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ．貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ．経済事業未収金
経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】
ア．貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。
また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③　市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 外部出資(*) | 10,861,567 |

(*)　外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④　金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預金 | 126,353,606 | － | － | － | － | 2,000,000 |
| 有価証券 | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 500,000 | 300,000 | 100,000 | 100,000 | － | 10,000,000 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | － | － | 200,000 | 100,000 | 194,030 | 15,500,000 |
| 貸出金(*1,2) | 1,888,301 | 1,647,253 | 1,612,968 | 1,523,482 | 2,368,604 | 16,564,776 |
| 経済事業未収金(*3) | 490,242 | － | － | － | － | － |
| 合　計 | 129,232,150 | 1,947,253 | 1,912,968 | 1,723,482 | 2,562,634 | 44,,064,776 |

(*1)　貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）142,955千円については「1年以内」に含めています。
(*2)　貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等6,861千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
(*3)　経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等81,524千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤　有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 貯金(*1) | 174,302,520 | 2,780,740 | 2,276,624 | 514,101 | 717,070 | － |
| 合　計 | 174,302,520 | 2,780,740 | 2,276,624 | 514,101 | 717,070 | － |

(*1)　貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6．有価証券に関する注記
（1）有価証券の時価および評価差額に関する事項
①　満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

| | | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 社　債 | 300,000 | 300,260 | 260 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 社　債 | 10,725,203 | 9,619,060 | △1,106,143 |
| 合　計 | | 11,025,203 | 9,919,320 | △1,105,883 |

②　その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価または償却原価 | 差　額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの | 社　債 | 229,320 | 188,340 | 40,980 |
| | 小　計 | 229,320 | 188,340 | 40,980 |
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの | 国　債 | 4,951,600 | 6,078,502 | △1,126,902 |
| | 地方債 | 3,941,860 | 4,800,000 | △858,140 |
| | 政府保証債 | 79,880 | 99,697 | △19,817 |
| | 社　債 | 3,892,150 | 4,604,108 | △711,958 |
| | 受益証券 | 94,030 | 100,000 | △5,970 |
| | 小　計 | 12,959,520 | 15,682,307 | △2,722,787 |
| 合　計 | | 13,188,840 | 15,870,647 | △2,681,807 |

③　市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 外部出資(*) | 10,861,567 |

(*)　外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④　金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預金 | 123,080,029 | － | － | － | － | 3,000,000 |
| 有価証券 | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 300,000 | 100,000 | 100,000 | － | 2,500,000 | 6,700,000 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | － | 200,000 | 100,000 | 193,700 | 400,000 | 15,100,000 |
| 貸出金(*1,2) | 1,926,207 | 1,740,070 | 1,709,088 | 2574,680 | 1,459,296 | 19,035,229 |
| 経済事業未収金(*3) | 461,159 | － | － | － | － | － |
| 合　計 | 125,767,396 | 2,040,070 | 1,909,088 | 2,768,380 | 4,359,296 | 43,835,229 |

(*1)　貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）149,614千円については「1年以内」に含めています。
(*2)　貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等5,927千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
(*3)　経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等85,322千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤　有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 貯金(*1) | 172,691,430 | 2,351,705 | 3,278,748 | 606,750 | 641,224 | － |
| 合　計 | 172,691,430 | 2,351,705 | 3,278,748 | 606,750 | 641,224 | － |

(*1)　貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6．有価証券に関する注記
（1）有価証券の時価および評価差額に関する事項
①　満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

| | | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 社　債 | － | － | － |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 社　債 | 9,719,223 | 8,176,550 | △1,542,673 |
| 合　計 | | 9,719,223 | 8,716,550 | △1,542,673 |

②　その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価または償却原価 | 差　額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの | 社　債 | 231,180 | 188,340 | 42,840 |
| | 小　計 | 231,180 | 188,340 | 42,840 |
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの | 国　債 | 4,387,820 | 6,079,684 | △1,691,864 |
| | 地方債 | 3,449,990 | 4,800,000 | △1,350,010 |
| | 政府保証債 | 69,620 | 99,715 | △30,095 |
| | 社　債 | 3,640,370 | 4,603,616 | △963,246 |
| | 受益証券 | 93,700 | 100,000 | △6,300 |
| | 小　計 | 11,641,500 | 15,683,015 | △4,041,515 |
| 合　計 | | 11,872,680 | 15,871,355 | △3,998,675 |

（2）当年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

| | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|---|---|---|---|
| 社　債 | 200,172 | 172 | － |
| 小　計 | 200,172 | 172 | － |

7．退職給付に関する注記

（1）退職給付に関する注記

①　採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（DB）および特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②　退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | 569,734千円 |
| 退職給付費用 | 132,020千円 |
| 退職給付の支払額 | △111,928千円 |
| 確定給付型年金制度（DB）への拠出金 | △28,219千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | △72,624千円 |
| 期末における退職給付引当金 | 488,982千円 |

③　退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務 | 2,048,976千円 |
| 確定給付型年金制度（DB） | △633,681千円 |
| 特定退職金共済制度 | △926,312千円 |
| 未積立退職給付債務 | 488,982千円 |
| 退職給付引当金 | 488,982千円 |

④　退職給付に関連する損益

| | |
|---|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 132,020千円 |

（2）特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金19,233千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、136,339千円となっています。

8．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| その他有価証券評価差額金 | 758,951千円 |
| 退職給付引当金 | 138,145千円 |
| 減損会計損失否認（土地） | 128,953千円 |
| 減損会計損失否認（土地以外） | 106,601千円 |
| ㈱ふかやアグリサービス（寄付） | 39,754千円 |
| 有価証券減損否認 | 27,219千円 |
| 賞与引当金 | 22,823千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 9,548千円 |
| 利息費用否認（資産除去債務） | 5,232千円 |
| 賞与引当金分の法定福利費否認 | 3,683千円 |
| 未払事業税・特別法人事業税 | 3,257千円 |
| その他 | 5,944千円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,250,167千円 |
| 評価性引当額 | △1,060,273千円 |
| 繰延税金資産合計（A） | 189,893千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 全農外部出資評価益 | △7,858千円 |
| 有形固定資産（除去費用） | △40千円 |
| 繰延税金負債合計（B） | △7,899千円 |
| 繰延税金資産の純額（A）＋（B） | 181,994千円 |

（2）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 27.6% |
| （調整） | |
| 過年度法人税、住民税および事業税追徴税額 | 9.7% |
| 評価性引当額の増減 | 6.4% |
| 交際費等の損金不算入額 | 4.9% |
| 住民税均等割額 | 1.7% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | △1.4% |
| 受取配当等の益金不算入額 | △6.9% |
| その他 | 0.2% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 41.8% |

（3）税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）」が令和７年３月31日に国会で成立したことに伴い、令和８年４月１日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、令和８年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から28.3%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,339千円増加し、法人税等調整額は3,339千円減少しております。

7．退職給付に関する注記

（1）退職給付に関する注記

①　採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（DB）および特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②　退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | 488,982千円 |
| 退職給付費用 | 132,441千円 |
| 退職給付の支払額 | △63,449千円 |
| 確定給付型年金制度（DB）への拠出金 | △26,407千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | △69,320千円 |
| 期末における退職給付引当金 | 462,246千円 |

③　退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務 | 2,056,077千円 |
| 確定給付型年金制度（DB） | △660,606千円 |
| 特定退職金共済制度 | △933,225千円 |
| 未積立退職給付債務 | 462,246千円 |
| 退職給付引当金 | 462,246千円 |

④　退職給付に関連する損益

| | |
|---|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 132,441千円 |

（2）特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金18,639千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和８年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、115,032千円となっています。

8．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,131,625千円 |
| 退職給付引当金 | 130,815千円 |
| 減損会計損失否認（土地） | 128,953千円 |
| 減損会計損失否認（土地以外） | 104,238千円 |
| ㈱ふかやアグリサービス（寄付） | 47,752千円 |
| 有価証券減損否認 | 27,219千円 |
| 賞与引当金 | 22,691千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 11,378千円 |
| 利息費用否認（資産除去債務） | 5,249千円 |
| 賞与引当金分の法定福利費否認 | 3,621千円 |
| 未払事業税・特別法人事業税 | 6,098千円 |
| その他 | 5,541千円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,625,184千円 |
| 評価性引当額 | △1,437,731千円 |
| 繰延税金資産合計（A） | 187,453千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 全農外部出資評価益 | △7,858千円 |
| 有形固定資産（除去費用） | △40千円 |
| 繰延税金負債合計（B） | △7,899千円 |
| 繰延税金資産の純額（A）＋（B） | 179,554千円 |

（2）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 27.6% |
| （調整） | |
| 交際費等の損金不算入額 | 2.8% |
| 評価性引当額の増減 | 1.3% |
| 住民税均等割額 | 1.1% |
| 受取配当等の益金不算入額 | △4.5% |
| その他 | 0.3% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 28.6% |

9. 収益認識に関する注記
「1　重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. 資産除去債務に関する注記
（1）資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
① 当該資産除去債務の概要
当組合の川本プラザ事務所、八基プラザ野菜集出荷所等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法
資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～ 17年、割引率は0%～2.2%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 18,431千円 |
| 時の経過による調整額 | 57千円 |
| 期末残高 | 18,489千円 |

（2）貸借対照表に計上している以外の資産除去債務
当組合は、アグリホール駐車場、川本農産物直売所、男衾農産物直売所駐車場等に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該アグリホール駐車場、川本農産物直売所、男衾農産物直売所駐車場等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

11. その他の注記
（1）リース契約により使用する重要な固定資産
オペレーティング・リース
ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。

| 未経過リース料残高相当額 | |
|---|---|
| 1年以内 | 33,869千円 |
| 1年超 | 91,986千円 |
| 合計 | 125,856千円 |

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。

9. 収益認識に関する注記
「1　重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. 資産除去債務に関する注記
（1）資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
① 当該資産除去債務の概要
当組合の川本プラザ事務所、八基プラザ野菜集出荷所等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法
資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～ 17年、割引率は0%～2.2%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 18,489千円 |
| 時の経過による調整額 | 59千円 |
| 期末残高 | 18,548千円 |

（2）貸借対照表に計上している以外の資産除去債務
当組合は、アグリホール駐車場、川本農産物直売所、男衾農産物直売所駐車場等に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該アグリホール駐車場、川本農産物直売所、男衾農産物直売所駐車場等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

11. その他の注記
（1）リース契約により使用する重要な固定資産
オペレーティング・リース
ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。

| 未経過リース料残高相当額 | |
|---|---|
| 1年以内 | 43,631千円 |
| 1年超 | 109,863千円 |
| 合計 | 153,495千円 |

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。

## ■ 剰 余 金 処 分 計 算 書

（単位：千円）

| 項　　目 | 令和7年3月期（総代会承認日　令和7年6月17日） | | 令和8年3月期（総代会承認日　令和8年6月11日） | |
|---|---|---|---|---|
| Ⅰ 当期未処分剰余金 | | 842,510 | | 960,481 |
| Ⅱ 任意積立金取崩額 | | － | | － |
| うち特別積立金取崩額 | － | | － | |
| うち任意積立金取崩額 | － | | － | |
| Ⅲ 剰余金処分額 | | 173,873 | | 303,333 |
| 出資配当金 | 23,873 | | 23,333 | |
| 特別配当金 | － | | － | |
| 任意積立金 | 150,000 | | 280,000 | |
| うち目的積立金 | 150,000 | | 280,000 | |
| うち特別積立金 | － | | － | |
| Ⅳ 次期繰越剰余金 | | 668,636 | | 657,147 |

令和7年3月期および令和8年3月期の各期における次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越金が、それぞれ20,000千円含まれています。

注：出資配当の基準　令和7年3月期　1.5%　　令和8年3月期　1.5%

# 各種事業の状況

## 信用事業の状況

### 貯　金

貯金の科目別の平均残高と構成比　（単位：百万円、%）

| 種　類 | 令和7年3月期 | | 令和8年3月期 | | 増　減 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 平均残高 | 構成比 | 平均残高 | 構成比 | |
| 流動性貯金 | 111,492 | 58.9 | 112,961 | 62.7 | 1,469 |
| 定期性貯金 | 77,669 | 41.0 | 67,114 | 37.2 | △10,555 |
| その他の貯金 | 130 | 0.1 | 62 | 0.1 | △67 |
| 合　計 | 189,293 | 100.0 | 180,139 | 100.0 | △9,153 |

注1：流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
注2：定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高の内訳　（単位：百万円、%）

| 種　類 | 令和7年3月期 | | 令和8年3月期 | | 増　減 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 残　高 | 構成比 | 残　高 | 構成比 | |
| 定期貯金 | 66,936 | 100.0 | 66,453 | 100.0 | △483 |
| うち固定自由金利定期 | 66,936 | 100.0 | 66,448 | 99.9 | △488 |
| うち変動自由金利定期 | 0 | 0.0 | 4 | 0.1 | 4 |

注1：固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
注2：変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

### 貸出金

※貸出金には、貸付留保金を控除していません。

貸出金の科目別の平均残高と構成比　（単位：百万円、%）

| 種　類 | 令和7年3月期 | | 令和8年3月期 | | 増　減 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 平均残高 | 構成比 | 平均残高 | 構成比 | |
| 証書貸付金 | 24,066 | 95.4 | 25,874 | 95.7 | 1,807 |
| 当座貸越 | 153 | 0.6 | 142 | 0.5 | △11 |
| 金融機関貸付 | 1,000 | 4.0 | 1,000 | 3.8 | 0 |
| 合　計 | 25,219 | 100.0 | 27,016 | 100.0 | 1,796 |

貸出金の金利条件別の内訳　（単位：百万円、%）

| 種　類 | 令和7年3月期 | | 令和8年3月期 | | 増　減 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 残　高 | 構成比 | 残　高 | 構成比 | |
| 固定金利貸出 | 12,764 | 49.8 | 13,772 | 48.4 | 1,006 |
| 変動金利貸出 | 12,846 | 50.2 | 14,676 | 51.6 | 1,830 |
| 合　計 | 25,611 | 100.0 | 28,449 | 100.0 | 2,838 |

貸出金の担保別の残高と構成比

(単位：百万円、%)

| 種　類 | 令和7年3月期 | | 令和8年3月期 | | 増　減 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 残　高 | 構成比 | 残　高 | 構成比 | |
| 貯金・積金担保 | 248 | 1.0 | 265 | 0.9 | 16 |
| 不動産担保 | 28 | 0.1 | 16 | 0.1 | △11 |
| その他の担保 | 37 | 0.1 | 27 | 0.1 | △9 |
| 計 | 314 | 1.2 | 309 | 1.1 | △5 |
| 農業信用基金協会保証 | 13,314 | 52.0 | 13,769 | 48.4 | 455 |
| その他の保証 | 3,782 | 14.8 | 4,691 | 16.5 | 909 |
| 計 | 17,096 | 66.8 | 18,460 | 64.9 | 1,364 |
| 信用 | 8,200 | 32.0 | 9,680 | 34.0 | 1,479 |
| 合計 | 25,611 | 100.0 | 28,449 | 100.0 | 2,838 |

貸出金の使途別の内訳

(単位：百万円、%)

| 種　類 | 令和7年3月期 | | 令和8年3月期 | | 増　減 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 残　高 | 構成比 | 残　高 | 構成比 | |
| 設備資金 | 18,212 | 71.2 | 19,448 | 68.4 | 1,236 |
| 運転資金 | 7,399 | 28.8 | 9,001 | 31.6 | 1,602 |
| 合計 | 25,611 | 100.0 | 28,449 | 100.0 | 2,838 |

業種別の貸出金残高と構成比

(単位：百万円、%)

| 種　類 | 令和7年3月期 | | 令和8年3月期 | | 増　減 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 残　高 | 構成比 | 残　高 | 構成比 | |
| 農業 | 1,889 | 7.4 | 1,826 | 6.4 | △63 |
| 建設業 | 682 | 2.6 | 755 | 2.7 | △72 |
| 製造業 | 2,131 | 8.3 | 2,274 | 8.0 | 142 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 154 | 0.6 | 172 | 0.6 | 17 |
| 運輸業 | 704 | 2.7 | 781 | 2.7 | 76 |
| 卸売・小売業 | 589 | 2.3 | 535 | 1.9 | △54 |
| 金融・保険業 | 1,260 | 5.0 | 1,248 | 4.4 | △11 |
| 不動産業 | 681 | 2.7 | 666 | 2.3 | △14 |
| 医療・福祉 | 995 | 3.9 | 1,065 | 3.7 | 70 |
| サービス業 | 3,012 | 11.7 | 3,395 | 12.0 | 382 |
| 地方公共団体 | 6,190 | 24.2 | 7,826 | 27.5 | 1,636 |
| その他 | 7,324 | 28.6 | 7,906 | 27.8 | 582 |
| 合計 | 25,611 | 100.0 | 28,449 | 100.0 | 2,838 |

主要な農業関係の貸出金残高（営農類型別）　（単位：百万円）

| 種　類 | 令和7年3月期 残　高 | 令和8年3月期 残　高 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 農　業 | 712 | 687 | △25 |
| 穀　作 | 32 | 23 | △9 |
| 野菜・園芸 | 312 | 292 | △20 |
| 果樹・樹園農業 | 2 | 17 | 15 |
| 工芸作物 | — | — | — |
| 養豚・肉牛・酪農 | 158 | 167 | 9 |
| 養鶏・養卵 | 6 | 5 | △1 |
| 養　蚕 | — | — | — |
| その他農業 | 202 | 181 | △21 |
| 農業関連団体等 | — | — | — |
| 合　計 | 712 | 687 | △25 |

注１．農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
　なお、前記の業種別の貸出金残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
注２．「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
注３．「農業関連団体等」には、ＪＡや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

主要な農業関係の貸出金残高（資金種類別）　（単位：百万円）

| 種　類 | 令和7年3月期 残　高 | 令和8年3月期 残　高 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| プロパー資金 | 416 | 356 | △60 |
| 農業制度資金 | 296 | 331 | 35 |
| 農業近代化資金 | 240 | 289 | 49 |
| その他制度資金 | 55 | 41 | △14 |
| 合　計 | 712 | 687 | △25 |

注１．プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
注２．農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでＪＡが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
注３．その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーＳ資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

主要な農業関係の貸出金残高（受託貸付金）　（単位：百万円）

| 種　類 | 令和7年3月期 残　高 | 令和8年3月期 残　高 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 日本政策金融公庫資金 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 合　計 | — | — | — |

注．日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

## 有 価 証 券

有価証券の種類別の平均残高と構成比

(単位：百万円、%)

| 種　類 | 令和7年3月期 | | 令和8年3月期 | | 増　減 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 平均残高 | 構成比 | 平均残高 | 構成比 | |
| 国債 | 6,067 | 22.3 | 6,062 | 22.8 | △5 |
| 地方債 | 4,766 | 17.5 | 4,787 | 18.0 | 21 |
| 政府保証債 | 99 | 0.4 | 99 | 0.4 | 0 |
| 金融債 | － | － | － | － | － |
| 短期社債 | － | － | － | － | － |
| 社債 | 16,189 | 59.4 | 15,484 | 58.4 | △705 |
| 株式 | － | － | － | － | － |
| その他の証券 | 99 | 0.4 | 99 | 0.4 | 0 |
| 合　計 | 27,222 | 100.0 | 26,534 | 100.0 | △688 |

商品有価証券の種類別の平均残高と構成比

該当する取引はありません。

有価証券の残存期間別の残高

令和7年3月期

(単位：百万円)

| 種　類 | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 | 期間の定めのないもの | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 国債 | － | － | － | 4,951 | － | 4,951 |
| 地方債 | － | － | 190 | 3,750 | － | 3,941 |
| 政府保証債 | － | － | － | 79 | － | 79 |
| 金融債 | － | － | － | － | － | － |
| 短期社債 | － | － | － | － | － | － |
| 社債 | 498 | 891 | 4,691 | 9,065 | － | 15,146 |
| 株式 | － | － | － | － | － | － |
| その他の証券 | － | 94 | － | － | － | 94 |
| 合　計 | 498 | 985 | 4,882 | 17,848 | － | 24,214 |

令和8年3月期

(単位：百万円)

| 種　類 | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 | 期間の定めのないもの | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 国債 | － | － | － | 4,387 | － | 4,387 |
| 地方債 | － | － | 180 | 3,269 | － | 3,449 |
| 政府保証債 | － | － | － | 69 | － | 69 |
| 金融債 | － | － | － | － | － | － |
| 短期社債 | － | － | － | － | － | － |
| 社債 | 299 | 3,463 | 2,869 | 6,957 | － | 13,590 |
| 株式 | － | － | － | － | － | － |
| その他の証券 | － | 93 | － | － | － | 93 |
| 合　計 | 299 | 3,557 | 3,050 | 14,684 | － | 21,591 |

保有有価証券の取得価額又は契約価額、時価および評価損益

**【1】有価証券**

1　売買目的有価証券

当組合は、令和７年３月期および令和８年３月期における売買目的有価証券の残高はありません。

2　満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

| 種　類 | 令和7年3月期 | | | | | 令和8年3月期 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | うち益 | うち損 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | うち益 | うち損 |
| 国　債 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 地方債 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 金融債 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 社　債 | 11,025 | 9,919 | △1,105 | 1 | 1,106 | 9,719 | 8,176 | △1,542 | 0 | 1,542 |
| その他 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 合　計 | 11,025 | 9,919 | △1,105 | 1 | 1,106 | 9,719 | 8,176 | △1,542 | 0 | 1,542 |

注１：時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

注２：上記の「その他」は、ありません。

3　その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

| 種　類 | 令和7年3月期 | | | | | 令和8年3月期 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 取得原価(償却原価) | 貸借対照表計上額 | 差額 | うち益 | うち損 | 取得原価(償却原価) | 貸借対照表計上額 | 差額 | うち益 | うち損 |
| 株　式 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 債　券 | 15,770 | 13,094 | △2,676 | 40 | 2,717 | 15,771 | 11,779 | △3,992 | 42 | 4,034 |
| 国　債 | 6,078 | 4,951 | △1,126 | 0 | 1,126 | 6,079 | 4,388 | △1,691 | 0 | 1,691 |
| 地方債 | 4,800 | 3,941 | △858 | 0 | 858 | 4,800 | 3,449 | △1,350 | 0 | 1,350 |
| 政府保証債 | 99 | 80 | △19 | 0 | 19 | 99 | 69 | △30 | 0 | 30 |
| 金融債 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 社　債 | 4,793 | 4,122 | △671 | 40 | 711 | 4,791 | 3,871 | △920 | 42 | 963 |
| その他 | 100 | 94 | △5 | 0 | 5 | 100 | 93 | △6 | 0 | 6 |
| 合　計 | 15,870 | 13,188 | △2,681 | 40 | 2,722 | 15,871 | 11,872 | △3,998 | 42 | 4,041 |

注１：時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

4　子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの

当組合は、子会社・子法人等株式および関連法人等株式で、時価のあるものはありません。

5　市場価格のない株式等の主な内容と貸借対照表計上額

(単位：百万円)

| | 令和7年3月期 | 令和8年3月期 |
|---|---|---|
| 小会社・子法人および関連法人株式・子会社株式 | 40 | 40 |
| その他有価証券 | | |
| 非上場株式　（株）埼玉県花植木流通センター | 11 | 11 |
| （株）埼玉県農協総合情報センター | 5 | 5 |
| （株）日本農業新聞 | 0 | 0 |
| 東京青果（株） | 0 | 0 |
| ふかや物産観光（株） | 1 | 1 |
| （株）むさしの村 | 24 | 24 |
| （株）農協観光 | 0 | 0 |
| （株）ＪＡエネルギー埼玉 | 8 | 8 |
| （株）ＪＡ新聞連 | 0 | － |

**【2】　金銭の信託**

当組合は、運用目的・満期保有目的・その他の金銭の信託にかかる契約はありません。

## 農協法に基づく開示債権の状況および
## 金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

令和7年3月期　　(単位:千円)

| 債権区分 | 債権額 | 保全額 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 担保･保証等 | 貸倒引当金 | 合計 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 21,659 | 20,908 | 750 | 21,659 |
| 危険債権 | 72,751 | 72,735 | 15 | 72,751 |
| 要管理債権 | － | － | － | － |
| 三月以上延滞債権 | － | － | － | － |
| 貸出条件緩和債権 | － | － | － | － |
| 小計 | 94,411 | 93,644 | 766 | 94,411 |
| 正常債権 | 25,526,818 | | | |
| 合計 | 25,621,230 | | | |

令和8年3月期　　(単位:千円)

| 債権区分 | 債権額 | 保全額 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 担保･保証等 | 貸倒引当金 | 合計 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 38,581 | 38,145 | 435 | 38,581 |
| 危険債権 | 177,330 | 177,330 | － | 177,330 |
| 要管理債権 | － | － | － | － |
| 三月以上延滞債権 | － | － | － | － |
| 貸出条件緩和債権 | － | － | － | － |
| 小計 | 215,911 | 215,475 | 435 | 215,911 |
| 正常債権 | 28,246,193 | | | |
| 合計 | 28,462,104 | | | |

（注１）１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
２．危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。
３．要管理債権：「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額をいう。
４．三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいう。
５．貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいう。
６．正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。
（注２）令和４年３月期より農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況で表示しています。

## 貸倒引当金

貸倒引当金の期末残高および期中増減額　　(単位：百万円)

| | | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 目的使用 | その他 | | |
| 一　般<br>貸倒引当金 | 令和7年3月期 | 37 | 33 | － | 37 | 33 | |
| | 令和8年3月期 | 33 | 31 | － | 33 | 31 | |
| 個　別<br>貸倒引当金 | 令和7年3月期 | 7 | 1 | 5 | 2 | 1 | |
| | 令和8年3月期 | 1 | 0 | － | 1 | 0 | |
| 合　　計 | 令和7年3月期 | 45 | 34 | 5 | 39 | 34 | |
| | 令和8年3月期 | 34 | 31 | － | 34 | 31 | |

注1：貸倒引当金は、信用事業に係る引当金ですので、貸借対照表の残高とは異なります。
注2：個別貸倒引当金とは、自己査定に基づき、「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に区分した債務者に係る貸出金について、所定の担保等処分可能見込額（保証による回収可能額を含む。）を債権現在額から控除した残額を計上したものです。
また、一般貸倒引当金は、前記以外の債権について、過去の一定期間の貸倒実績率を乗じて計上したものです。

## 貸出金償却額

(単位：百万円)

| 種　　類 | 令和7年3月期 | 令和8年3月期 |
|---|---|---|
| 貸 出 金 償 却 額 | － | － |

（注）貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

## 参考　＜金融再生法による開示債権及びリスク管理債権のイメージ図＞

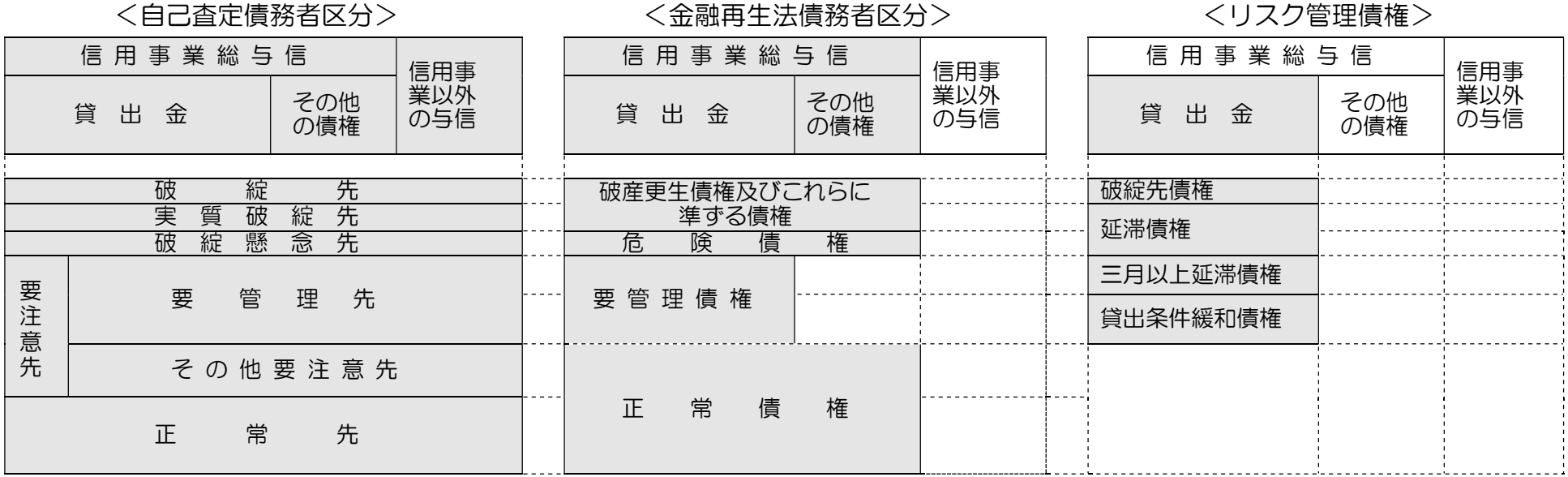


●破綻先
　法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先
　法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先
　現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先
　要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

ⅰ　三月以上延滞債権
　元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として３ヵ月以上延滞している貸出債権

ⅱ　貸出条件緩和債権
　経済的困難に陥った債務者の再建又は支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先
　要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先
　業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●破産更正債権及びこれらに準ずる債権
　破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権
　債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権
　三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●正常債権
　債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

**●信用事業総与信に含まれる「その他の債権」とは信用未収利息・信用仮払金などが該当します。**

●破綻先債権
　元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号 のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金

●延滞債権
　未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●三月以上延滞債権
　元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

●貸出条件緩和債権
　債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権を除く）

**令和2年12月23日に公布された施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債券の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました（令和４年３月31日施行）。**

## 内国為替取扱実績

（単位：千件、百万円）

| 種　類 | | 令和7年3月期 | | 令和8年3月期 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 仕　向 | 被仕向 | 仕　向 | 被仕向 |
| 送金・振込為替 | 件数 | 23 | 192 | 24 | 192 |
| | 金額 | 24,724 | 49,426 | 24,643 | 49,044 |
| 代金取立為替 | 件数 | 0 | 0 | － | 0 |
| | 金額 | 3 | 1 | － | 16 |
| 雑為替 | 件数 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 金額 | 694 | 661 | 652 | 657 |
| 合計 | 件数 | 24 | 193 | 26 | 193 |
| | 金額 | 25,422 | 50,089 | 25,296 | 49,718 |

## 信用事業関連経営指標

利益総括表　　（単位：百万円、%）

| 種　類 | 令和7年3月期 | 令和8年3月期 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 資金運用収支 | 1,129 | 1,273 | 144 |
| 資金運用収益 | 1,176 | 1,515 | 339 |
| 資金運用費用 | 46 | 241 | 194 |
| 役務取引等収支 | 36 | 38 | 2 |
| 役務取引等収益 | 47 | 50 | 2 |
| 役務取引等費用 | 11 | 11 | 0 |
| その他信用事業収支 | △138 | △191 | △53 |
| その他信用事業収益 | 73 | 50 | △22 |
| その他信用事業費用 | 211 | 242 | 30 |
| 信用事業粗利益 | 1,027 | 1,121 | 94 |
| 信用事業粗利益率 | 0.54% | 0.62% | 0.08% |
| 事業粗利益 | 2,235 | 2,315 | 80 |
| 事業粗利益率 | 1.08% | 1.18% | 0.10% |
| 事業純益 | 523 | 688 | 164 |
| 実質事業純益 | 523 | 688 | 164 |
| コア事業純益 | 523 | 692 | 169 |
| コア事業純益（投資信託解約損益を除く。） | 523 | 692 | 169 |

注：1．信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）
－信用事業費用（その他経常費用を除く。）
＋金銭の信託見合費用
信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2．事業粗利益＝事業総利益
－信用事業に係るその他経常収益
－信用事業以外に係るその他の収益
＋信用事業に係るその他経常費用
＋信用事業以外に係るその他の費用
＋事業外収益の受取出資配当金
＋金銭の信託運用見合費用
事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100
3．事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
4．実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
5．コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
6．コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

| 区　分 | 令和7年3月期 | | | 令和8年3月期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均残高 | 利息 | 利回り | 平均残高 | 利息 | 利回り |
| 資金運用勘定 | 189,189 | 1,130 | 0.59% | 180,192 | 1,466 | 0.81% |
| うち 貸出金 | 25,219 | 199 | 0.79% | 27,021 | 257 | 0.95% |
| うち 商品有価証券 | — | — | — | — | — | — |
| うち 有価証券 | 27,222 | 218 | 0.80% | 26,534 | 221 | 0.83% |
| うち コールローン | — | — | — | — | — | — |
| うち 買入手形 | — | — | — | — | — | — |
| うち 預　金 | 136,747 | 711 | 0.52% | 126,636 | 987 | 0.78% |
| 資金調達勘定 | 189,360 | 46 | 0.02% | 180,190 | 241 | 0.13% |
| うち 貯金・定積 | 189,297 | 45 | 0.02% | 180,141 | 240 | 0.13% |
| うち 譲渡性貯金 | — | — | — | — | — | — |
| うち 借入金 | 63 | 1 | 1.59% | 48 | 1 | 1.59% |
| 総資金利ざや | | | 0.25% | | | 0.32% |

注：総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
　　経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定平均残高（貯金＋定期積金＋借入金）×100

受取・支払利息の増減

(単位：百万円)

| | 令和7年3月期 増減額 | 令和8年3月期 増減額 |
|---|---|---|
| 受取利息 | 91 | 336 |
| うち貸出金 | 29 | 57 |
| うち商品有価証券 | — | — |
| うち有価証券 | 7 | 2 |
| うちコールローン | — | — |
| うち買入手形 | — | — |
| うち預金 | 55 | 276 |

| | 令和7年3月期 増減額 | 令和8年3月期 増減額 |
|---|---|---|
| 支払利息 | 39 | 194 |
| うち貯金・定積 | 39 | 195 |
| うち譲渡性貯金 | — | — |
| うち借入金 | △0 | △0 |

| | | |
|---|---|---|
| 差引 | 52 | 142 |

注：増減額は、前年度対比です。

# 共 済 事 業 の 状 況

## 長期共済新契約高と保有契約高

（単位：百万円）

| 種類 | | 令和7年3月期 | | | | 令和8年3月期 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 新契約高 | | 保有契約高 | | 新契約高 | | 保有契約高 | |
| | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 生命系 | 終身共済 | 642 | 3,088 | 14,556 | 99,489 | 525 | 2,562 | 14,303 | 95,370 |
| | 定期生命共済 | 26 | 223 | 138 | 1,241 | 7 | 70 | 141 | 1,285 |
| | 養老生命共済 | 72 | 182 | 6,982 | 40,661 | 82 | 259 | 6,187 | 35,082 |
| | うちこども共済 | 64 | 148 | 3,207 | 10,305 | 72 | 225 | 3,092 | 9,319 |
| | 医療共済 | 319 | 5 | 7,071 | 594 | 269 | 1 | 6,956 | 540 |
| | がん共済 | 56 | － | 2,097 | 346 | 269 | － | 2,174 | 331 |
| | 定期医療共済 | － | － | 272 | 333 | － | － | 260 | 318 |
| | 介護共済 | 301 | 951 | 2,329 | 6,050 | 213 | 713 | 2,366 | 6,251 |
| | 認知症共済 | 11 | | 140 | | 3 | | 138 | |
| | 生活障害共済 | 33 | | 373 | | 7 | | 363 | |
| | 特定重度疾病共済 | 51 | | 527 | | 15 | | 520 | |
| | 年金共済 | 113 | － | 8,157 | 85 | 112 | － | 8,022 | 75 |
| 建物系 | 建物更生共済 | 1,037 | 12,233 | 16,187 | 209,439 | 999 | 12,616 | 15,841 | 205,866 |
| 合計 | | 2,661 | 16,684 | 58,829 | 358,242 | 2,501 | 16,223 | 57,271 | 345,120 |

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

## 医療系共済の共済金額保有高

（単位：百万円）

| 種類 | 令和7年3月期 | | | | 令和8年3月期 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 新契約高 | | 保有高 | | 新契約高 | | 保有高 | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 医療共済 | 319 | 0<br>37 | 7,071 | 29<br>258 | 269 | 0<br>30 | 6,956 | 27<br>291 |
| がん共済 | 56 | 0 | 2,097 | 12 | 269 | －<br>27 | 2,174 | 11<br>31 |
| 定期医療共済 | | | 272 | 1 | | | 260 | 1 |
| 合計 | 375 | 0<br>37 | 9,440 | 43<br>258 | 538 | 0<br>57 | 9,390 | 40<br>323 |

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

## 介護系その他の共済の共済金額保有高

（単位：百万円）

| 種類 | 令和7年3月期 | | 令和8年3月期 | |
|---|---|---|---|---|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 介護共済 | 1,259 | 7,398 | 1,083 | 7,821 |
| 認知症共済 | 11 | 250 | 3 | 235 |
| 生活障害共済（一時金型） | 159 | 952 | 8 | 931 |
| 生活障害共済(定期年金型) | 5 | 194 | 5 | 192 |
| 特定重度疾病共済 | 62 | 699 | 19 | 689 |

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

## 年金共済の年金保有額

（単位：百万円）

| 種　類 | 令和7年3月期 | | | | 令和8年3月期 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 新契約高 | | 保有高 | | 新契約高 | | 保有高 | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 年金開始前 | 113 | 39 | 5,895 | 3,498 | 112 | 42 | 5,645 | 3,321 |
| 年金開始後 | ― | ― | 2,262 | 1,091 | ― | ― | 2,377 | 1,186 |
| 合　計 | 113 | 39 | 8,157 | 4,589 | 112 | 42 | 8,022 | 4,508 |

（注）金額は、年金年額を記載しています。

## 短期共済契約高

（単位：百万円）

| 種　類 | 令和7年3月期 | | | 令和8年3月期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 金額 | 掛金 | 件数 | 金額 | 掛金 |
| 火災共済 | 2,561 | 29,637 | 27 | 2,608 | 30,655 | 28 |
| 自動車共済 | 21,029 | | 845 | 21,278 | | 885 |
| 傷害共済 | 8,302 | 33,920 | 2 | 7,439 | 31,755 | 2 |
| 団体定期生命共済 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 定額定期生命共済 | 11 | 40 | 0 | 11 | 40 | 0 |
| 賠償責任共済 | 134 | | 0 | 136 | | 0 |
| 自賠責共済 | 7,536 | | 127 | 8,139 | | 138 |
| 合　計 | 39,573 | | 1,004 | 39,611 | | 1,055 |

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

## 共済契約者数・被共済者数

（単位：人）

| 種　類 | 令和7年3月期 | | | | 令和8年3月期 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 共済契約者数 | | 被共済者数 | | 共済契約者数 | | 被共済者数 | |
| | 新規契約者数 | 保有契約者数 | 新規被共済者数 | 保有被共済者数 | 新規契約者数 | 保有契約者数 | 新規被共済者数 | 保有被共済者数 |
| 終身共済 | 32 | 9,785 | 58 | 10,017 | 23 | 9,578 | 31 | 9,798 |
| 定期生命共済 | 8 | 133 | 5 | 136 | 3 | 135 | 3 | 139 |
| 養老生命共済 | 1 | 3101 | ― | 3,273 | 2 | 2,624 | 2 | 2,765 |
| こども共済 | 7 | 1,990 | 36 | 2,577 | 6 | 1,908 | 45 | 2,471 |
| 医療共済 | 10 | 6,043 | 7 | 6,769 | 1 | 5,958 | 8 | 6,653 |
| がん共済 | 3 | 1,999 | 7 | 2,065 | 11 | 2,070 | 11 | 2,141 |
| 定期医療共済 | ― | 259 | ― | 272 | ― | 247 | ― | 260 |
| 医療系計 | 13 | 6,800 | 14 | 7,597 | 12 | 6,713 | 19 | 7,483 |
| 介護共済 | 7 | 1,816 | 22 | 1,849 | 6 | 1,854 | 11 | 1,887 |
| 認知症共済 | ― | 135 | ― | 140 | ― | 133 | 1 | 138 |
| 生活障害共済 | 4 | 346 | 2 | 349 | 2 | 338 | ― | 340 |
| 特定重度疾病共済 | 1 | 480 | 1 | 506 | 2 | 482 | 2 | 504 |
| 生命総合共済　小計（年金共済を除く） | 73 | 14,626 | 138 | 16,881 | 56 | 14,155 | 114 | 16,302 |
| 年金共済 | 15 | 6,076 | 21 | 6,085 | 15 | 5,952 | 26 | 5,963 |
| 生命総合共済　合計 | 88 | 16,656 | 159 | 18,988 | 71 | 16,158 | 140 | 18,397 |
| 建物更生共済 | 41 | 8,889 | | | 43 | 8,664 | | |
| 自動車共済 | 330 | 12,025 | | | 389 | 12,041 | | |
| 総合計 | 459 | 26,424 | | | 503 | 25,942 | | |

（注）共済契約者が複数の共済を契約した場合、契約者数（被共済者）の合計等が一致しないことがあります。

# 購 買 事 業 の 状 況

## 購買品目別取扱高

生産資材の取扱高

(単位：百万円)

| 種類 | | 令和7年3月期 | | | 令和8年3月期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 供給高 | 手数料 | 取扱高 | 供給高 | 手数料 | 取扱高 |
| 生産資材 | 肥料 | 316 | 51 | 321 | 319 | 53 | 323 |
| | 農薬 | 235 | 34 | 235 | 236 | 35 | 236 |
| | 飼料 | 53 | 8 | 424 | 52 | 7 | 388 |
| | 農業機械 | 147 | 21 | 147 | 207 | 28 | 207 |
| | 自動車 | 14 | 12 | 14 | 16 | 13 | 16 |
| | 燃料 | 1,223 | 65 | 1,264 | 1,231 | 69 | 1,267 |
| | 球根 | 149 | 2 | 149 | 149 | 2 | 149 |
| | 施設資材 | 367 | 65 | 575 | 362 | 62 | 582 |
| | 小計 | 2,509 | 261 | 3,133 | 2,576 | 272 | 3,172 |

生活資材の取扱高

(単位：百万円)

| 種類 | | | 令和7年3月期 | | | 令和8年3月期 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 供給高 | 手数料 | 取扱高 | 供給高 | 手数料 | 取扱高 |
| 生活物資 | 食品 | 米 | 16 | 2 | 16 | 14 | 1 | 14 |
| | | 生鮮食品 | 21 | 4 | 21 | 20 | 3 | 20 |
| | | 一般食品 | 74 | 7 | 76 | 73 | 13 | 75 |
| | 生活用品 | | 6 | 17 | 170 | 5 | 16 | 171 |
| | 食材関係 | | 2 | 2 | 74 | 2 | 2 | 67 |
| | 直売所 | | 371 | 86 | 371 | 402 | 92 | 402 |
| | 葬儀 | | 8 | 87 | 641 | 8 | 79 | 628 |
| | LPG | | — | 3 | 31 | — | 1 | 26 |
| | 小計 | | 500 | 211 | 1,403 | 527 | 210 | 1,408 |
| 購買品取扱高合計 | | | 3,010 | 473 | 4,536 | 3,103 | 483 | 4,580 |

# 販 売 事 業 の 状 況

## 受託品販売品目取扱高

(単位：百万円)

| 種類 | 令和7年3月期 | 令和8年3月期 |
|---|---|---|
| 米 | 144 | 425 |
| 麦 | 96 | 96 |
| 豆・雑穀 | 18 | 21 |
| 野菜 | 4,333 | 3,614 |
| 果実 | 1 | 2 |
| 花植木 | 1,147 | 1,053 |
| 生乳 | 869 | 893 |
| 肉用牛 | 223 | 227 |
| 畜産物 | 351 | 435 |
| 養蚕 | 0 | 0 |
| 農直品 | 632 | 590 |
| 合計 | 7,818 | 7,361 |

## 買取品販売品目取扱高

(単位：百万円)

| 種類 | 令和7年3月期 | 令和8年3月期 |
|---|---|---|
| 米 | — | — |
| 麦 | — | — |
| 豆・雑穀 | — | — |
| 野菜 | — | — |
| 果実 | — | — |
| 花植木 | — | — |
| 生乳 | — | — |
| 肉用牛 | — | — |
| 畜産物 | — | — |
| 養蚕 | — | — |
| 農直品 | — | — |
| 合計 | — | — |

（注）当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

# その他事業の状況

## 保管事業取扱高

(単位：百万円)

| 種　類 | 令和7年3月期 取扱高 | 令和8年3月期 取扱高 |
|---|---|---|
| 保　管　料 | 5 | 6 |
| 検査手数料 | 1 | 1 |
| その他収入 | 0 | 0 |
| 合　　計 | 7 | 8 |

## 加工事業取扱高

(単位：百万円)

| 区　分 | 令和7年3月期 取扱高 | 令和8年3月期 取扱高 |
|---|---|---|
| 製粉・精米 | 0 | 0 |
| 合　　計 | 0 | 0 |

## 利用事業取扱高

(単位：百万円)

| 種　類 | 令和7年3月期 取扱高 | 令和8年3月期 取扱高 |
|---|---|---|
| ライスセンター | 21 | 24 |
| ｶﾝﾄﾘｰｴﾚﾍﾞｰﾀｰ | 38 | 47 |
| 予冷倉庫・その他 | 34 | 46 |
| 合　　計 | 94 | 118 |

## 宅地等供給事業取扱高

(単位：百万円)

| 区　分 | 令和7年3月期 取扱高 | 令和8年3月期 取扱高 |
|---|---|---|
| 土　　地 | 2 | 2 |
| 建　　物 | ― | ― |
| 合　　計 | 2 | 2 |
| 施主代行方式による建物の取扱 | ― | ― |

## 特別会計事業取扱高

（単位：百万円）

| 種　　類 | 令和7年3月期 取扱高 | 令和8年3月期 取扱高 |
|---|---|---|
| 郵　便　事　業 | 0 | 0 |
| 合　　計 | 0 | 0 |

## 指導事業収支

(単位：百万円)

| 区　分 | 令和7年3月期 | 令和8年3月期 |
|---|---|---|
| 補　助　金 | ― | 0 |
| 実　費　収　入 | 16 | 16 |
| 収　入　計 | 16 | 16 |
| 営農改善費 | 13 | 11 |
| 生活改善費 | 0 | 0 |
| 組織活動費 | 18 | 20 |
| 相談活動費 | 0 | 0 |
| 教育情報費 | 6 | 7 |
| 支　出　計 | 39 | 40 |
| 差　　引 | △23 | △24 |

## 農作業受委託事業収支

(単位：百万円)

| 区　分 | 令和7年3月期 | 令和8年3月期 |
|---|---|---|
| 受　託　料 | 15 | 16 |
| 収　入　計 | 15 | 16 |
| 委　託　料 | 12 | 12 |
| 車　両　費 | 2 | 3 |
| 保　険　料 | 0 | 0 |
| 雑　　費 | 0 | 0 |
| 支　出　計 | 14 | 15 |
| 差　　引 | 0 | 0 |

# 経営諸指標

## 利 益 率

| 区　　分 | 令和7年3月期 | 令和8年3月期 |
|---|---|---|
| 総資産経常利益率 | 0.14% | 0.20% |
| 資本経常利益率 | 2.04% | 2.73% |
| 総資産当期純利益率 | 0.07% | 0.13% |
| 資本当期純利益率 | 1.01% | 1.87% |

※　総資産経常利益率＝経常利益/総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100
※　資本経常利益率＝経常利益/純資産勘定平均残高×100
※　総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）/総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100
※　資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）/純資産勘定平均残高×100

## 貯貸率・貯証率

（単位：百万円、%）

| 項　　目 | | 令和7年3月期 | 令和8年3月期 | 増　減 |
|---|---|---|---|---|
| 貯金・積金期末残高（A） | | 180,591 | 179,569 | △1,022 |
| 貸出金期末残高（B） | | 25,611 | 28,449 | 2,838 |
| 貯貸率 | 期末（B/A） | 14.18% | 15.84% | 1.66% |
| | 期中平均 | 13.32% | 15.00% | 1.68% |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 有価証券期末残高（C） | | 24,214 | 21,591 | △2,623 |
| 貯証率 | 期末（C/A） | 13.41% | 12.02% | △1.38% |
| | 期中平均 | 14.38% | 14.73% | 0.35% |

※　貯貸率（期　　末）＝貸出金残高／貯金残高×100
　　貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
　　貯証率（期　　末）＝有価証券残高／貯金残高×100
　　貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

# 自己資本の充実の状況

１．自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、％）

| 項　　目 | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|
| コア資本に係る基礎項目 | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 13,902 | 14,104 |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 2,066 | 2,034 |
| うち、再評価積立金の額 | － | － |
| うち、利益剰余金の額 | 11,876 | 12,114 |
| うち、外部流出予定額　（△） | 23 | 23 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △17 | △21 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 34 | 31 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 34 | 31 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | － | － |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | － | － |
| コア資本にかかる基礎項目の額　（イ） | 13,936 | 14,136 |
| コア資本に係る調整項目 | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | 3 | 4 |
| うち、のれんに係るものの額 | － | － |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 3 | 4 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | － | － |
| 適格引当金不足額 | － | － |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | － | － |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | － | － |
| 前払年金費用の額 | － | － |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | － | － |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | － | － |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | － | － |
| 特定項目に係る１０％基準超過額 | － | － |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | － | － |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | － | － |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | － | － |
| 特定項目に係る１５％基準超過額 | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | － | － |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | － | － |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | － | － |
| コア資本に係る調整項目の額　（ロ） | 3 | 4 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額（（イ）―（ロ））　（ハ） | 13,932 | 14,131 |

| 項　　目 | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|
| リスク・アセット等 | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 70,578 | 67,520 |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△） | － | － |
| マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額 | － | － |
| 勘定間の振替分 | － | － |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額 | 3,124 | 3,283 |
| フロア調整額 | － | － |
| リスク・アセット等の額の合計額　（二） | 73,703 | 70,803 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率（（ハ）／（二）） | 18.90% | 19.95% |

（注）１．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。
２．当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
３．当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2．自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：百万円）

| | 令和６年度 | | | 令和７年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 現金 | 888 | － | － | 1,017 | － | － |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 6,085 | － | － | 6,086 | － | － |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | － | － | － | － | － | － |
| 国際決済銀行等向け | － | － | － | － | － | － |
| 我が国の地方公共団体向け | 11,004 | － | － | 12,642 | － | － |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | － | － | － | － | － | － |
| 国際開発銀行向け | － | － | － | － | － | － |
| 地方公共団体金融機構向け | 100 | 10 | 0 | 100 | 10 | 0 |
| 我が国の政府関係機関向け | 298 | 19 | 0 | 298 | 19 | 0 |
| 地方三公社向け | － | － | － | － | － | － |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 128,384 | 25,876 | 1,035 | 126,332 | 25,466 | 1,018 |
| （うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け） | － | － | － | － | － | － |
| カバード・ボンド向け | － | － | － | － | － | － |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） | 12,932 | 5,655 | 226 | 13,439 | 5,697 | 227 |
| （うち特定貸付債権向け） | － | － | － | － | － | － |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 1,721 | 779 | 31 | 2,709 | 881 | 35 |
| （うちトランザクター向け） | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 不動産関連向け | 3,468 | 1,669 | 66 | 3,225 | 1,535 | 61 |
| （うち自己居住用不動産等向け） | 2,579 | 1,160 | 46 | 2,493 | 1,119 | 44 |
| （うち賃貸用不動産向け） | 888 | 509 | 20 | 732 | 415 | 16 |
| （うち事業用不動産関連向け） | － | － | － | － | － | － |
| （うちその他不動産関連向け） | － | － | － | － | － | － |
| （うちADC向け） | － | － | － | － | － | － |
| 劣後債権及びその他資本性証券等 | 1,619 | 1,619 | 64 | 507 | 634 | 25 |
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。） | 92 | 107 | 4 | 86 | 79 | 3 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | 25 | 25 | 1 | 24 | 24 | 0 |
| 取立未済手形 | 25 | 5 | 0 | 29 | 5 | 0 |
| 信用保証協会等による保証付 | 13,320 | 1,325 | 53 | 13,776 | 1,371 | 54 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | － | － | － | － | － | － |
| 株式等 | 686 | 686 | 27 | 686 | 892 | 35 |
| 共済約款貸付 | － | － | － | － | － | － |
| 上記以外 | 14,782 | 31,649 | 1,265 | 13,709 | 29,500 | 1,180 |
| （うち重要な出資のエクスポージャー） | － | － | － | － | － | － |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） | 1,002 | 2,505 | 100 | 300 | 752 | 30 |
| （ うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー） | 10,175 | 25,437 | 1,017 | 10,175 | 25,437 | 1,017 |
| （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー） | 68 | 170 | 6 | 50 | 127 | 5 |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー） | － | － | － | － | － | － |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー） | － | － | － | － | － | － |
| （うち上記以外のエクスポージャー） | 3,536 | 3,535 | 141 | 3,182 | 3,182 | 127 |
| 証券化 | － | － | － | － | － | － |
| （うちＳＴＣ要件適用分） | － | － | － | － | － | － |
| （短期ＳＴＣ要件適用分） | － | － | － | － | － | － |
| （うち不良債権証券化適用分） | － | － | － | － | － | － |
| （うちSTC・不良債権証券化適用対象外分） | － | － | － | － | － | － |
| 再証券化 | － | － | － | － | － | － |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 1,100 | 1,149 | 45 | 1,100 | 1,400 | 56 |
| （うちルックスルー方式） | 1,100 | 1,149 | 45 | 1,100 | 1,400 | 56 |
| （うちマンデート方式） | － | － | － | － | － | － |
| （うち蓋然性方式250%） | － | － | － | － | － | － |
| （うち蓋然性方式400%） | － | － | － | － | － | － |
| （うちフォールバック方式） | － | － | － | － | － | － |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△) | － | － | － | － | － | － |
| 標準的手法を運用するエクスポージャー計 | 196,535 | 70,578 | 2,823 | 195,774 | 67,520 | 2,700 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ＣＶＡリスク相当額÷８％（簡便法） | － | － | － | － | － | － |
| 中央清算期間関連エクスポージャー | － | － | － | － | － | － |
| 合計（信用リスク・アセットの額） | 196,535 | 70,578 | 2,823 | 195,774 | 67,520 | 2,700 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| マーケット・リスクに対する所要自己資本の額＜簡易方式又は標準的方式＞ | マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| | － | － | － | － |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額＜標準的計測手法＞ | オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| | 3,124 | 124 | 3,283 | 131 |
| 所要自己資本額 | リスク・アセット等(分母)合計 a | 所要自己資本額 b=a×4% | リスク・アセット等(分母)合計 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| | 73,666 | 2,946 | 70,803 | 2,832 |

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要　（単位：百万円）

| | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額 | 3,124 | 3,283 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 | 124 | 131 |
| ＢＩ | 2,083 | 2,189 |
| ＢＩＣ | 249 | 262 |

（注）１．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
２．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
３．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
４．「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
５．　オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

## ３．信用リスクに関する事項

### ①　標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは，以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関 |
|---|
| 株式会社格付投資情報センター(Ｒ＆Ｉ) |
| 株式会社日本格付研究所(ＪＣＲ) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Ｍｏｏｄｙ’ｓ) |
| Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング(Ｓ＆Ｐ) |
| フィッチレーティングスリミテッド(Ｆｉｔｃｈ) |

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、次のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|---|---|---|
| 中央政府および中央銀行 | | 日本貿易保険 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 国際開発銀行向けエクスポージャー | R&I，Moody's，JCR，S&P，Fitch | |
| 金融機関向けエクスポージャー | R&I，Moody's，JCR，S&P，Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー | R&I，Moody's，JCR，S&P，Fitch | |

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

| | | 令和6年度 | | | | 令和７年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー |
| 国内 | | 195,435 | 24,747 | 26,851 | 117 | 194,673 | 27,577 | 25,547 | 111 |
| 国外 | | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 地域別残高計 | | 195,435 | 24,747 | 26,851 | 117 | 194,673 | 27,577 | 25,547 | 111 |
| 法人 | 農業 | 216 | 216 | － | － | 185 | 185 | － | － |
| | 製造業 | 4,736 | 5 | 4,731 | － | 3,930 | 3 | 3,926 | － |
| | 建設・不動産業 | 1,303 | － | 1,303 | － | 1,203 | － | 1,203 | － |
| | 電気・ガス熱供給・水道業 | 3,513 | － | 3,513 | － | 3,714 | － | 3,714 | － |
| | 運輸・通信業 | 4,110 | － | 4,110 | － | 4,211 | － | 4,211 | － |
| | 金融・保険業 | 129,913 | － | 1,503 | － | 127,163 | － | 801 | － |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 796 | 6 | 789 | － | 794 | 4 | 789 | － |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 17,090 | 6,191 | 10,898 | － | 18,728 | 7,828 | 10,899 | － |
| | 上記以外 | 10,948 | 64 | － | 22 | 10,982 | 98 | － | 22 |
| 個人 | | 18,314 | 18,263 | － | 94 | 19,507 | 19,456 | － | 88 |
| その他 | | 4,491 | － | － | － | 4,251 | － | － | － |
| 業種別残高計 | | 195,435 | 24,747 | 26,851 | 117 | 194,673 | 27,577 | 25,547 | 111 |
| 1年以下 | | 127,042 | 158 | 499 | | 123,769 | 136 | 300 | |
| 1年超3年以下 | | 1,069 | 469 | 600 | | 950 | 450 | 500 | |
| 3年超5年以下 | | 1,561 | 1,261 | 300 | | 4,131 | 1,121 | 3,010 | |
| 5年超7年以下 | | 5,411 | 1,099 | 4,311 | | 2,047 | 945 | 1,102 | |
| 7年超10年以下 | | 3,811 | 1,221 | 590 | | 6,516 | 1,515 | 2,001 | |
| 10年超 | | 40,332 | 20,285 | 20,047 | | 41,527 | 23,195 | 18,332 | |
| 期間の定めのないもの | | 16,205 | 252 | 501 | | 15,730 | 214 | 300 | |
| 残存期間別残高計 | | 195,435 | 24,747 | 26,851 | | 195,673 | 27,577 | 25,547 | |

（注）1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。

3．「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

4．「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、

「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

| | 令和7年3月期 | | | | | 令和8年3月期 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 38 | 34 | － | 38 | 34 | 34 | 31 | － | 34 | 31 |
| 個別貸倒引当金 | 14 | 11 | 5 | 8 | 11 | 11 | 20 | － | 11 | 20 |

④　業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

| 区　分 | | | 令和7年3月期 | | | | | | 令和8年3月期 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 |
| | | | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | |
| | 国　内 | | 14 | 11 | 5 | 8 | 11 | － | 11 | 20 | － | 11 | 20 | － |
| | 国　外 | | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 地域別計 | | | 14 | 11 | 5 | 8 | 11 | － | 11 | 20 | － | 11 | 20 | － |
| | 法人 | 農業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | 製造業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | 建設・不動産業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | 電気・ガス熱供給・水道業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | 運輸・通信業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | 金融・保険業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | 卸売・小売・飲食・サービス業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | 日本国政府・地方公共団体 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | 上記以外 | 0 | 0 | － | 0 | 0 | － | 0 | 1 | － | 0 | 1 | － |
| | 個　人 | | 14 | 11 | 5 | 8 | 11 | － | 11 | 19 | － | 11 | 19 | － |
| 業種別計 | | | 14 | 11 | 5 | 8 | 11 | － | 11 | 20 | － | 11 | 20 | － |

（注）貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤　信用リスク・アセット残高内訳表

［令和６年度］　（単位：百万円）

| 項目 | リスク・ウェイト（%） | CCF･信用リスク削減効果適用前 | | CCF･信用リスク削減効果適用後 | | | リスク･ウェイトの加重平均値（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | オン･バランス資産項目 | オフ･バランス資産項目 | オン･バランス資産項目 | オフ･バランス資産項目 | 信用リスク･アセットの額 | |
| | － | A | B | C | D | E | F(=E/(C+D)) |
| 現金 | 0 | 888 | － | 888 | － | 0 | 0 |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 0 | 6,085 | － | 6,085 | － | 0 | 0 |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | 0～150 | － | － | － | － | － | － |
| 国際決済銀行等向け | 0 | － | － | － | － | － | － |
| 我が国の地方公共団体向け | 0 | 11,004 | － | 11,004 | － | 0 | 0 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | 20～150 | － | － | － | － | － | － |
| 国際開発銀行向け | 0～150 | － | － | － | － | － | － |
| 地方公共団体金融機構向け | 10～20 | 100 | － | 100 | － | 10 | 10 |
| 我が国の政府関係機関向け | 10～20 | 298 | － | 298 | － | 19 | 7 |
| 地方三公社向け | 20 | － | － | － | － | － | － |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 20～150 | 128,384 | － | 128,384 | － | 25,876 | 20 |
| （うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け） | 20～150 | － | － | － | － | － | － |
| カバード・ボンド向け | 10～100 | － | － | － | － | － | － |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） | 20～150 | 12,932 | － | 12,932 | － | 5,655 | 44 |
| （うち特定貸付債権向け） | 20～150 | － | － | － | － | － | － |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 45～100 | 1,718 | 27 | 1,607 | 2 | 779 | 48 |
| （うちトランザクター向け） | 45 | － | 12 | － | 1 | 0 | 45 |
| 不動産関連向け | 20～150 | 3,468 | － | 3,343 | － | 1,669 | 50 |
| （うち自己居住用不動産等向け） | 20～75 | 2,579 | － | 2,494 | － | 1,160 | 47 |
| （うち賃貸用不動産向け） | 30～150 | 888 | － | 848 | － | 509 | 60 |
| （うち事業用不動産関連向け） | 70～150 | － | － | － | － | － | － |
| （うちその他不動産関連向け） | 60 | － | － | － | － | － | － |
| （うち ADC 向け） | 100～150 | － | － | － | － | － | － |
| 劣後債権及びその他資本性証券等 | 150 | 1,619 | － | 1,619 | － | 1,619 | 100 |
| 延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。） | 50～150 | 82 | － | 77 | － | 107 | 138 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | 100 | 25 | － | 25 | － | 25 | 100 |
| 取立未済手形 | 20 | 25 | － | 25 | － | 5 | 20 |
| 信用保証協会等による保証付 | 0～10 | 13,320 | － | 13,256 | － | 1,325 | 10 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | 10 | － | － | － | － | － | － |
| 株式等 | 250～400 | 686 | － | 686 | － | 686 | 100 |
| 共済約款貸付 | 0 | － | － | － | － | － | － |
| 上記以外 | 100～1250 | 14,781 | 0 | 14,781 | 0 | 31,649 | 214 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （うち重要な出資のエクスポージャー） | 1250 | － | － | － | － | － | － |
| | （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） | 250～400 | 1,002 | － | 1,002 | － | 2,505 | 250 |
| | （うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー） | 250 | 10,175 | － | 10,175 | － | 25,437 | 250 |
| | （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー） | 250 | 68 | － | 68 | － | 170 | 250 |
| | （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー） | 250 | － | － | － | － | － | － |
| | （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー） | 150 | － | － | － | － | － | － |
| | （うち右記以外のエクスポージャー） | 100 | 3,535 | 0 | 3,535 | 0 | 3,535 | 100 |
| 証券化 | | － | － | － | － | － | － | － |
| | （うちＳＴＣ要件適用分） | － | － | － | － | － | － | － |
| | （短期ＳＴＣ要件適用分） | － | － | － | － | － | － | － |
| | （うち不良債権証券化適用分） | － | － | － | － | － | － | － |
| | （うち STC・不良債権証券化適用対象外分） | － | － | － | － | － | － | － |
| 再証券化 | | － | － | － | － | － | － | － |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | | － | 1,100 | － | 1,100 | － | 1,149 | 104 |
| 未決済取引 | | － | | | | | － | |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△） | | － | | | | | － | |
| 合計（信用リスク・アセットの額） | | － | | | | | 70,578 | |

［令和７年度］　　（単位：百万円）

| 項目 | リスク・ウェイト（%） | CCF･信用リスク削減効果適用前 | | CCF･信用リスク削減効果適用後 | | | リスク･ウェイトの加重平均値（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | オン･バランス資産項目 | オフ･バランス資産項目 | オン･バランス資産項目 | オフ･バランス資産項目 | 信用リスク･アセットの額 | |
| | － | A | B | C | D | E | F(=E/(C+D)) |
| 現金 | 0 | 1,017 | － | 1,017 | － | 0 | 0 |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 0 | 6,086 | － | 6,086 | － | 0 | 0 |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | 0～150 | － | － | － | － | － | － |
| 国際決済銀行等向け | 0 | － | － | － | － | － | － |
| 我が国の地方公共団体向け | 0 | 12,642 | － | 12,642 | － | 0 | 0 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | 20～150 | － | － | － | － | － | － |
| 国際開発銀行向け | 0～150 | － | － | － | － | － | － |
| 地方公共団体金融機構向け | 10～20 | 100 | － | 100 | － | 10 | 10 |
| 我が国の政府関係機関向け | 10～20 | 298 | － | 298 | － | 19 | 7 |
| 地方三公社向け | 20 | － | － | － | － | － | － |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 20～150 | 126,332 | － | 126,332 | － | 25,466 | 20 |
| （うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け） | 20～150 | － | － | － | － | － | － |
| カバード・ボンド向け | 10～100 | － | － | － | － | － | － |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） | 20～150 | 13,439 | － | 13,439 | － | 5,697 | 42 |
| （うち特定貸付債権向け） | 20～150 | － | － | － | － | － | － |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 45～100 | 2,707 | 23 | 2,582 | 2 | 881 | 34 |
| （うちトランザクター向け） | 45 | － | 13 | － | 1 | 0 | 45 |
| 不動産関連向け | 20～150 | 3,225 | － | 3,104 | － | 1,535 | 49 |
| （うち自己居住用不動産等向け） | 20～75 | 2,493 | － | 2,411 | － | 1,119 | 46 |
| （うち賃貸用不動産向け） | 30～150 | 732 | － | 693 | － | 415 | 60 |
| （うち事業用不動産関連向け） | 70～150 | － | － | － | － | － | － |
| （うちその他不動産関連向け） | 60 | － | － | － | － | － | － |
| （うち ADC 向け） | 100～150 | － | － | － | － | － | － |
| 劣後債権及びその他資本性証券等 | 150 | 507 | － | 507 | － | 634 | 125 |
| 延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。） | 50～150 | 66 | － | 62 | － | 79 | 128 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | 100 | 24 | － | 24 | － | 24 | 100 |
| 取立未済手形 | 20 | 29 | － | 29 | － | 5 | 20 |
| 信用保証協会等による保証付 | 0～10 | 13,776 | － | 13,713 | － | 1,371 | 10 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | 10 | － | － | － | － | － | － |
| 株式等 | 250～400 | 686 | － | 686 | － | 892 | 130 |
| 共済約款貸付 | 0 | － | － | － | － | － | － |
| 上記以外 | 100～1250 | 13,709 | － | 13,709 | － | 29,500 | 215 |
| （うち重要な出資のエクスポージャー） | 1250 | － | － | － | － | － | － |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） | 250～400 | 300 | － | 300 | － | 752 | 250 |
| | （うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー） | 250 | 10,175 | － | 10,175 | － | 25,437 | 250 |
| | （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー） | 250 | 50 | － | 50 | － | 127 | 250 |
| | （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー） | 250 | － | － | － | － | － | － |
| | （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー） | 150 | － | － | － | － | － | － |
| | （うち右記以外のエクスポージャー） | 100 | 3,182 | － | 3,182 | － | 3,182 | 100 |
| 証券化 | | － | － | － | － | － | － | － |
| | （うちＳＴＣ要件適用分） | － | － | － | － | － | － | － |
| | （短期ＳＴＣ要件適用分） | － | － | － | － | － | － | － |
| | （うち不良債権証券化適用分） | － | － | － | － | － | － | － |
| | （うち STC・不良債権証券化適用対象外分） | － | － | － | － | － | － | － |
| 再証券化 | | － | － | － | － | － | － | － |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | | － | 1,100 | － | 1,100 | － | 1,400 | 127 |
| 未決済取引 | | － | | | | | － | |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△） | | － | | | | | － | |
| 合計（信用リスク・アセットの額） | | － | | | | | 67,520 | |

⑥　ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

［令和６年度］　（単位：千円）

| | 信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 0% | 20% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 6,085,092 | | | | | 0 | 6,085,092 |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | | | | | | | |
| 国際決済銀行等向け | | | | | | | |

| | 0% | 10% | 20% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 我が国の地方公共団体向け | 11,004,919 | | | | | | 0 | 11,004,919 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | | | | | | | | |
| 地方公共団体金融機構向け | | 100,006 | | | | | 0 | 100,006 |
| 我が国の政府関係機関向け | 99,962 | 198,711 | | | | | 1 | 298,674 |
| 地方三公社向け | | | | | | | | |

| | 0% | 20% | 30% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国際開発銀行向け | | | | | | | | |

| | 20% | 30% | 40% | 50% | 75% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 126,384,984 | 2,000,000 | | | | | | 0 | 128,384,984 |
| （うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け） | | | | | | | | | |

| | 10% | 15% | 20% | 25% | 35% | 50% | 100% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| カバード・ボンド向け | | | | | | | | | |

| | 20% | 50% | 75% | 80% | 85% | 100% | 130% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） | 2,704,037 | 10,228,767 | | | | | | | 0 | 12,932,804 |
| （うち特定貸付債権向け） | | | | | | | | | | |

| | 100% | 150% | 250% | 400% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 劣後債権及びその他資本性証券等 | | 1,619,124 | | | 0 | 1,619,124 |
| 株式等 | | | 686,377 | | 0 | 686,377 |

| | 45% | 75% | 100% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 1,280 | 16,980 | 101,713 | 1,490,542 | 1,610,515 |
| （うちトランザクター向け） | 1,280 | | | 0 | 1,280 |

| | 20% | 25% | 30% | 31.25% | 35% | 37.50% | 40% | 50% | 62.50% | 70% | 75% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け | 1,219,064 | | | | 40,880 | | | 44,617 | | | 1,167,899 | 21,907 | 2,494,367 |

| | 30% | 35% | 43.75% | 45% | 56.25% | 60% | 75% | 93.75% | 105% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不動産関連向け うち賃貸用不動産向け | | | | | | 848,869 | | | | | 0 | 848,869 |

| | 70% | 90% | 110% | 112.50% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不動産関連向け うち事業用不動産関連向け | | | | | | | |

| | 60% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 不動産関連向け うちその他不動産関連向け | | | |

| | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 不動産関連向け うちＡＤＣ向け | | | | |

| | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。） | 188 | 14,795 | 61,379 | 1,104 | 77,466 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | | 25,017 | | 0 | 25,017 |

| | 0% | 10% | 20% | 100% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 現金 | 888,584 | | | | 0 | 888,584 |
| 取立未済手形 | | | 25,418 | | 0 | 25,418 |
| 信用保証協会等による保証付 | 0 | 13,255,536 | | | 700 | 13,256,236 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | | | | | | |
| 共済約款貸付 | | | | | | |

［令和７年度］　　（単位：千円）

| | 信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 0% | 20% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 6,086,274 | | | | | 0 | 6,086,274 |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | | | | | | | |
| 国際決済銀行等向け | | | | | | | |

| | 0% | 10% | 20% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 我が国の地方公共団体向け | 12,642,185 | | | | | | 0 | 12,642,185 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | | | | | | | | |
| 地方公共団体金融機構向け | | 100,006 | | | | | 0 | 100,006 |
| 我が国の政府関係機関向け | 99,980 | 198,812 | | | | | 1 | 298,793 |
| 地方三公社向け | | | | | | | | |

| | 0% | 20% | 30% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国際開発銀行向け | | | | | | | | |

| | 20% | 30% | 40% | 50% | 75% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 124,332,891 | 2,000,000 | | | | | | 0 | 126,332,891 |
| （うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け） | | | | | | | | | |

| | 10% | 15% | 20% | 25% | 35% | 50% | 100% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| カバード・ボンド向け | | | | | | | | | |

| | 20% | 50% | 75% | 80% | 85% | 100% | 130% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） | 3,408,140 | 10,031,846 | | | | | | | 1 | 13,439,987 |
| （うち特定貸付債権向け） | | | | | | | | | | |

| | 100% | 150% | 250% | 400% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 劣後債権及びその他資本性証券等 | | 507,968 | | | 0 | 507,968 |
| 株式等 | | | 686,377 | | 0 | 686,377 |

| | 45% | 75% | 100% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 1,380 | 32,012 | 98,791 | 2,452,704 | 2,584,887 |
| （うちトランザクター向け） | 1,380 | | | 0 | 1,380 |

| | 20% | 25% | 30% | 31.25% | 35% | 37.50% | 40% | 50% | 62.50% | 70% | 75% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不動産関連向け | 1,191,353 | | | | 32,190 | | | 36,826 | | | 1,129,793 | 20,907 | 2,411,069 |
| うち自己居住用不動産等向け | | | | | | | | | | | | | |

| | 30% | 35% | 43.75% | 45% | 56.25% | 60% | 75% | 93.75% | 105% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不動産関連向け | | | | | | 693,124 | | | | | 0 | 693,124 |
| うち賃貸用不動産向け | | | | | | | | | | | | |

| | 70% | 90% | 110% | 112.50% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不動産関連向け | | | | | | | |
| うち事業用不動産関連向け | | | | | | | |

| | 60% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 不動産関連向け | | | |
| うちその他不動産関連向け | | | |

| | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 不動産関連向け | | | | |
| うちADC向け | | | | |

| | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。） | 13,922 | | 48,348 | 0 | 62,270 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | | 24,223 | | 0 | 24,223 |

| | 0% | 10% | 20% | 100% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 現金 | 1,017,844 | | | | 0 | 1,017,844 |
| 取立未済手形 | | | 29,059 | | 0 | 29,059 |
| 信用保証協会等による保証付 | 0 | 13,712,979 | | | 596 | 13,713,575 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | | | | | | |
| 共済約款貸付 | | | | | | |

⑦　資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

| リスク・ウェイト区分 | 令和６年度 | | | | 令和７年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー | | CCFの加重平均値（%） | 資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後） | CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー | | CCFの加重平均値（%） | 資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後） |
| | オン・バランス資産項目 | オフ・バランス資産項目 | | | オン・バランス資産項目 | オフ・バランス資産項目 | | |
| 40%未満 | 164,645 | － | － | 164,386 | 166,744 | － | － | 166,481 |
| 40%～70% | 12,210 | 12 | 10% | 12,172 | 11,600 | 13 | 10% | 11,563 |
| 75% | 1,188 | 13 | 10% | 1,184 | 1,165 | 7 | 10% | 1,161 |
| 80% | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 85% | 86 | － | － | 86 | 58 | － | － | 58 |
| 90%～100% | 141 | 0 | 10% | 141 | 130 | 0 | 10% | 123 |
| 105%～130% | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 150% | 1,680 | － | － | 1,680 | 556 | － | － | 556 |
| 250% | 686 | － | － | 686 | 686 | － | － | 686 |
| 400% | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 1250% | － | － | － | － | － | － | － | － |
| その他 | 0 | 1 | 10% | 0 | 0 | 1 | 10% | 0 |
| 合計 | 180,640 | 27 | 10% | 180,338 | 180,941 | 23 | 10% | 180,630 |

## ４．信用リスク削減手法に関する事項

①　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と自組合貯金の相殺」、「保証」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク･ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証

債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク･ウエイトを適用しています。

また、貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

| | 令和６年度 | | | 令和７年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け | － | － | － | － | － | － |
| 我が国の政府関係機関向け | － | 99 | － | － | 99 | － |
| 地方三公社向け | － | － | － | － | － | － |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | － | － | － | － | － | － |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） | － | － | － | － | － | － |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 22 | 1,381 | － | 29 | 2,365 | － |
| 自己居住用不動産等向け | 0 | 1,284 | － | － | 1,249 | － |
| 賃貸用不動産向け | － | － | － | － | － | － |
| 事業用不動産関連向け | － | － | － | － | － | － |
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。） | － | 1 | － | － | 1 | － |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | － | － | － | － | － | － |
| 証券化 | － | － | － | － | － | － |
| 中央清算機関関連 | － | － | － | － | － | － |
| 上記以外 | － | － | － | － | － | － |
| 合計 | 22 | 2,768 | － | 29 | 3,714 | － |

(注) 1．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4．「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6．出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①　出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画をつうじた経営概況の監督に加え、日常的な協議をつうじた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社については、取得原価を記載しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②　出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

| | 令和６年度 | | 令和７年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上　場 | － | － | － | － |
| 非上場 | 10,861 | 10,861 | 10,861 | 10,861 |
| 合　計 | 10,861 | 10,861 | 10,861 | 10,861 |

③　出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

| 令和６年度 | | | 令和７年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| － | － | － | － | － | － |

④　貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

| 令和6年度 | | 令和７年度 | |
|---|---|---|---|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| － | － | － | － |

⑤　連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

7．証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8．ＣＶＡリスクに関する事項

CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA―CVA、完全なBA―CVA、限定的なBA―CVAまたは簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出していますが、該当する取引はありません。

9．マーケット・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当組合は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

10．オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当組合では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

〇オペレーショナル・リスク管理規程等
・定義
・基本的考え方
・体制：会議体、部門、部署
・その他
〇オペレーショナル・リスクの総合的な管理
〇事務リスク管理
〇システムリスク管理
〇その他オペレーショナル・リスク管理

◇ＢＩの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ＩＬＭの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の該当はあり

ません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の該当はありません。

11．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

| | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | 1,149 | 1,400 |
| マンデート方式を適用するエクスポージャー | － | － |
| 蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー | － | － |
| 蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー | － | － |
| フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー | － | － |

12．金利リスクに関する事項

①　金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
　当組合では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
　当組合は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
・金利リスク計測の頻度
　毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当組合では、経済価値ベースの金利リスク量（⊿EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
　流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.253 年です。
・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
　流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
　流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
　固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
・複数の通貨の集計方法およびその前提
　通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
　一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
・内部モデルの使用等、⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。
・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
⊿EVEの前事業年度末からの変動要因は、貸出金の増加および有価証券の購入によるものです。
・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩ以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてＶａＲで計測する市場リスク量を算定しています。
・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩと大きく異なる点（監督指針))。
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

| IRRBB１：金利リスク | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 項番 | | ⊿EVE | | ⊿NII | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 1,403 | 2,023 | － | － |
| 2 | 下方パラレルシフト | － | － | 177 | 128 |
| 3 | スティープ化 | 1,900 | 2,495 | | |
| 4 | フラット化 | － | － | | |
| 5 | 短期金利上昇 | － | － | | |
| 6 | 短期金利低下 | 418 | 431 | | |
| 7 | 最大値 | 1,900 | 2,495 | 177 | 128 |
| | | 当期末 | | 前期末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 14,131 | | 13,932 | |

- 「⊿EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 「⊿NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## 自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

| 用語 | 内容 |
|---|---|
| バーゼル規制 | 国際的な銀行システムの健全性強化（自己資本比率規制等）と銀行間の競争上の不平等の軽減（自己資本比率・各種リスク量計測方法）等を目的とした国際的な金融規制です。国際的な金融規制であるバーゼルⅢが令和7年3月末から国内基準行で最終適用されたため、ＪＡも自己資本比率算出において、リスク・アセット計測方法の一部見直しを行っています。 |
| 自己資本比率 | 自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額およびオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、ＪＡバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。 |
| コア資本 | 金融機関の経営の安定度を測る指標のひとつで、組合員より調達した資本金と内部留保の合計であり、最も安定度の高い資本のことをいいます。 |
| エクスポージャー | リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引および派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。 |
| リスク・ウェイト | リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。 |
| 信用リスク・アセット額 | エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。 |
| 所要自己資本額 | リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。 |
| オペレーショナル・リスク（相当額） | 金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。 |
| 標準的手法 | バーゼルⅢ最終化の適用開始に伴い、オペレーショナル・リスク相当額の算出については、事業規模要素（以下「BIC」という。）の額に内部損失乗数を乗じて得た額です。 |
| 抵当権付住宅ローン | 住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。 |
| コミットメント | 契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。 |
| 信用リスク削減手法 | 金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、バーゼル規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。 |
| 再構築コスト | 同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。 |
| 金利ショック | 保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。 |

# 業績・財務関係の状況（連結）

## 《連結子会社の概況》

### ＪＡおよびその子会社の概況

ＪＡふかやグループは、当組合と子会社１社で構成されています。ＪＡふかやは、先に述べたとおり、信用業務から共済、経済、福祉など総合的に事業を展開しています。これらの業務を補完し、さらに地域に根ざした活動を展開するために子会社（㈱ふかやアグリサービス）が、農作業受託業務を行い、皆さまに各種のサービスを提供しています。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に相違ありません。

### 子会社の組織図 （令和８年７月１日現在）

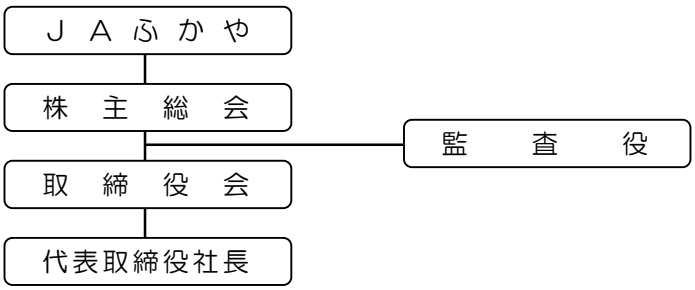


### 役員 （令和８年７月１日現在）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 小久保　栄一 | 取締役 | 須賀　正光 |
| 取締役 | 西田　和行 | 監査役 | 髙田　啓嗣 |

## 《業績の概要と連結決算の収支状況》

### 業績の概要

ＪＡふかや管内の農業は、担い手の高齢化・後継者不足等から耕作放棄地が増加するなど地域農業の維持が課題となっております。

こうした中、組合員の皆さんから「自作農が出来なくなった」「貸付農地が返却された」等の理由により農地保全や作業依頼が増えている状況です。

### 収支状況

㈱ふかやアグリサービスの収支は、農作業受託事業をはじめとする各事業を合算した経常利益を1,197万円確保することができ、法人税等を控除した当期純利益につきましても1,026万円を計上することができました。

### 連結決算の収支状況

ＪＡと㈱ふかやアグリサービスとを連結した財務諸表に基づく経常利益は394百万円、連結当期剰余金については271百万円でした。

連結自己資本比率は、20.03%でした。

# 主要な経営指標等の推移

（単位：百万円、%）

| | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 | 令和6年3月期 | 令和7年3月期 | 令和8年3月期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総資産額 | 195,521 | 196,125 | 195,160 | 193,886 | 191,821 |
| 純資産額 | 13,997 | 13,473 | 12,446 | 11,276 | 10,173 |
| 経常収益 | 5,289 | 5,314 | 5,262 | 5,540 | 5,963 |
| 信用事業収益 | 1,136 | 1,146 | 1,185 | 1,296 | 1,624 |
| 共済事業収益 | 780 | 740 | 723 | 722 | 735 |
| 農業関連事業収益 | 1,648 | 1,784 | 1,514 | 1,588 | 1,629 |
| その他の事業収益 | 1,724 | 1,642 | 1,838 | 1,932 | 1,973 |
| 連結経常利益 | 188 | 245 | 217 | 290 | 394 |
| 連結当期剰余金 | 115 | 176 | △417 | 146 | 271 |
| 連結自己資本比率 | 18.15% | 18.45% | 18.42% | 18.95% | 20.03% |

※ 事業区分については、「農協法施行規則」の定めによるものです。

# 連結財務諸表

## ■ 連 結 貸 借 対 照 表

(単位:千円)

| | 令和6年度<br>(令和7年3月31日) | 令和7年度<br>(令和8年3月31日) |
|---|---|---|
| （資産の部） | | |
| 1　信用事業資産 | 179,190,937 | 177,198,604 |
| (1)　現金 | 888,584 | 1,017,844 |
| (2)　預金 | 128,353,606 | 126,080,029 |
| 系統預金 | 126,336,500 | 123,071,319 |
| 系統外預金 | 2,017,106 | 3,008,709 |
| (3)　有価証券 | 24,214,043 | 21,591,903 |
| 国債 | 4,951,600 | 4,387,820 |
| 地方債 | 3,941,860 | 3,449,990 |
| 政府保証債 | 79,880 | 69,620 |
| 社債 | 15,146,673 | 13,590,773 |
| 受益証券 | 94,030 | 93,700 |
| (4)　貸出金 | 25,316,552 | 27,938,793 |
| (5)　その他の信用事業資産 | 452,867 | 601,630 |
| 未収収益 | 165,835 | 396,953 |
| その他の資産 | 287,031 | 204,677 |
| (6)　貸倒引当金 | △34,717 | △31,596 |
| 2　共済事業資産 | 1,697 | 1,820 |
| (1)　その他の共済事業資産 | 1,697 | 1,820 |
| 3　経済事業資産 | 975,748 | 972,799 |
| (1)　経済事業未収金 | 571,098 | 546,393 |
| (2)　経済受託債権 | 56,502 | 74,116 |
| (3)　棚卸資産 | 343,084 | 360,219 |
| 購買品 | 341,044 | 358,253 |
| その他の棚卸資産 | 2,039 | 1,965 |
| (4)　その他の経済事業資産 | 15,963 | 12,659 |
| (5)　貸倒引当金 | △10,900 | △20,589 |
| 4　雑資産 | 372,869 | 351,366 |
| (1)　雑資産 | 372,925 | 351,419 |
| (2)　貸倒引当金 | △55 | △53 |
| 5　固定資産 | 2,341,683 | 2,295,353 |
| (1)　有形固定資産 | 2,336,224 | 2,288,577 |
| 建物 | 3,357,445 | 3,355,013 |
| 機械装置 | 1,496,179 | 1,526,575 |
| 土地 | 1,269,136 | 1,269,136 |
| リース資産 | 3,114 | 3,114 |
| その他の有形固定資産 | 1,877,934 | 1,854,084 |
| 減価償却累計額 | △5,667,585 | △5,719,346 |
| (2)　無形固定資産 | 5,459 | 6,775 |
| その他の無形固定資産 | 5,459 | 6,775 |
| 6　外部出資 | 10,821,567 | 10,821,567 |
| (1)　外部出資 | 10,821,567 | 10,821,567 |
| 系統出資 | 10,483,879 | 10,483,879 |
| 系統外出資 | 337,688 | 337,688 |
| 7　繰延税金資産 | 181,994 | 179,554 |
| 資産の部合計 | 193,886,497 | 191,821,065 |

| | 令和6年度<br>(令和7年3月31日) | 令和7年度<br>(令和8年3月31日) |
|---|---|---|
| （負債の部） | | |
| 1　信用事業負債 | 180,632,349 | 179,673,989 |
| (1)　貯金 | 180,520,128 | 179,490,786 |
| (2)　借入金 | 55,688 | 41,915 |
| (3)　その他の信用事業負債 | 56,532 | 141,287 |
| 未払費用 | 24,395 | 111,589 |
| その他の負債 | 32,137 | 29,697 |
| 2　共済事業負債 | 767,915 | 876,373 |
| (1)　共済資金 | 346,485 | 442,524 |
| (2)　未経過共済付加収入 | 418,178 | 430,458 |
| (3)　その他の共済事業負債 | 3,251 | 3,389 |
| 3　経済事業負債 | 425,380 | 295,134 |
| (1)　経済事業未払金 | 271,300 | 229,638 |
| (2)　経済受託債務 | 154,079 | 65,493 |
| (3)　その他の経済事業負債 | － | 1 |
| 4　雑負債 | 178,446 | 219,091 |
| (1)　未払法人税等 | 32,192 | 75,704 |
| (2)　リース債務 | 2,740 | 2,055 |
| (3)　資産除去債務 | 18,489 | 18,548 |
| (4)　その他の負債 | 125,024 | 122,783 |
| 5　諸引当金 | 605,414 | 582,631 |
| (1)　賞与引当金 | 82,692 | 80,180 |
| (2)　退職給付引当金 | 488,982 | 462,246 |
| (3)　役員退職慰労引当金 | 33,739 | 40,205 |
| 負債の部合計 | 182,609,507 | 181,647,220 |
| （純資産の部） | | |
| 1　組合員資本 | 13,958,798 | 14,170,581 |
| (1)　出資金 | 1,610,493 | 1,578,637 |
| (2)　資本準備金 | 456,347 | 456,347 |
| (3)　利益剰余金 | 11,909,231 | 12,157,019 |
| 利益準備金 | 3,542,348 | 3,542,348 |
| その他利益剰余金 | 8,366,883 | 8,614,671 |
| 肥料協同購入積立金 | 4,219 | 4,219 |
| 経営基盤強化目的積立金 | 59,149 | 59,149 |
| 電算整備等目的積立金 | 100,000 | 100,000 |
| 個人情報セキュリティ対策関連設備等整備拡充目的積立金 | 10,000 | 10,000 |
| 税効果会計積立金 | 189,893 | 185,514 |
| カントリーエレベーター・ライスセンター施設更新・整備等目的積立金 | 85,600 | 109,500 |
| 財務基盤強化目的積立金 | 1,135,000 | 1,235,000 |
| 農業生産資材価格変動目的積立金 | 250,000 | 250,000 |
| くらしの活動推進目的積立金 | 50,000 | 50,000 |
| 再生可能エネルギー利用促進取組目的積立金 | 74,500 | 74,500 |
| 地域農業振興目的積立金 | 50,000 | 50,000 |
| 組織基盤強化目的積立金 | 30,000 | 30,000 |
| 農協施設整備拡充目的積立金 | 535,000 | 535,000 |
| 野菜・花き予冷施設更新等整備目的積立金 | 132,000 | 132,000 |
| 南部営農経済センター拠点再整備目的積立金 | 190,910 | 190,910 |
| 北部営農経済センター拠点再整備目的積立金 | 300,000 | 300,000 |
| 新生産技術導入支援目的積立金 | 200,000 | 200,000 |
| 6次化産業施設整備目的積立金 | 400,000 | 400,000 |
| 農産物直売所施設整備目的積立金 | 383,000 | 383,000 |
| 給油所施設整備等目的積立金 | 300,000 | 300,000 |
| 葬祭事業関連施設整備目的積立金 | 11,000 | 11,000 |
| 特別積立金 | 3,001,600 | 3,001,600 |
| 当期未処分剰余金 | 875,010 | 1,003,277 |
| （うち当期剰余金） | (146,501) | (271,661) |
| (4)　処分未済持分 | △17,275 | △21,422 |
| 2　評価・換算差額等 | △2,681,807 | △3,996,737 |
| (1)　その他有価証券評価差額金 | △2,681,807 | △3,996,737 |
| 純資産の部合計 | 11,276,990 | 10,173,844 |
| 負債及び純資産の部合計 | 193,886,497 | 191,821,065 |

## ■ 連 結 損 益 計 算 書

（単位:千円）

| | 令和6年度<br>令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで | 令和7年度<br>令和7年4月1日から<br>令和8年3月31日まで |
|---|---|---|
| 1　事業総利益 | 2,242,959 | 2,331,560 |
| 事業収益 | 5,540,037 | 5,963,045 |
| 事業費用 | 3,297,077 | 3,631,484 |
| (1) 信用事業収益 | 1,296,443 | 1,624,944 |
| 資金運用収益 | 1,176,187 | 1,515,703 |
| (うち預金利息) | (711,878) | (987,939) |
| (うち有価証券利息) | (218,940) | (221,385) |
| (うち貸出金利息) | (204,634) | (262,063) |
| (うちその他受入利息) | (40,734) | (44,315) |
| 役務取引等収益 | 47,186 | 50,138 |
| その他事業直接収益 | 172 | 1,797 |
| その他経常収益 | 72,897 | 57,305 |
| (2) 信用事業費用 | 269,021 | 495,020 |
| 資金調達費用 | 46,863 | 241,765 |
| (うち貯金利息) | (45,797) | (240,600) |
| (うち給付補てん備金繰入) | (51) | (385) |
| (うち借入金利息) | (1,014) | (778) |
| (うちその他支払利息) | (0) | (0) |
| 役務取引等費用 | 11,087 | 11,244 |
| その他事業直接費用 | － | 6,215 |
| その他経常費用 | 211,070 | 235,796 |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (△4,478) | (△3,121) |
| 信用事業総利益 | 1,027,422 | 1,129,923 |
| (3) 共済事業収益 | 722,885 | 735,780 |
| 共済付加収入 | 670,725 | 661,863 |
| その他の収益 | 52,159 | 73,917 |
| (4) 共済事業費用 | 56,129 | 58,130 |
| 共済推進費 | 37,300 | 38,944 |
| 共済保全費 | 5,689 | 5,727 |
| その他の費用 | 13,140 | 13,458 |
| 共済事業総利益 | 666,755 | 677,649 |
| (5) 購買事業収益 | 3,147,381 | 3,229,842 |
| 購買品供給高 | 3,006,687 | 3,098,760 |
| 購買手数料 | 113,433 | 106,477 |
| その他の収益 | 27,260 | 24,604 |
| (6) 購買事業費用 | 2,859,632 | 2,966,161 |
| 購買品供給原価 | 2,647,106 | 2,721,941 |
| 購買品供給費 | 7,962 | 7,283 |
| その他の費用 | 204,563 | 236,937 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (3,423) | (9,689) |
| 購買事業総利益 | 287,749 | 263,680 |
| (7) 販売事業収益 | 236,195 | 209,548 |
| 販売品販売高 | 2,681 | 10,987 |
| 販売手数料 | 198,222 | 178,616 |
| その他の収益 | 35,292 | 19,944 |
| (8) 販売事業費用 | 32,682 | 20,273 |
| 販売品販売原価 | 7,282 | 7,574 |
| その他の費用 | 25,400 | 12,699 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (△13) | (0) |
| 販売事業総利益 | 203,512 | 189,274 |
| (9) 保管事業収益 | 7,940 | 8,649 |
| (10)保管事業費用 | 334 | 621 |
| 保管事業総利益 | 7,605 | 8,028 |

| | 令和6年度<br>令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで | 令和7年度<br>令和7年4月1日から<br>令和8年3月31日まで |
|---|---|---|
| (11)加工事業収益 | 0 | 0 |
| (12)加工事業費用 | － | － |
| 加工事業総利益 | 0 | 0 |
| (13)利用事業収益 | 93,762 | 117,869 |
| (14)利用事業費用 | 35,252 | 45,364 |
| 利用事業総利益 | 58,509 | 72,505 |
| (15)宅地等供給事業収益 | 2,676 | 2,707 |
| (16)宅地等供給事業費用 | 2,260 | 2,286 |
| 宅地等供給事業総利益 | 415 | 421 |
| (17)農作業受委託事業収益 | 15,204 | 16,149 |
| (18)農作業受委託事業費用 | 1,745 | 2,900 |
| 農作業受委託事業総利益 | 13,459 | 13,248 |
| (19)郵便会計事業収益 | 1,340 | 1,338 |
| (20)郵便会計事業費用 | 454 | 436 |
| 郵便会計事業総利益 | 885 | 901 |
| (21)指導事業収入 | 16,207 | 16,215 |
| (22)指導事業支出 | 39,562 | 40,288 |
| 指導事業収支差額 | △ 23,355 | △24,072 |
| 2　事業管理費 | 2,102,110 | 2,075,604 |
| (1) 人件費 | 1,627,355 | 1,591,832 |
| (2) 業務費 | 164,688 | 175,305 |
| (3) 諸税負担金 | 55,108 | 51,722 |
| (4) 施設費 | 252,389 | 255,159 |
| (5) その他事業管理費 | 2,568 | 1,583 |
| 事　業　利　益 | 140,849 | 255,956 |
| 3　事業外収益 | 216,181 | 206,916 |
| (1) 受取雑利息 | 2,528 | 2,307 |
| (2) 受取出資配当金 | 120,190 | 120,181 |
| (3) 賃貸料 | 21,187 | 20,900 |
| (4) 太陽光発電システム売電収入 | 48,467 | 49,529 |
| (5) 貸倒引当金戻入益 | 304 | 1 |
| (6) 雑収入 | 23,503 | 13,996 |
| 4　事業外費用 | 66,637 | 68,123 |
| (1) 賃貸費用 | 18,079 | 18,110 |
| (2) 太陽光発電システム管理費用 | 18,740 | 18,238 |
| (3) 寄付金 | 342 | 353 |
| (4) 雑損失 | 29,474 | 31,420 |
| 経　常　利　益 | 290,393 | 394,748 |
| 5　特別利益 | 9,440 | 2,225 |
| (1) 固定資産処分益 | － | － |
| (2) 深谷南支店団火共済金 | 8,025 | － |
| (3) 団火共済金 | 1,415 | 2,225 |
| 6　特別損失 | 52,945 | 20,688 |
| (1) 固定資産処分損 | 537 | 1,520 |
| (2) 固定資産圧縮損 | 1,005 | 3,139 |
| (3) 減損損失 | 51,402 | 16,028 |
| 税金等調整前当期利益 | 246,888 | 376,285 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 56,735 | 100,245 |
| 過年度法人税、住民税及び事業税追徴税額 | 23,196 | － |
| 法人税等調整額 | 20,455 | 4,378 |
| 法人税等合計 | 100,387 | 104,624 |
| 当期剰余金 | 146,501 | 271,661 |
| 当期首繰越剰余金 | 694,649 | 701,137 |
| 税効果会計積立金取崩額 | 20,260 | 4,378 |
| カントリーエレベーター・ライスセンター施設更新・整備等目的積立金取崩額 | 2,600 | 26,100 |
| 農産物直売所施設整備目的積立金取崩額 | 11,000 | － |
| 当期未処分剰余金 | 875,010 | 1,003,277 |

（注）農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

## ■ 連 結 注 記 表 等

| 令和６年度<br>（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで） | 令和７年度<br>（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで） |
|---|---|
| 1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記<br>（1）連結の範囲に関する事項<br>① 連結子会社等の数　　１社<br>連結子会社等の名称<br>株式会社　ふかやアグリサービス<br>② 非連結子会社等の名称<br>該当する項目なし。<br><br>（2）持分法の適用に関する事項<br>該当する項目なし。<br><br>（3）連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項<br>すべての連結子会社等の営業年度の末日は、連結決算日と一致しています。<br><br>（4）のれんの償却方法および償却期間<br>該当する項目なし。<br><br>（5）剰余金処分項目等の取扱いに関する事項<br>連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。<br><br>（6）連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲<br>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表（連結貸借対照表）上の「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金となっています。<br><br>2．重要な会計方針に係る事項に関する注記<br>（1）次に掲げる資産の評価基準および評価方法<br>① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）<br>ア．満期保有目的の債券　　：償却原価法（定額法）<br>イ．子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法<br>ウ．その他有価証券<br>a．時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）<br>b．市場価格のない株式等：移動平均法による原価法<br><br>② 棚卸資産<br>ア．購買品<br>主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）<br>イ．その他の棚卸資産<br>最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）<br><br>（2）固定資産の減価償却の方法<br>① 有形固定資産（リース資産を除く）<br>定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。<br><br>② 無形固定資産<br>定額法を採用しています。<br>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。<br><br>③ リース資産<br>所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。<br><br>（3）引当金の計上基準<br>① 貸倒引当金<br>貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領および資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。<br>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額を計上しています。<br>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。<br>上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。<br>すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。<br><br>② 賞与引当金<br>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。<br><br>③ 退職給付引当金<br>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しています。<br>なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 | 1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記<br>（1）連結の範囲に関する事項<br>① 連結子会社等の数　　１社<br>連結子会社等の名称<br>株式会社　ふかやアグリサービス<br>② 非連結子会社等の名称<br>該当する項目なし。<br><br>（2）持分法の適用に関する事項<br>該当する項目なし。<br><br>（3）連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項<br>すべての連結子会社等の営業年度の末日は、連結決算日と一致しています。<br><br>（4）のれんの償却方法および償却期間<br>該当する項目なし。<br><br>（5）剰余金処分項目等の取扱いに関する事項<br>連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。<br><br>（6）連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲<br>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表（連結貸借対照表）上の「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金となっています。<br><br>2．重要な会計方針に係る事項に関する注記<br>（1）次に掲げる資産の評価基準および評価方法<br>① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）<br>ア．満期保有目的の債券　　：償却原価法（定額法）<br>イ．子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法<br>ウ．その他有価証券<br>a．時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）<br>b．市場価格のない株式等：移動平均法による原価法<br><br>② 棚卸資産<br>ア．購買品<br>主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）<br>イ．その他の棚卸資産<br>最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）<br><br>（2）固定資産の減価償却の方法<br>① 有形固定資産（リース資産を除く）<br>定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。<br><br>② 無形固定資産<br>定額法を採用しています。<br>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。<br><br>③ リース資産<br>所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。<br><br>（3）引当金の計上基準<br>① 貸倒引当金<br>貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領および資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。<br>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額を計上しています。<br>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。<br>上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。<br>すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。<br><br>② 賞与引当金<br>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。<br><br>③ 退職給付引当金<br>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しています。<br>なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 |

④　役員退職慰労引当金
役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。

（4）収益および費用の計上基準
① 収益認識関連
当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

ア 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

イ 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ウ 保管事業
組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

エ 利用事業
カントリーエレベーター・ライスセンター・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

オ 宅地等供給事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

カ 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（5）消費税および地方消費税の会計処理の方法
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

（6）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

（7）その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法を当組合は事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米麦共同計算
当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。
販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会埼玉県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。
共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する仮渡金を計上しています。
また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。
共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権および経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。
(追加情報)
法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022年10月28日）等を当事業年度から適用しています。

3．会計上の見積りに関する注記
（1）固定資産の減損
①当該事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失　　51,402千円

④　役員退職慰労引当金
役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。

（4）収益および費用の計上基準
① 収益認識関連
当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

ア 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

イ 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ウ 保管事業
組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

エ 利用事業
カントリーエレベーター・ライスセンター・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

オ 宅地等供給事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

カ 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（5）消費税および地方消費税の会計処理の方法
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

（6）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

（7）その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法を当組合は事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米麦共同計算
当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。
販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会埼玉県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。
共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する仮渡金を計上しています。
また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。
共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権および経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

3．会計上の見積りに関する注記
（1）固定資産の減損
①当該事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失　　16,028千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産または資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産または資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、当該資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成させるものとして識別される個々の拠点の単一のグループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、当該資産または資産グループの管理会計上の直近実績２期分に当期の見込みの事業利益を加えた３期平均を基礎とし、将来３年度については中期３か年計画における該当する事業毎の推移を反映した数値とし、それ以降は10年シミュレーションの推移を反映した中でキャッシュ・フローを見積もっており、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（２）貸倒引当金に関する会計上の見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　　45,683千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア 算定方法

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記（３）引当金の計上基準①貸倒引当金」に記載しています。

イ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

（１）資産に係る圧縮記帳額

固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 建物 | 237,229千円 |
| 機械装置 | 417,918千円 |
| 土地 | 42,465千円 |
| リース資産 | 1,202千円 |
| その他の有形固定資産 | 365,479千円 |
| 無形固定資産 | 697千円 |
| 計 | 1,064,990千円 |

（２）担保に供している資産

以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

| 種　類 | 金　額 | 目　的 |
|---|---|---|
| 系統預金 | 3,100,000千円 | 為替決済に関する保証金 |

（3）役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額　　－ 千円

理事および監事に対する金銭債務の総額　　－ 千円

（4）債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第１項第１号ホ（２）（ｉ）から（iv）までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は21,659千円、危険債権額は72,751千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額の合計額は94,411千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 連結損益計算書に関する注記

（１）子会社との取引高の総額

| | | |
|---|---|---|
| ① | 子会社との取引による収益総額 | 6,775千円 |
| | うち事業取引高 | 4,864千円 |
| | うち事業取引以外の取引高 | 1,911千円 |
| ② | 子会社との取引による費用総額 | 11,759千円 |
| | うち事業取引高 | 11,759千円 |
| | うち事業取引以外の取引高 | －千円 |

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産または資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産または資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、当該資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成させるものとして識別される個々の拠点の単一のグループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、当該資産または資産グループの管理会計上の直近実績２期分に当期の見込みの事業利益を加えた３期平均を基礎とし、将来３年度については中期３か年計画における該当する事業毎の推移を反映した数値とし、それ以降は収支シミュレーションの推移を反映した中でキャッシュ・フローを見積もっており、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（２）貸倒引当金に関する会計上の見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　　52,249千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア 算定方法

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記（３）引当金の計上基準①貸倒引当金」に記載しています。

イ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

（１）資産に係る圧縮記帳額

固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 建物 | 237,456千円 |
| 機械装置 | 420,269千円 |
| 土地 | 42,465千円 |
| リース資産 | 1,202千円 |
| その他の有形固定資産 | 366,038千円 |
| 無形固定資産 | 697千円 |
| 計 | 1,068,127千円 |

（２）担保に供している資産

以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

| 種　類 | 金　額 | 目　的 |
|---|---|---|
| 系統預金 | 3,100,000千円 | 為替決済に関する保証金 |

（3）役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額　　－ 千円

理事および監事に対する金銭債務の総額　　－ 千円

（4）債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第１項第１号ホ（２）（ｉ）から（iv）までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は38,581千円、危険債権額は177,330千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額の合計額は215,911千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 連結損益計算書に関する注記

（１）子会社との取引高の総額

| | | |
|---|---|---|
| ① | 子会社との取引による収益総額 | 8,244千円 |
| | うち事業取引高 | 6,094千円 |
| | うち事業取引以外の取引高 | 2,150千円 |
| ② | 子会社との取引による費用総額 | 12,544千円 |
| | うち事業取引高 | 12,544千円 |
| | うち事業取引以外の取引高 | －千円 |

（2）減損損失に関する注記

① 共用資産として位置づけた資産および資産をグループ化した方法の概要

投資の意思決定を行う単位として固定資産のグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店および事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

なお、本店、農機センター、カントリーエレベーター、ライスセンター、営農経済センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから共用資産と認識しています。

② 当該資産または資産グループの概要ならびに減損損失の金額およびその内訳

当期に減損損失を特別損失に計上した固定資産は、次のとおりです。

| グループ名 | 用　途 | 種　類 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| 明戸プラザ | 事務所 | 建物 | 1,466千円 |
| 豊里プラザ | 事務所 | 建物 | 626千円 |
| 幡羅プラザ | 事務所 | 器具・備品 | 259千円 |
| 櫛挽プラザ | 事務所 | 土地 | 8,011千円 |
| 本郷プラザ | 事務所 | 器具・備品 | 199千円 |
| 城南プラザ | 事務所 | 建物 | 313千円 |
| 榛沢プラザ | 事務所 | 建物 | 3,396千円 |
| 榛沢給油所 | 店舗 | 機械装置 | 2,180千円 |
| グル米ハウス | 店舗 | 建物等 | 34,948千円 |

③ 減損損失を認識するに至った経緯

支店再編後の利用状況を鑑みると各プラザの稼働状況が、固定資産減損会計上では遊休状態との判断から正味売却額と帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

グル米ハウス、榛沢給油所については、キャッシュ・フローが見込めないため、正味売却額と帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、土地の時価は固定資産税評価額に基づき算定し、償却資産は備忘価額としています。

6. 金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債、政府保証債、社債、受益証券の債券等による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

ア．信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

イ．市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（2）減損損失に関する注記

① 共用資産として位置づけた資産および資産をグループ化した方法の概要

投資の意思決定を行う単位として固定資産のグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店および事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

なお、本店、農機センター、カントリーエレベーター、ライスセンター、営農経済センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから共用資産と認識しています。

② 当該資産または資産グループの概要ならびに減損損失の金額およびその内訳

当期に減損損失を特別損失に計上した固定資産は、次のとおりです。

| グループ名 | 用　途 | 種　類 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| 深谷プラザ | 事務所 | 建物 | 343千円 |
| 本郷プラザ | 事務所 | 建物等 | 729千円 |
| 川本プラザ | 事務所 | 建物 | 1,454千円 |
| 城南プラザ | 事務所 | 建物 | 988千円 |
| 男衾プラザ | 事務所 | 建物 | 176千円 |
| フロル直売所 | 店舗 | 無形固定資産 | 244千円 |
| グル米ハウス | 店舗 | 建物等 | 1,281千円 |
| 用土農産物直売センター | 店舗 | 器具・備品等 | 1,783千円 |
| 男衾給油所 | 店舗 | 機械装置等 | 2,276千円 |
| 川本給油所 | 店舗 | 器具・備品 | 81千円 |
| 榛沢給油所 | 店舗 | 建物等 | 5,667千円 |
| 用土ライスセンター | 遊休資産 | 建物 | 999千円 |

③ 減損損失を認識するに至った経緯

支店再編後の利用状況を鑑みると各プラザの稼働状況が、固定資産減損会計上では遊休状態との判断から正味売却額と帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

フロル直売所、グル米ハウス、用土農産物直売センター、男衾給油所、川本給油所、榛沢給油所については、キャッシュ・フローが見込めないため、正味売却額と帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

用土ライスセンターについては、遊休資産であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、土地の時価は固定資産税評価額に基づき算定し、償却資産は備忘価額としています。

6. 金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債、地方債、政府保証債、社債、受益証券の債券等による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

ア．信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

イ．市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金および貯金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.３%上昇したものと想定した場合には、経済価値が295,751千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ．資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 預　　金 | 128,353,606 | 128,214,782 | △138,824 |
| 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 11,025,203 | 9,919,320 | △1,105,883 |
| その他有価証券 | 13,188,840 | 13,188,840 | － |
| 貸出金(*1) | 25,611,144 | | |
| 貸倒引当金(*2) | △34,717 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 25,576,427 | 25,261,318 | △315,108 |
| 経済事業未収金 | 571,098 | | |
| 貸倒引当金(*3) | △10,900 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 560,197 | 560,197 | － |
| 資　産　計 | 178,704,274 | 177,144,458 | △1,559,816 |
| 貯　　金 | 180,520,128 | 180,235,677 | △284,451 |
| 負　債　計 | 180,520,128 | 180,235,677 | △284,451 |

(*1)　貸出金には、貸付留保金を控除していません。
(*2)　貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。
(*3)　経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

②　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight　Index　Swap。以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっています。

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金および貯金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.３%上昇したものと想定した場合には、経済価値が223,267千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ．資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 預　　金 | 126,080,029 | 125,657,341 | △422,687 |
| 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 9,719,223 | 8,176,550 | △1,542,673 |
| その他有価証券 | 11,872,680 | 11,872,680 | － |
| 貸出金(*1) | 28,449,564 | | |
| 貸倒引当金(*2) | △31,596 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 28,417,968 | 27,722,847 | △695,120 |
| 経済事業未収金 | 546,393 | | |
| 貸倒引当金(*3) | △20,589 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 525,803 | 525,803 | － |
| 資　産　計 | 176,615,705 | 173,955,223 | △2,660,481 |
| 貯　　金 | 179,490,786 | 179,066,190 | △424,596 |
| 負　債　計 | 179,490,786 | 179,066,190 | △424,596 |

(*1)　貸出金には、貸付留保金を控除していません。
(*2)　貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。
(*3)　経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

②　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight　Index　Swap。以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ．経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③　市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 外部出資(*) | 10,821,567 |

(*)　外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④　金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預金 | 126,353,606 | － | － | － | － | 2,000,000 |
| 有価証券 | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 500,000 | 300,000 | 100,000 | 100,000 | － | 10,000,000 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | － | － | 200,000 | 100,000 | 194,030 | 15,500,000 |
| 貸出金(*1,2) | 1,888,301 | 1,647,253 | 1,612,968 | 1,523,482 | 2,368,604 | 16,564,776 |
| 経済事業未収金(*3) | 489,573 | － | － | － | － | － |
| 合　計 | 129,231,481 | 1,947,253 | 1,912,968 | 1,723,482 | 2,562,634 | 44,064,776 |

(*1)　貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）142,955千円については「1年以内」に含めています。

(*2)　貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等6,861千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3)　経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等81,524千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤　有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 貯金(*1) | 174,231,592 | 2,780,740 | 2,276,624 | 514,101 | 717,070 | － |
| 合　計 | 174,231,592 | 2,780,740 | 2,276,624 | 514,101 | 717,070 | － |

(*1)　貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7．有価証券に関する注記

（1）有価証券の時価および評価差額に関する事項

①　満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

| | | 貸借対照表<br>計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 社　債 | 300,000 | 300,260 | 260 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 社　債 | 10,725,203 | 9,619,060 | △1,106,143 |
| 合　計 | | 11,025,203 | 9,919,320 | △1,105,883 |

エ．経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③　市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 外部出資(*) | 10,821,567 |

(*)　外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④　金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預金 | 123,080,029 | － | － | － | － | 3,000,000 |
| 有価証券 | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 300,000 | 100,000 | 100,000 | － | 2,500,000 | 6,700,000 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | － | 200,000 | 100,000 | 193,700 | 400,000 | 15,100,000 |
| 貸出金(*1,2) | 1,926,207 | 1,740,070 | 1,709,088 | 2,574,680 | 1,459,296 | 19,035,229 |
| 経済事業未収金(*3) | 461,071 | － | － | － | － | － |
| 合　計 | 125,767,308 | 2,040,070 | 1,909,088 | 2,768,380 | 4,359,296 | 43,835,229 |

(*1)　貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）149,614千円については「1年以内」に含めています。

(*2)　貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等5,927千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3)　経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等85,322千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤　有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 貯金(*1) | 172,612,357 | 2,351,705 | 3,278,748 | 606,750 | 641,224 | － |
| 合　計 | 172,612,357 | 2,351,705 | 3,278,748 | 606,750 | 641,224 | － |

(*1)　貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7．有価証券に関する注記

（1）有価証券の時価および評価差額に関する事項

①　満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

| | | 貸借対照表<br>計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 社　債 | － | － | － |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 社　債 | 9,719,223 | 8,176,550 | △1,542,673 |
| 合　計 | | 9,719,223 | 8,716,550 | △1,542,673 |

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価または償却原価 | 差　額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの | 社　債 | 229,320 | 188,340 | 40,980 |
| | 小　計 | 229,320 | 188,340 | 40,980 |
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの | 国　債 | 4,951,600 | 6,078,502 | △1,126,902 |
| | 地方債 | 3,941,860 | 4,800,000 | △858,140 |
| | 政府保証債 | 79,880 | 99,697 | △19,817 |
| | 社　債 | 3,892,150 | 4,604,108 | △711,958 |
| | 受益証券 | 94,030 | 100,000 | △5,970 |
| | 小　計 | 12,959,520 | 15,682,307 | △2,722,787 |
| 合　計 | | 13,188,840 | 15,870,647 | △2,681,807 |

（2）当年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

| | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|---|---|---|---|
| 社　債 | 200,172 | 172 | － |
| 小　計 | 200,172 | 172 | － |

8. 退職給付に関する注記

（1）退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（DB）および特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | 569,734千円 |
| 退職給付費用 | 132,020千円 |
| 退職給付の支払額 | △111,928千円 |
| 確定給付型年金制度（DB）への拠出金 | △28,219千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | △72,624千円 |
| 期末における退職給付引当金 | 488,982千円 |

③ 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務 | 2,048,976千円 |
| 確定給付型年金制度（DB） | △633,681千円 |
| 特定退職金共済制度 | △926,312千円 |
| 未積立退職給付債務 | 488,982千円 |
| 退職給付引当金 | 488,982千円 |

④ 退職給付に関連する損益

| | |
|---|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 132,020千円 |

（2）特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金19,233千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、136,339千円となっています。

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価または償却原価 | 差　額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの | 社　債 | 231,180 | 188,340 | 42,840 |
| | 小　計 | 231,180 | 188,340 | 42,840 |
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの | 国　債 | 4,387,820 | 6,079,684 | △1,691,864 |
| | 地方債 | 3,449,990 | 4,800,000 | △1,350,010 |
| | 政府保証債 | 69,620 | 99,715 | △30,095 |
| | 社　債 | 3,640,370 | 4,603,616 | △963,246 |
| | 受益証券 | 93,700 | 100,000 | △6,300 |
| | 小　計 | 11,641,500 | 15,683,015 | △4,041,515 |
| 合　計 | | 11,872,680 | 15,871,355 | △3,998,675 |

8. 退職給付に関する注記

（1）退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（DB）および特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | 488,982千円 |
| 退職給付費用 | 132,441千円 |
| 退職給付の支払額 | △63,449千円 |
| 確定給付型年金制度（DB）への拠出金 | △26,407千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | △69,320千円 |
| 期末における退職給付引当金 | 462,246千円 |

③ 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務 | 2,056,077千円 |
| 確定給付型年金制度（DB） | △660,606千円 |
| 特定退職金共済制度 | △933,225千円 |
| 未積立退職給付債務 | 462,246千円 |
| 退職給付引当金 | 462,246千円 |

④ 退職給付に関連する損益

| | |
|---|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 132,441千円 |

（2）特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金18,639千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、115,032千円となっています。

9．税効果会計に関する注記

（１）繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| その他有価証券評価差額金 | 758,951千円 |
| 退職給付引当金 | 138,145千円 |
| 減損会計損失否認（土地） | 128,953千円 |
| 減損会計損失否認（土地以外） | 106,601千円 |
| ㈱ふかやアグリサービス（寄付） | 39,754千円 |
| 有価証券減損否認 | 27,219千円 |
| 賞与引当金 | 22,823千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 9,548千円 |
| 利息費用否認（資産除去債務） | 5,232千円 |
| 賞与引当金分の法定福利費否認 | 3,683千円 |
| 未払事業税・特別法人事業税 | 3,257千円 |
| その他 | 5,944千円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,250,167千円 |
| 評価性引当額 | △1,060,273千円 |
| 繰延税金資産合計（Ａ） | 189,893千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 全農外部出資評価益 | △7,858千円 |
| 有形固定資産（除去費用） | △40千円 |
| 繰延税金負債合計（Ｂ） | △7,899千円 |
| 繰延税金資産の純額（Ａ）＋（Ｂ） | 181,994千円 |

（２）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 27.6% |
| （調整） | |
| 過年度法人税、住民税および事業税追徴税額 | 9.7% |
| 評価性引当額の増減 | 6.4% |
| 交際費等の損金不算入額 | 4.9% |
| 住民税均等割額 | 1.7% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | △1.4% |
| 受取配当等の益金不算入額 | △6.9% |
| その他 | 0.2% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 41.8% |

（３）税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）」が令和７年３月31日に国会で成立したことに伴い、令和８年４月１日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、令和８年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から28.3%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,339千円増加し、法人税等調整額は3,339千円減少しております。

10．収益認識に関する注記

「2　重要な会計方針に係る事項に関する注記（４）収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

11．資産除去債務に関する注記

（１）資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①　当該資産除去債務の概要

当組合の川本プラザ事務所、八基プラザ野菜集出荷所等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

②　当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は０年～ 17年、割引率は０%～2.2%を採用しています。

③　当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 18,431千円 |
| 時の経過による調整額 | 57千円 |
| 期末残高 | 18,489千円 |

（２）貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、アグリホール駐車場、川本農産物直売所、男衾農産物直売所駐車場等に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該アグリホール駐車場、川本農産物直売所、男衾農産物直売所駐車場等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

12．その他の注記

（１）リース契約により使用する重要な固定資産

オペレーティング・リース

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。

| | |
|---|---|
| 未経過リース料残高相当額 | |
| １年以内 | 33,869千円 |
| １年超 | 91,986千円 |
| 合計 | 125,856千円 |

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。

9．税効果会計に関する注記

（１）繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,131,625千円 |
| 退職給付引当金 | 130,815千円 |
| 減損会計損失否認（土地） | 128,953千円 |
| 減損会計損失否認（土地以外） | 104,238千円 |
| ㈱ふかやアグリサービス（寄付） | 47,752千円 |
| 有価証券減損否認 | 27,219千円 |
| 賞与引当金 | 22,691千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 11,378千円 |
| 利息費用否認（資産除去債務） | 5,249千円 |
| 賞与引当金分の法定福利費否認 | 3,621千円 |
| 未払事業税・特別法人事業税 | 6,098千円 |
| その他 | 5,541千円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,625,184千円 |
| 評価性引当額 | △1,437,731千円 |
| 繰延税金資産合計（Ａ） | 187,453千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 全農外部出資評価益 | △7,858千円 |
| 有形固定資産（除去費用） | △40千円 |
| 繰延税金負債合計（Ｂ） | △7,899千円 |
| 繰延税金資産の純額（Ａ）＋（Ｂ） | 179,554千円 |

（２）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 27.6% |
| （調整） | |
| 交際費等の損金不算入額 | 2.8% |
| 評価性引当額の増減 | 1.3% |
| 住民税均等割額 | 1.1% |
| 受取配当等の益金不算入額 | △4.5% |
| その他 | 0.3% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 28.6% |

10．収益認識に関する注記

「2　重要な会計方針に係る事項に関する注記（４）収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

11．資産除去債務に関する注記

（１）資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①　当該資産除去債務の概要

当組合の川本プラザ事務所、八基プラザ野菜集出荷所等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

②　当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は０年～ 17年、割引率は０%～2.2%を採用しています。

③　当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 18,489千円 |
| 時の経過による調整額 | 59千円 |
| 期末残高 | 18,548千円 |

（２）貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、アグリホール駐車場、川本農産物直売所、男衾農産物直売所駐車場等に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該アグリホール駐車場、川本農産物直売所、男衾農産物直売所駐車場等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

12．その他の注記

（１）リース契約により使用する重要な固定資産

オペレーティング・リース

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。

| | |
|---|---|
| 未経過リース料残高相当額 | |
| １年以内 | 43,631千円 |
| １年超 | 109,863千円 |
| 合計 | 153,495千円 |

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。

## ■ 連 結 剰 余 金 計 算 書

（単位：千円）

| 科　　目 | 令和６年度<br>（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで） | 令和７年度<br>（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで） |
|---|---|---|
| （資本剰余金の部） | | |
| 1　資本剰余金期首残高 | 456,347 | 456,347 |
| 2　資本剰余金増加高 | － | － |
| 3　資本剰余金減少高 | － | － |
| 4　資本剰余金期末残高 | 456,347 | 456,347 |
| （利益剰余金の部） | | |
| 1　利益剰余金期首残高 | 11,787,119 | 11,909,231 |
| 2　利益剰余金増加高 | 146,501 | 271,661 |
| 　当期剰余金 | 146,501 | 271,661 |
| 3　利益剰余金減少高 | 24,389 | 23,873 |
| 　配当金 | 24,389 | 23,873 |
| 4　利益剰余金期末残高 | 11,909,231 | 12,157,019 |

## 農協法に基づく開示債権

（単位：千円）

| 区　分 | 令和６年度 | 令和７年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 21,659 | 38,581 | 16,921 |
| 危険債権額 | 72,751 | 177,330 | 104,578 |
| 要管理債権額 | － | － | － |
| 　三月以上延滞債権額 | － | － | － |
| 　貸出条件緩和債権額 | － | － | － |
| 小　　計 | 94,411 | 215,911 | 121,500 |
| 正常債権額 | 25,526,818 | 28,246,193 | 2,719,374 |
| 合　　計 | 25,621,230 | 28,462,104 | 2,840,874 |

（注１）１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
２．危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。
３．要管理債権：「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額をいう。
４．三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいう。
５．貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいう。
６．正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

（注２）令和４年３月期より農協法に基づく開示債権で表示しています。

## 事業別経常収益等

（単位：千円）

| 区　分 | 項　目 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---|---|---|
| 信　用　事　業 | 事業収益 | 1,296,443 | 1,624,944 |
| | 経常利益 | 490,472 | 534,917 |
| | 資産の額 | 184,101,399 | 182,523,448 |
| 共　済　事　業 | 事業収益 | 722,885 | 735,780 |
| | 経常利益 | 114,403 | 176,238 |
| | 資産の額 | 3,883,299 | 3,671,433 |
| 農業関連事業 | 事業収益 | 1,588,558 | 1,629,226 |
| | 経常利益 | △76,146 | △90,083 |
| | 資産の額 | 5,901,799 | 5,626,182 |
| そ の 他 事 業 | 事業収益 | 1,932,150 | 1,973,093 |
| | 経常利益 | △238,335 | △226,323 |
| | 資産の額 | － | － |
| 計 | 事業収益 | 5,540,037 | 5,963,045 |
| | 経常利益 | 290,393 | 394,748 |
| | 資産の額 | 193,886,497 | 191,821,065 |

## 連結自己資本比率の状況

令和8年3月末における連結自己資本比率は、２０.０３％となりました。

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、ＪＡを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

○　資本調達手段の種類　　普通出資
　　コア資本に係る基礎項目に算入した額　　1,578百万円（前年度1,610百万円）

### 1．自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、％）

| 項　　目 | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|
| コア資本に係る基礎項目 | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 13,934 | 14,147 |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 2,066 | 2,034 |
| うち、再評価積立金の額 | － | － |
| うち、利益剰余金の額 | 11,909 | 12,157 |
| うち、外部流出予定額　（△） | 23 | 23 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △17 | △21 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 34 | 31 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 34 | 31 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | － | － |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | － | － |
| コア資本にかかる基礎項目の額　（イ） | 13,969 | 14,179 |
| コア資本に係る調整項目 | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | 3 | 4 |
| うち、のれんに係るものの額 | － | － |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 3 | 4 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | － | － |
| 適格引当金不足額 | － | － |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | － | － |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | － | － |
| 前払年金費用の額 | － | － |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | － | － |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | － | － |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | － | － |
| 特定項目に係る１０％基準超過額 | － | － |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | － | － |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | － | － |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | － | － |

| 項　　目 | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|
| 特定項目に係る１５％基準超過額 | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | ― | ― |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | ― | ― |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | ― | ― |
| コア資本に係る調整項目の額　（ロ） | 3 | 4 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額（（イ）―（ロ））　（ハ） | 13,965 | 14,174 |
| リスク・アセット等 | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 70,541 | 67,472 |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△） | ― | ― |
| マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額 | ― | ― |
| 勘定間の振替分 | ― | ― |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額 | 3,124 | 3,283 |
| フロア調整額 | ― | ― |
| リスク・アセット等の額の合計額　（ニ） | 73,666 | 70,756 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率（（ハ）／（ニ）） | 18.95% | 20.03% |

（注）１．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。
２．当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
３．当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

## 2．自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：百万円）

| | 令和６年度 | | | 令和７年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 現金 | 888 | － | － | 1,017 | － | － |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 6,085 | － | － | 6,086 | － | － |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | － | － | － | － | － | － |
| 国際決済銀行等向け | － | － | － | － | － | － |
| 我が国の地方公共団体向け | 11,004 | － | － | 12,642 | － | － |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | － | － | － | － | － | － |
| 国際開発銀行向け | － | － | － | － | － | － |
| 地方公共団体金融機構向け | 100 | 10 | 0 | 100 | 10 | 0 |
| 我が国の政府関係機関向け | 298 | 19 | 0 | 298 | 19 | 0 |
| 地方三公社向け | － | － | － | － | － | － |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 128,384 | 25,876 | 1,035 | 126,332 | 25,466 | 1,018 |
| （うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け） | － | － | － | － | － | － |
| カバード・ボンド向け | － | － | － | － | － | － |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） | 12,932 | 5,655 | 226 | 13,439 | 5,697 | 227 |
| （うち特定貸付債権向け） | － | － | － | － | － | － |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 1,721 | 779 | 31 | 2,709 | 881 | 35 |
| （うちトランザクター向け） | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 不動産関連向け | 3,468 | 1,669 | 66 | 3,225 | 1,535 | 61 |
| （うち自己居住用不動産等向け） | 2,579 | 1,160 | 46 | 2,493 | 1,119 | 44 |
| （うち賃貸用不動産向け） | 888 | 509 | 20 | 732 | 415 | 16 |
| （うち事業用不動産関連向け） | － | － | － | － | － | － |
| （うちその他不動産関連向け） | － | － | － | － | － | － |
| （うちADC向け） | － | － | － | － | － | － |
| 劣後債権及びその他資本性証券等 | 1,619 | 1,619 | 64 | 507 | 634 | 25 |
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。） | 92 | 107 | 4 | 86 | 79 | 3 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | 25 | 25 | 1 | 24 | 24 | 0 |
| 取立未済手形 | 25 | 5 | 0 | 29 | 5 | 0 |
| 信用保証協会等による保証付 | 13,320 | 1,325 | 53 | 13,776 | 1,371 | 54 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | － | － | － | － | － | － |
| 株式等 | 646 | 646 | 25 | 646 | 840 | 33 |
| 共済約款貸付 | － | － | － | － | － | － |
| 上記以外 | 14,784 | 31,652 | 1,266 | 13,714 | 29,504 | 1,180 |
| （うち重要な出資のエクスポージャー） | － | － | － | － | － | － |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） | 1,002 | 2,505 | 100 | 300 | 752 | 30 |
| （ うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー） | 10,175 | 25,437 | 1,017 | 10,175 | 25,437 | 1,017 |
| （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー） | 68 | 170 | 6 | 50 | 127 | 5 |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー） | － | － | － | － | － | － |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー） | － | － | － | － | － | － |
| （うち上記以外のエクスポージャー） | 3,539 | 3,538 | 141 | 3,187 | 3,187 | 127 |
| 証券化 | － | － | － | － | － | － |
| （うちＳＴＣ要件適用分） | － | － | － | － | － | － |
| （短期ＳＴＣ要件適用分） | － | － | － | － | － | － |
| （うち不良債権証券化適用分） | － | － | － | － | － | － |
| （うちSTC・不良債権証券化適用対象外分） | － | － | － | － | － | － |
| 再証券化 | － | － | － | － | － | － |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 1,100 | 1,149 | 45 | 1,100 | 1,400 | 56 |
| （うちルックスルー方式） | 1,100 | 1,149 | 45 | 1,100 | 1,400 | 56 |
| （うちマンデート方式） | － | － | － | － | － | － |
| （うち蓋然性方式250%） | － | － | － | － | － | － |
| （うち蓋然性方式400%） | － | － | － | － | － | － |
| （うちフォールバック方式） | － | － | － | － | － | － |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△) | － | － | － | － | － | － |
| 標準的手法を運用するエクスポージャー計 | 196,498 | 70,541 | 2,821 | 195,738 | 67,472 | 2,698 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ＣＶＡリスク相当額÷８％（簡便法） | － | － | － | － | － | － |
| 中央清算期間関連エクスポージャー | － | － | － | － | － | － |
| 合計（信用リスク・アセットの額） | 196,498 | 70,541 | 2,821 | 195,738 | 67,472 | 2,698 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| マーケット・リスクに対する所要自己資本の額＜簡易方式又は標準的方式＞ | マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | マーケット・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| | － | － | － | － |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額＜標準的計測手法＞ | オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| | 3,124 | 124 | 3,283 | 131 |
| 所要自己資本額 | リスク・アセット等(分母)合計 a | 所要自己資本額 b=a×4% | リスク・アセット等(分母)合計 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| | 73,666 | 2,946 | 70,756 | 2,830 |

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要　（単位：百万円）

| | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額 | 3,124 | 3,283 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 | 124 | 131 |
| ＢＩ | 2,083 | 2,189 |
| ＢＩＣ | 249 | 262 |

（注）１．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
２．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
３．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
４．「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
５．オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

## 3．信用リスクに関する事項

### ①　リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、ＪＡ以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。ＪＡの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

（注）単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

### ②　標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは，以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関 |
|---|
| 株式会社格付投資情報センター(Ｒ＆Ｉ) |
| 株式会社日本格付研究所(ＪＣＲ) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Ｍｏｏｄｙ’ｓ) |
| Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング(Ｓ＆Ｐ) |
| フィッチレーティングスリミテッド(Ｆｉｔｃｈ) |

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、次のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|---|---|---|
| 中央政府および中央銀行 | | 日本貿易保険 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 国際開発銀行向けエクスポージャー | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 金融機関向けエクスポージャー | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

③　信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

| | | 令和６年度 | | | | 令和7年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 延滞エクスポージャー |
| 地域別 | 国内 | 195,398 | 24,747 | 26,851 | 117 | 194,638 | 27,577 | 25,547 | 111 |
| | 国外 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 地域別残高計 | | 195,398 | 24,747 | 26,851 | 117 | 194,638 | 27,577 | 25,547 | 111 |
| 業種別 法人 | 農業 | 216 | 216 | － | － | 185 | 185 | － | － |
| | 製造業 | 4,736 | 5 | 4,731 | － | 3,930 | 3 | 3,926 | － |
| | 建設・不動産業 | 1,303 | － | 1,303 | － | 1,203 | － | 1,203 | － |
| | 電気・ガス熱供給・水道業 | 3,513 | － | 3,513 | － | 3,714 | － | 3,714 | － |
| | 運輸・通信業 | 4,110 | － | 4,110 | － | 4,211 | － | 4,211 | － |
| | 金融・保険業 | 129,913 | － | 1,503 | － | 127,163 | － | 801 | － |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 796 | 6 | 789 | － | 794 | 4 | 789 | － |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 17,090 | 6,191 | 10,898 | － | 18,728 | 7,828 | 10,899 | － |
| | 上記以外 | 10,908 | 64 | － | 22 | 10,942 | 98 | － | 22 |
| | 個人 | 18,314 | 18,263 | － | 94 | 19,507 | 19,456 | － | 88 |
| | その他 | 4,494 | － | － | － | 4,256 | － | － | － |
| 業種別残高計 | | 195,398 | 24,747 | 26,851 | 117 | 194,638 | 27,577 | 25,547 | 111 |
| 残存期間別 | 1年以下 | 127,042 | 158 | 499 | | 123,769 | 136 | 300 | |
| | 1年超3年以下 | 1,069 | 469 | 600 | | 950 | 450 | 500 | |
| | 3年超5年以下 | 1,561 | 1,261 | 300 | | 4,131 | 1,121 | 3,010 | |
| | 5年超7年以下 | 5,411 | 1,099 | 4,311 | | 2,047 | 945 | 1,102 | |
| | 7年超10年以下 | 3,811 | 1,221 | 590 | | 6,516 | 1,515 | 2,001 | |
| | 10年超 | 40,332 | 20,285 | 20,047 | | 41,527 | 23,195 | 18,332 | |
| | 期間の定めのないもの | 16,168 | 252 | 501 | | 15,695 | 214 | 300 | |
| 残存期間別残高計 | | 195,398 | 24,747 | 26,851 | | 194,638 | 27,577 | 25,547 | |

（注）1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
3．「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

| | 令和６年度 | | | | | 令和７年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 38 | 34 | － | 38 | 34 | 34 | 31 | － | 34 | 31 |
| 個別貸倒引当金 | 14 | 11 | 5 | 8 | 11 | 11 | 20 | － | 11 | 20 |

⑤　業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

| 区　分 | | | 令和６年度 | | | | | | 令和７年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 |
| | | | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | |
| 国　内 | | | 14 | 11 | 5 | 8 | 11 | － | 11 | 20 | － | 11 | 20 | － |
| 国　外 | | | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 地域別計 | | | 14 | 11 | 5 | 8 | 11 | － | 11 | 20 | － | 11 | 20 | － |
| 法人 | 農業 | | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 製造業 | | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 建設・不動産業 | | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 電気・ガス熱供給・水道業 | | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 運輸・通信業 | | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 金融・保険業 | | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 日本国政府・地方公共団体 | | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 上記以外 | | 0 | 0 | － | 0 | 0 | － | 0 | 1 | － | 0 | 1 | － |
| 個　人 | | | 14 | 11 | 5 | 8 | 11 | － | 11 | 19 | － | 11 | 19 | － |
| 業種別計 | | | 14 | 11 | 5 | 8 | 11 | － | 11 | 20 | － | 11 | 20 | － |

（注）貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑥　信用リスク・アセット残高内訳表

［令和6年度］　（単位：百万円）

| 項目 | リスク・ウェイト（%） | CCF･信用リスク削減効果適用前 | | CCF･信用リスク削減効果適用後 | | | リスク･ウェイトの加重平均値（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | オン･バランス資産項目 | オフ･バランス資産項目 | オン･バランス資産項目 | オフ･バランス資産項目 | 信用リスク･アセットの額 | |
| | － | A | B | C | D | E | F(=E/(C+D)) |
| 現金 | 0 | 888 | － | 888 | － | － | 0 |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 0 | 6,085 | － | 6,085 | － | － | 0 |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | 0～150 | － | － | － | － | － | － |
| 国際決済銀行等向け | 0 | － | － | － | － | － | － |
| 我が国の地方公共団体向け | 0 | 11,004 | － | 11,004 | － | － | 0 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | 20～150 | － | － | － | － | － | － |
| 国際開発銀行向け | 0～150 | － | － | － | － | － | － |
| 地方公共団体金融機構向け | 10～20 | 100 | － | 100 | － | 10 | 10 |
| 我が国の政府関係機関向け | 10～20 | 298 | － | 298 | － | 19 | 7 |
| 地方三公社向け | 20 | － | － | － | － | － | － |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 20～150 | 128,384 | － | 128,384 | － | 25,876 | 20 |
| （うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け） | 20～150 | － | － | － | － | － | － |
| カバード・ボンド向け | 10～100 | － | － | － | － | － | － |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） | 20～150 | 12,932 | － | 12,932 | － | 5,655 | 44 |
| （うち特定貸付債権向け） | 20～150 | － | － | － | － | － | － |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 45～100 | 1,718 | 27 | 1,607 | 2 | 779 | 48 |
| （うちトランザクター向け） | 45 | － | 12 | － | 1 | 0 | 45 |
| 不動産関連向け | 20～150 | 3,468 | － | 3,343 | － | 1,669 | 50 |
| （うち自己居住用不動産等向け） | 20～75 | 2,579 | － | 2,494 | － | 1,160 | 47 |
| （うち賃貸用不動産向け） | 30～150 | 888 | － | 848 | － | 509 | 60 |
| （うち事業用不動産関連向け） | 70～150 | － | － | － | － | － | － |
| （うちその他不動産関連向け） | 60 | － | － | － | － | － | － |
| （うち ADC 向け） | 100～150 | － | － | － | － | － | － |
| 劣後債権及びその他資本性証券等 | 150 | 1,619 | － | 1,619 | － | 1,619 | 100 |
| 延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。） | 50～150 | 82 | － | 77 | － | 107 | 138 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | 100 | 25 | － | 25 | － | 25 | 100 |
| 取立未済手形 | 20 | 25 | － | 25 | － | 5 | 20 |
| 信用保証協会等による保証付 | 0～10 | 13,320 | － | 13,256 | － | 1,325 | 10 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | 10 | － | － | － | － | － | － |
| 株式等 | 250～400 | 646 | － | 646 | － | 646 | 100 |
| 共済約款貸付 | 0 | － | － | － | － | － | － |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 上記以外 | 100～1250 | 14,784 | － | 14,784 | － | 31,652 | 214 |
| （うち重要な出資のエクスポージャー） | 1250 | － | － | － | － | － | － |
| （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） | 250～400 | 1,002 | － | 1,002 | － | 2,505 | 250 |
| （うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー） | 250 | 10,175 | － | 10,175 | － | 25,437 | 250 |
| （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー） | 250 | 68 | － | 68 | － | 170 | 250 |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー） | 250 | － | － | － | － | － | － |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー） | 150 | － | － | － | － | － | － |
| （うち右記以外のエクスポージャー） | 100 | 3,538 | － | 3,538 | － | 3,538 | 100 |
| 証券化 | － | － | － | － | － | － | － |
| （うちＳＴＣ要件適用分） | － | － | － | － | － | － | － |
| （短期ＳＴＣ要件適用分） | － | － | － | － | － | － | － |
| （うち不良債権証券化適用分） | － | － | － | － | － | － | － |
| （うち STC・不良債権証券化適用対象外分） | － | － | － | － | － | － | － |
| 再証券化 | － | － | － | － | － | － | － |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | － | 1,100 | － | 1,100 | － | 1,149 | 104 |
| 未決済取引 | － | | | | | － | |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△） | － | | | | | － | |
| 合計（信用リスク・アセットの額） | － | | | | | 70,541 | |

［令和７年度］　　（単位：百万円）

| 項目 | リスク・ウェイト（%） | CCF･信用リスク削減効果適用前 | | CCF･信用リスク削減効果適用後 | | | リスク･ウェイトの加重平均値（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | オン･バランス資産項目 | オフ･バランス資産項目 | オン･バランス資産項目 | オフ･バランス資産項目 | 信用リスク･アセットの額 | |
| | － | A | B | C | D | E | F(=E/(C+D)) |
| 現金 | 0 | 1,017 | － | 1,017 | － | － | 0 |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 0 | 6,086 | － | 6,086 | － | － | 0 |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | 0～150 | － | － | － | － | － | － |
| 国際決済銀行等向け | 0 | － | － | － | － | － | － |
| 我が国の地方公共団体向け | 0 | 12,642 | － | 12,642 | － | － | 0 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | 20～150 | － | － | － | － | － | － |
| 国際開発銀行向け | 0～150 | － | － | － | － | － | － |
| 地方公共団体金融機構向け | 10～20 | 100 | － | 100 | － | 10 | 10 |
| 我が国の政府関係機関向け | 10～20 | 298 | － | 298 | － | 19 | 7 |
| 地方三公社向け | 20 | － | － | － | － | － | － |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 20～150 | 126,332 | － | 126,332 | － | 25,466 | 20 |
| （うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け） | 20～150 | － | － | － | － | － | － |
| カバード・ボンド向け | 10～100 | － | － | － | － | － | － |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） | 20～150 | 13,439 | － | 13,439 | － | 5,697 | 42 |
| （うち特定貸付債権向け） | 20～150 | － | － | － | － | － | － |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 45～100 | 2,707 | 23 | 2,582 | 2 | 881 | 34 |
| （うちトランザクター向け） | 45 | － | 13 | － | 1 | 0 | 45 |
| 不動産関連向け | 20～150 | 3,225 | － | 3,104 | － | 1,535 | 49 |
| （うち自己居住用不動産等向け） | 20～75 | 2,493 | － | 2,411 | － | 1,119 | 46 |
| （うち賃貸用不動産向け） | 30～150 | 732 | － | 693 | － | 415 | 60 |
| （うち事業用不動産関連向け） | 70～150 | － | － | － | － | － | － |
| （うちその他不動産関連向け） | 60 | － | － | － | － | － | － |
| （うち ADC 向け） | 100～150 | － | － | － | － | － | － |
| 劣後債権及びその他資本性証券等 | 150 | 507 | － | 507 | － | 634 | 125 |
| 延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。） | 50～150 | 66 | － | 62 | － | 79 | 128 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | 100 | 24 | － | 24 | － | 24 | 100 |
| 取立未済手形 | 20 | 29 | － | 29 | － | 5 | 20 |
| 信用保証協会等による保証付 | 0～10 | 13,776 | － | 13,713 | － | 1,371 | 10 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | 10 | － | － | － | － | － | － |
| 株式等 | 250～400 | 646 | － | 646 | － | 840 | 130 |
| 共済約款貸付 | 0 | － | － | － | － | － | － |
| 上記以外 | 100～1250 | 13,714 | － | 13,714 | － | 29,504 | 215 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （うち重要な出資のエクスポージャー） | 1250 | － | － | － | － | － | － |
| | （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） | 250～400 | 300 | － | 300 | － | 752 | 250 |
| | （うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー） | 250 | 10,175 | － | 10,175 | － | 25,437 | 250 |
| | （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー） | 250 | 50 | － | 50 | － | 127 | 250 |
| | （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー） | 250 | － | － | － | － | － | － |
| | （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー） | 150 | － | － | － | － | － | － |
| | （うち右記以外のエクスポージャー） | 100 | 3,187 | － | 3,187 | － | 3,187 | 100 |
| 証券化 | | － | － | － | － | － | － | － |
| | （うちＳＴＣ要件適用分） | － | － | － | － | － | － | － |
| | （短期ＳＴＣ要件適用分） | － | － | － | － | － | － | － |
| | （うち不良債権証券化適用分） | － | － | － | － | － | － | － |
| | （うち STC・不良債権証券化適用対象外分） | － | － | － | － | － | － | － |
| 再証券化 | | － | － | － | － | － | － | － |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | | － | 1,100 | － | 1,100 | － | 1,400 | 127 |
| 未決済取引 | | － | | | | | － | |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△） | | － | | | | | － | |
| 合計（信用リスク・アセットの額） | | － | | | | | 67,472 | |

⑦　ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

［令和6年度］　（単位：千円）

| | 信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 0% | 20% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 6,085,092 | | | | | 0 | 6,085,092 |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | | | | | | | |
| 国際決済銀行等向け | | | | | | | |

| | 0% | 10% | 20% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 我が国の地方公共団体向け | 11,004,919 | | | | | | 0 | 11,004,919 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | | | | | | | | |
| 地方公共団体金融機構向け | | 100,006 | | | | | 0 | 100,006 |
| 我が国の政府関係機関向け | 99,962 | 198,711 | | | | | 1 | 298,674 |
| 地方三公社向け | | | | | | | | |

| | 0% | 20% | 30% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国際開発銀行向け | | | | | | | | |

| | 20% | 30% | 40% | 50% | 75% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 126,384,984 | 2,000,000 | | | | | | 0 | 128,384,984 |
| （うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け） | | | | | | | | | |

| | 10% | 15% | 20% | 25% | 35% | 50% | 100% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| カバード・ボンド向け | | | | | | | | | |

| | 20% | 50% | 75% | 80% | 85% | 100% | 130% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） | 2,704,037 | 10,228,767 | | | | | | | 0 | 12,932,804 |
| （うち特定貸付債権向け） | | | | | | | | | | |

| | 100% | 150% | 250% | 400% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 劣後債権及びその他資本性証券等 | | 1,619,124 | | | 0 | 1,619,124 |
| 株式等 | | | 646,377 | | 0 | 646,377 |

| | 45% | 75% | 100% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 1,280 | 16,980 | 101,713 | 1,490,542 | 1,610,515 |
| （うちトランザクター向け） | 1,280 | | | 0 | 1,280 |

| | 20% | 25% | 30% | 31.25% | 35% | 37.50% | 40% | 50% | 62.50% | 70% | 75% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不動産関連向け<br>うち自己居住用不動産等向け | 1,219,064 | | | | 40,880 | | | 44,617 | | | 1,167,899 | 21,907 | 2,494,367 |

| | 30% | 35% | 43.75% | 45% | 56.25% | 60% | 75% | 93.75% | 105% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不動産関連向け<br>うち賃貸用不動産向け | | | | | | 848,869 | | | | | 0 | 848,869 |

| | 70% | 90% | 110% | 112.50% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不動産関連向け<br>うち事業用不動産関連向け | | | | | | | |

| | 60% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 不動産関連向け<br>うちその他不動産関連向け | | | |

| | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 不動産関連向け<br>うちＡＤＣ向け | | | | |

| | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。） | 188 | 14,795 | 61,379 | 1,104 | 77,466 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | | 25,017 | | 0 | 25,017 |

| | 0% | 10% | 20% | 100% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 現金 | 888,584 | | | | 0 | 888,584 |
| 取立未済手形 | | | 25,418 | | 0 | 25,418 |
| 信用保証協会等による保証付 | 0 | 13,255,536 | | | 700 | 13,256,236 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | | | | | | |
| 共済約款貸付 | | | | | | |

［令和７年度］　　（単位：千円）

| | 信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 0% | 20% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 6,086,274 | | | | | 0 | 6,086,274 |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | | | | | | | |
| 国際決済銀行等向け | | | | | | | |

| | 0% | 10% | 20% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 我が国の地方公共団体向け | 12,642,185 | | | | | | 0 | 12,642,185 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | | | | | | | | |
| 地方公共団体金融機構向け | | 100,006 | | | | | 0 | 100,006 |
| 我が国の政府関係機関向け | 99,980 | 198,812 | | | | | 1 | 298,793 |
| 地方三公社向け | | | | | | | | |

| | 0% | 20% | 30% | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国際開発銀行向け | | | | | | | | |

| | 20% | 30% | 40% | 50% | 75% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 124,332,891 | 2,000,000 | | | | | | 0 | 126,332,891 |
| （うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け） | | | | | | | | | |

| | 10% | 15% | 20% | 25% | 35% | 50% | 100% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| カバード・ボンド向け | | | | | | | | | |

| | 20% | 50% | 75% | 80% | 85% | 100% | 130% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） | 3,408,140 | 10,031,846 | | | | | | | 1 | 13,439,987 |
| （うち特定貸付債権向け） | | | | | | | | | | |

| | 100% | 150% | 250% | 400% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 劣後債権及びその他資本性証券等 | | 507,968 | | | 0 | 507,968 |
| 株式等 | | | 646,377 | | 0 | 646,377 |

| | 45% | 75% | 100% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 1,380 | 32,012 | 98,791 | 2,452,704 | 2,584,887 |
| （うちトランザクター向け） | 1,380 | | | 0 | 1,380 |

| | 20% | 25% | 30% | 31.25% | 35% | 37.50% | 40% | 50% | 62.50% | 70% | 75% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け | 1,191,353 | | | | 32,190 | | | 36,826 | | | 1,129,793 | 20,907 | 2,411,069 |

| | 30% | 35% | 43.75% | 45% | 56.25% | 60% | 75% | 93.75% | 105% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不動産関連向けうち賃貸用不動産向け | | | | | | 693,124 | | | | | 0 | 693,124 |

| | 70% | 90% | 110% | 112.50% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不動産関連向けうち事業用不動産関連向け | | | | | | | |

| | 60% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 不動産関連向けうちその他不動産関連向け | | | |

| | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 不動産関連向けうちADC向け | | | | |

| | 50% | 100% | 150% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。） | 13,922 | | 48,348 | 0 | 62,270 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | | 24,223 | | 0 | 24,223 |

| | 0% | 10% | 20% | 100% | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 現金 | 1,017,844 | | | | 0 | 1,017,844 |
| 取立未済手形 | | | 29,059 | | 0 | 29,059 |
| 信用保証協会等による保証付 | 0 | 13,712,979 | | | 596 | 13,713,575 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | | | | | | |
| 共済約款貸付 | | | | | | |

⑧　資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

| リスク・ウェイト区分 | 令和６年度 | | | | 令和７年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー | | CCFの加重平均値（%） | 資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後） | CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー | | CCFの加重平均値（%） | 資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後） |
| | オン・バランス資産項目 | オフ・バランス資産項目 | | | オン・バランス資産項目 | オフ・バランス資産項目 | | |
| 40%未満 | 164,645 | － | － | 164,386 | 166,744 | － | － | 166,481 |
| 40%～70% | 12,210 | 12 | 10% | 12,172 | 11,600 | 13 | 10% | 11,563 |
| 75% | 1,188 | 13 | 10% | 1,184 | 1,165 | 7 | 10% | 1,161 |
| 80% | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 85% | 86 | － | － | 86 | 58 | － | － | 58 |
| 90%～100% | 141 | 0 | 10% | 141 | 130 | 0 | 10% | 123 |
| 105%～130% | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 150% | 1,680 | － | － | 1,680 | 556 | － | － | 556 |
| 250% | 686 | － | － | 686 | 646 | － | － | 646 |
| 400% | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 1250% | － | － | － | － | － | － | － | － |
| その他 | 0 | 1 | 10% | 0 | 0 | 1 | 10% | 0 |
| **合計** | 180,640 | 27 | 10% | 180,338 | 180,901 | 23 | 10% | 180,590 |

4．信用リスク削減手法に関する事項

①　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、ＪＡのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P．71）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

| | 令和６年度 | | | 令和７年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け | － | － | － | － | － | － |
| 我が国の政府関係機関向け | － | 99 | － | － | 99 | － |
| 地方三公社向け | － | － | － | － | － | － |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | － | － | － | － | － | － |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） | － | － | － | － | － | － |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 22 | 1,381 | － | 29 | 2,365 | － |
| 自己居住用不動産等向け | 0 | 1,284 | － | － | 1,249 | － |
| 賃貸用不動産向け | － | － | － | － | － | － |
| 事業用不動産関連向け | － | － | － | － | － | － |
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。） | － | 1 | － | － | － | － |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | － | － | － | － | － | － |
| 証券化 | － | － | － | － | － | － |
| 中央清算機関関連 | － | － | － | － | － | － |
| 上記以外 | － | － | － | － | － | － |
| 合計 | 22 | 2,768 | － | 29 | 3,714 | － |

(注) １．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

２．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

３．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

４．「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

５．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6．オペレーショナル・リスクに関する事項

①　オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。

7．出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①　連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理およびその手続に準じたリスク管理を行っています。

②　出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額および時価

（単位：百万円）

| | 令和６年度 | | 令和７年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 連結貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 連結貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上　場 | － | － | － | － |
| 非上場 | 10,821 | 10,821 | 10,821 | 10,821 |
| 合　計 | 10,821 | 10,821 | 10,821 | 10,821 |

③　出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

（単位：百万円）

| 令和６年度 | | | 令和７年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| － | － | － | － | － | － |

④　貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

| 令和６年度 | | 令和７年度 | |
|---|---|---|---|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| － | － | － | － |

⑤　連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

8．証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

９．ＣＶＡリスクに関する事項

CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA―CVA、完全なBA―CVA、限定的なBA―CVAまたは簡便法をいう。）の名称および各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出していますが、該当する取引はありません。

10．マーケット・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当組合は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

11．オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当組合では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

〇オペレーショナル・リスク管理規程等

・定義

・基本的考え方

・体制：会議体、部門、部署

・その他

〇オペレーショナル・リスクの総合的な管理

〇事務リスク管理

〇システムリスク管理

〇その他オペレーショナル・リスク管理

◇ＢＩの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ＩＬＭの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業の該当はありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の該当はありません。

12．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

| | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | 1,149 | 1,400 |
| マンデート方式を適用するエクスポージャー | － | － |
| 蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー | － | － |
| 蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー | － | － |
| フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー | － | － |

13．金利リスクに関する事項

①　金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当組合では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当組合は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当組合では、経済価値ベースの金利リスク量（⊿EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.253年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
⊿EVEの前事業年度末からの変動要因は、貸出金の増加および有価証券の購入によるものです。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩ以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてＶａＲで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩと大きく異なる点（監督指針））。

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

| IRRBB１：金利リスク | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 項番 | | ⊿EVE | | ⊿NII | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 1,403 | 2,023 | － | － |
| 2 | 下方パラレルシフト | － | － | 177 | 128 |
| 3 | スティープ化 | 1,900 | 2,495 | | |
| 4 | フラット化 | － | － | | |
| 5 | 短期金利上昇 | － | － | | |
| 6 | 短期金利低下 | 418 | 431 | | |
| 7 | 最大値 | 1,900 | 2,495 | 177 | 128 |
| | | 当期末 | | 前期末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 14,174 | | 13,965 | |

- 「⊿EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 「⊿NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

確　認　書

1　私は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。

2　当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

（１）業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

（２）業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

（３）重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和８年５月１２日
ふかや農業協同組合
代表理事組合長　原　　浩㊞

**■会計監査人の監査**

2024 年度および 2025 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第 37 条の２第３項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

# 店舗等一覧（令和８年７月現在）

## 深谷市

| 店舗・事業所名 | 住　　所 | 電話番号 | ATM台数 |
|---|---|---|---|
| 本　　店 | 深谷市内ケ島728-1 | 048-574-1155 | － |
| 深谷北支店 | 深谷市内ケ島728-1 | 048-571-7511 | 1台 |
| 明戸プラザ | 深谷市蓮沼290-1 | 048-571-6363 | 1台 |
| 深谷プラザ | 深谷市仲町16-13 | 048-571-0248 | 1台 |
| 豊里プラザ | 深谷市新戒410-3 | 048-587-2301 | 1台 |
| 豊里プラザ店外ATM | 深谷市中瀬811 | | 1台 |
| 八基プラザ | 深谷市血洗島187 | 048-587-2311 | 1台 |
| 幡羅プラザ | 深谷市東方2118-1 | 048-573-0559 | 1台 |
| 深谷南支店 | 深谷市人見1921-1 | 048-573-0138 | 1台 |
| 櫛挽プラザ | 深谷市櫛引66 | 048-572-8111 | 1台 |
| 本郷プラザ | 深谷市針ヶ谷340-1 | 048-585-2224 | 1台 |
| 川本プラザ | 深谷市本田339-1 | 048-583-3231 | 1台 |
| 武川プラザ | 深谷市田中603-1 | 048-583-2831 | 1台 |
| 榛沢プラザ | 深谷市榛沢新田580-1 | 048-585-2324 | 1台 |
| 北部営農経済センター | 深谷市上敷免981-1 | 048-501-8388 | － |
| 南部営農経済センター | 深谷市人見1935-1 | 048-580-3211 | － |
| 西部営農経済センター | 深谷市榛沢新田580-1 | 048-501-2664 | － |
| 農機センター | 深谷市上敷免990-1 | 048-572-0080 | － |
| フロル直売所 | 深谷市樫合763 | 048-574-5315 | － |
| グル米ハウス | 深谷市東方2118-1 | 048-573-5311 | － |
| 川本農産物直売所 | 深谷市長在家1279-2 | 048-583-6120 | － |
| 榛沢給油所 | 深谷市榛沢新田1161-2 | 048-546-0333 | － |
| カントリーエレベーター | 深谷市上敷免990-1 | 048-571-2008 | － |
| 川本ライスセンター | 深谷市本田278 | 048-583-2823 | － |
| ㈱ふかやアグリサービス | 深谷市櫛引66 | 048-579-5900 | － |

## 寄居町

| 店舗・事業所名 | 住　　所 | 電話番号 | ATM台数 |
|---|---|---|---|
| 寄居中央支店 | 寄居町大字桜沢1110-1 | 048-581-1311 | 1台 |
| 寄居中央支店店外ATM | 寄居町大字寄居1665-1 | | 1台 |
| 用土プラザ | 寄居町大字用土1793-1 | 048-584-2007 | 1台 |
| 城南プラザ | 寄居町大字鉢形105 | 048-581-1160 | 1台 |
| 城南プラザ店外ATM | 寄居町大字立原367 | | 1台 |
| 男衾プラザ | 寄居町大字富田152-7 | 048-582-0022 | 1台 |
| 男衾給油所 | 寄居町大字富田152-7 | 048-582-1941 | － |
| 用土農産物直売センター | 寄居町大字用土831-1 | 048-584-2110 | － |
| 男衾農産物直売所 | 寄居町大字富田114-1 | 048-582-0909 | － |
| アグリホール寄居 | 寄居町大字桜沢100 | 048-580-0166 | － |

# 開示項目一覧

## 農業協同組合法施行規則第204条（単体）


1　業務の運営の組織　18
2　理事及び監事の氏名及び役職名　19
3　会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称　19
4　事務所の名称及び所在地　112
5　組合の主要な業務の内容　21
6　直近の事業年度における事業の概況　31
7　直近の５事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項　32
（1）経常収益(農業協同組合にあっては、第143条第2項第1号に定める事業の区分ごとの事業収益及びその合計)
（2）経常利益
（3）当期剰余金
（4）出資金及び出資口数
（5）純資産額
（6）総資産額
（7）貯金等残高
（8）貸出金残高
（9）有価証券残高
（10）単体自己資本比率
（11）法第５２条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額
（12）職員数
8　直近の２事業年度における事業の状況を示す指標として次に掲げる事項
【主要な業務の状況を示す指標】
（1）事業粗利益及び事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く。）　51
（2）資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支　51
（3）資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや　52
（4）受取利息及び支払利息の増減　52
（5）総資産経常利益率及び資本経常利益率　57
（6）総資産当期純利益率及び資本当期純利益率　57
【貯金に関する指標】
（1）流動性貯金、定期性貯金、その他の貯金の平均残高　43
（2）固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金の区分ごとの定期貯金の残高　43
【貸出金等に関する指標】
（1）証書貸付、当座貸越及び金融機関貸付の平均残高　43
（2）固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高　43
（3）担保の種類別(貯金等、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額　44
（4）使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高　44
（5）業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合　44
（6）主要な農業関係の貸出実績　45
（7）貯貸率の期末値及び期中平均値　57
【有価証券に関する指標】
（1）商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分)の平均残高　46
（2）有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存期間別の残高　46
（3）有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の平均残高　46
（4）貯証率の期末値及び期中平均値　57
9　組合の業務の運営に関する事項
（1）リスク管理の体制　12
（2）法令遵守の体制　14
（3）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況　8
（4）苦情処理措置及び紛争解決措置の内容　14
10　組合の直近の２事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
（1）貸借対照表、損益計算書及び注記表、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書　33
（2）貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額　48
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金
② 危険債権に該当する貸出金
③ 三月以上延滞債権に該当する貸出金
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
⑤ 正常債権に該当する貸出金
（3）自己資本(基本的項目に係る細目を含む。)の充実の状況　16
（4）次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益　47
① 有価証券
② 金銭の信託
③ デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く)
④ 金融等デリバティブ取引(法第10条第6項第13号に規定する金融等デリバティブ取引)
⑤ 有価証券店頭デリバティブ取引(法第10条第6項第15号に規定する有価証券店頭デリバティブ取引)
（5）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額　49
（6）貸出金償却の額　49
（7）会計監査人設置組合にあっては、法第37条の２第３項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨　111


※　ＪＡふかやは、信託業務を行っておりませんので、信託に関する事項は削除しています。

## 農業協同組合法施行規則第205条（連結）

| | |
|---|---|
| 1　組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 | 30/79 |
| 2　組合の子会社等に関する次に掲げる事項 | |
| (1) 名称 | 表紙裏 |
| (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 | 表紙裏 |
| (3) 資本金又は出資金 | 表紙裏 |
| (4) 事業の内容 | 30 |
| (5) 設立年月日 | 表紙裏 |
| (6) 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 | 表紙裏 |
| (7) 組合の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 | 表紙裏 |
| 3　直近の事業年度における組合及びその子会社等の事業の概況 | 79 |
| 4　直近の５連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 | 80 |
| (1)経常収益(第143条第2項第1号に定める事業の区分ごとの事業収益及びその合計) | |
| (2) 経常利益又は経常損失 | |
| (3) 当期利益又は当期損失 | |
| (4) 純資産額 | |
| (5) 総資産額 | |
| (6) 連結自己資本比率 | |
| 5　直近の２連結会計年度における組合及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結注記表、連結剰余金計算書 | 81 |
| 6　直近の２連結会計年度における組合及びその子会社等の貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | 91 |
| (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金 | |
| (2) 危険債権に該当する貸出金 | |
| (3) 三月以上延滞債権に該当する貸出金 | |
| (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | |
| (5) 正常債権に該当する貸出金 | |
| 7　直近の２連結会計年度における組合及びその子会社等の自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況 | 92 |
| 8　直近の２連結会計年度における組合及びその子会社等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額 | 91 |

## ディスクロージャーとは....

ディスクロージャーとは、企業の信頼性を増し、出資者（組合員）をはじめ一般の方々にも安心して事業をご利用いただくために、財務内容や経営内容を公開することです。

ＪＡにおいても、信用事業等の業務範囲の拡大に伴い、経営や財務に関する情報の開示をつうじ、ＪＡの運営の健全性をご判断いただくために、ここにディスクローズいたします。

この冊子が、ＪＡの事業内容や経営・財務内容をより深くご理解いただく糧となるとともに、みなさま方とＪＡとのパイプ役となりお役に立つことを願っております。

## ＪＡふかやは、ホームページを開設しています。

私どもＪＡふかやは、平成14年10月にホームページを開設以来、おかげさまで、みなさまからたくさんのアクセスをいただいております。私どものホームページは、ＪＡの情報はもちろんのこと、地域の農業などの情報も載せています。

これも、私たちは地域で活動し、地域のなかで育てていただいているからです。

特に、ホームページ等へのみなさま方からのご意見やご感想には、とても感謝しています。私どもＪＡは、もっと身近なＪＡを目指し、これからも努力してまいりますので、引続きご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ホームページのアドレスは、https://www.ja-fukaya.jpですのでアクセスお待ち申し上げています。

本ディスクロージャーについてのお問い合わせは
ＪＡふかや　企画管理部
TEL.048-574-1155
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kikaku@fkya.st-ja.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　https://www.ja-fukaya.jp

2026年　DISCLOSURE
令和8年7月制作
ＪＡふかや（ふかや農業協同組合）
〒366-0831　深谷市内ケ島728番地1
TEL.048-574-1155(代表)
【ＪＡふかやホームページ】
https://www.ja-fukaya.jp